

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今 木 浩 靖			

## 開議の宣告

○議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

傍聴の皆様方、早朝よりありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（星川睦枝君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

8番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 皆さん、おはようございます。そして、多くの傍聴者の皆さん、ありがとうございます。

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

議席番号8番、民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

私のほうは、4点について質問をしたいと思います。

まず最初は、職員の自主研修、これは制度と申しますか、そういったことについて、それから瑞穂町との交流プランはどのような内容になっているか、それから子ども・子育て支援の事業について、最後に公施設の管理運営のあり方について質問をさせていただきます。

まず最初に、職員の自主研修についてでございますけれども、各市町村の自治体の職員というのは、採用後ずっと40年間近く定年までその自治体におるということで、その中で行政事務、あるいは住民サービス、福祉等、そういった事務を初めとすることをやっているわけですが、日常の事務の中で、職員としてこういったものをやりたいとか、ああいったものをやりたいと希望する職員がたくさん見えるというふうに思うわけです。したがって、そういった意欲のある職員に対して、積極的に他市町、先進地へ行って研修をして、そこでいろんなことを勉強しながら、こちらへ帰ってきて、その内容について業務改善をすると、そういうような職員を積極的に派遣するといった制度をつくっていただきたいというふうに思います。これが1点です。

次は、瑞穂町との交流の関係ですけれども、同じ「瑞穂」という名前前で東京都の瑞穂町と交流をしておるわけでございます。これは、大規模災害時における応援協定ということで結びました。

昨年の10周年記念のときに瑞穂町からも来ていただきましたし、我々としても8月に瑞穂町

へ視察に行つてまいりました。大変そちらのよい施策といいますか、廃棄物のリサイクルセンターといったところの研修、あるいは周辺地域を視察したという経験がございます。したがって、ことしはお迎えをする計画があるということを知っておりますので、予算が数十万円とつてありますけれども、いつごろ、どういった内容でこちらへ来て、いろいろ私たちと接触をするか、そういう内容について執行部の方からお考えを、まずこの2点について最初質問しますので、よろしくお願ひします。

あとにつきましては、質問席から行います。よろしくお願ひします。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

松野議員の、職員の自主研修についての御質問にお答えをいたします。

研修については、地方公務員法39条に、職員には研修を受ける機会を与えなければならないというふうに規定をしております。瑞穂市では、市町村研修センター主催の研修や市町村アカデミーでの研修、また市役所内での内部の職員研修として、おおむね月に1度、講師を招いて研修を行っています。

松野議員の御質問にある、職員が持つ課題について職員が自主的に研修を行うことは、議員がおっしゃるとおり、今後の市役所における業務に役立つものであり、大変重要なものであると捉えています。

当市では、職員が職務の遂行に必要な知識や技術、教養を向上するために、瑞穂市職員研修要綱で基本的な方針を定め、さらに瑞穂市職員自主研修支援要綱を本年1月に制定し、ことしの4月から施行する予定であります。この中で、市の行政課題や行政運営の効率化など、自己の能力の向上のため、あるいは問題解決の方策等を見出すために、職員がみずからの意思に基づいて行う自主研修について支援をすることとしています。先進自治体のよいところを積極的に取り入れるためにも研修はすべきであると考え、特に自主研修を行うものであります。この要綱により、職員が自発的に行う先進自治体の視察研修などでは、旅費などの一部を支給することになります。

研修における成果については、研修報告を市役所内の職員研修を通じて職員全体に説明する、そのような機会を設けていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） では、2番目の瑞穂町との交流プランについては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

東京都西多摩郡瑞穂町、「まち」と言うんだそうですが、先方の提案によりまして、大規模災害時相互応援協定を昨年1月31日に締結をしたところでございます。これは、いわゆる

3・11の東北大震災を踏まえて、応援体制が近隣からではなく、やはりある程度離れていたほうが、被害を受けていない自治体から派遣ができるということで、これは先方のほうから御提案があって締結したものでございます。

この大規模災害時相互応援協定を締結したからには、お互いのまちの状況をやっぱり知っておく必要があるのではないかとということを前提に、相手のまちを知っておくといざというときにも応援がしやすいということで、互いのまちを知るため、平常時においては行政関係及び住民レベルで交流を深めていくということで、昨年、相互に開催しているイベントの下見を行いました。それで、当市のふれあいフェスタが昨年11月2日、3日に開催されたわけでございますけれども、その際には、瑞穂町の都市整備部長以下3名の職員にこちらのほうへお越しいただきまして、そして受付の近くのところにブースを設けまして、向こうの特産品でありますシクラメンとかお茶とか紅茶、そういった産品を展示していただきました。

その翌週、9日、10日、瑞穂町で第43回産業まつりが開催されました。その折に、私と総務部長以下3名で訪問させていただきまして、開催日前日から訪れまして町内をぐるっといろいろ案内をしていただきました。そして、9日の産業まつりの開会式に、大規模災害時相互応援協定を締結している自治体ということで、ステージの上で御紹介をいただいたところでございます。

このように、イベント会場は住民が最も集う場所でございますので、互いのまちを知るには格好の場ということで、今後も継続して相互に派遣をしましよと、派遣というか出展という形ですね。それで、先方は毎年11月の第2土曜・日曜に開催されますので、ことしもそこへ行ってPRをしてきます。

それで、この予算を組んでございます32万7,000円でございますが、これについては、瑞穂市の特産である柿を柿振興会からお分けいただいて、それを先方の産業まつりの会場で販売するという企画しております。昨年、こちら辺で言うとB級品というものだそうですけども、持って行って、会場で向こうの女子職員が皮をむいて試食をやっていただいたんですけども、本当に飛ぶようにさばけまして、非常に喜ばれたと。

今回行きました中に、いわゆる産業部門の職員がおりましたので、ずうっと八百屋とかスーパーとかを見てきますと、こちら辺でははっきり言ってくずのような柿でもそこそこの値段をつけて売られているということで、これなら十分向こうへ持って行って喜ばれるんじゃないかなという思いを抱いて帰ってきました。

そんなようなことで、私どもはそういった形で出展するに際しての経費でございますし、また先方は先方で、先立つ、うちは第1週、第2週にフェスタを開催する予定でございますので、ことしはシクラメンとか向こうの産物を持ってお越しただけるようになっております。

そのほか、交流を深めるということで、これも先方との会談の中でお互いに話し合っ

たんですが、小学生等の絵画も交換して、展示しながら、住民の皆さんに、うちは瑞穂町をPRする、また先方は先方で岐阜県瑞穂市を知っていただくと、そういった地道な交流を深めながら、息長くやっていく予定でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

ちなみに、瑞穂町、傍聴の方もお見えですので紹介しますと、人口が3万3,801人で、世帯数が1万4,082世帯でございます。そして、面積が16.83と、旧の穂積町ぐらいの大きさの町でございます。ただ、違いますのは、丘陵地帯にありまして、狭山丘陵、これは宮崎駿監督のアニメ映画の「となりのトトロ」のモチーフにもなったということでございまして、非常にまだ自然が残っている。ただ、横田基地が南部につながっておりますので、そういった騒音はありますけれども、非常にのどかな、いわゆる郊外の町ということで、本当に職員も非常にフレンドリーに対応をしていただけて、本当にいい町と交流ができるなというふうに思っていますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔「くず柿を訂正しろ」と16番議員の声あり〕

○副市長（奥田尚道君）　うちが持っていったのはB級品ですけど、向こうで売られているのが、八百屋なんかをずうっと見たんですわ、八百屋とかサービスエリアとかですね。それは、もううちで言うと、くず柿のような柿が売られていたということでございます。そういうことでございますが、よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○2番（くまがいさちこ君）　議長、手を挙げないでやりとりをしていいんですか。

〔8番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君）　松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君）　自主研修については、私が思うのは、今の行政を見ておりますと、縦割りといいますか、例えば住基もありますし、福祉、国保、教育、税、これがみんな縦割りになっておるわけですよ。それで、それをやっぱり一本化というか、そういうことをする必要があるので、職員を積極的に先進地であります、私の知っているのは千葉市が非常に先進しておると。なおかつ、その千葉市においては、情報公開もナンバー1だということを聞いておりますので、そういうところも参考にされればというふうに思います。

次に、子ども・子育ての関係になります。ここでは、5点について質問します。

まず最初に、社会保障と税一体改革による社会保障の充実では、消費税引き上げによる増収分、これは5兆円近くがあるわけですけど、全て社会保障の充実・安定に向けてのことになっており、基礎年金国庫負担割合は2分の1へ恒久的に引き上げる、社会保障の安定化のほか少子化対策、医療制度、介護保険制度などの社会保障の充実が予定されていますが、子ども・子育て支援の中の就学前児童に対する支援事業の制度は2015年4月に導入されますが、その内容等についてお尋ねをします。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 就学前児童に対する支援事業の施策、事業内容についての質問ですが、保育所事業を除き、就学前児童に対する事業は、地域子ども・子育て支援事業というものになります。

この事業には、地域子育て支援センターで行う、地域子育て支援拠点事業、NPO法人キッズスクエアに委託しておりますファミリーサポート事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業等があります。特に、この瑞穂市では、26年度は地域子育て支援センター事業の拡充に力点を置き、子育て中のお母さんの相談業務や育児に関する事業を展開していきたいと考えております。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今、お話をされましたけど、子育て相談センターの充実、あるいは一時預かりの場所をふやすとか、それから放課後児童クラブをもっと大勢の子供が受けられるような体制、そういったいろんな施策があると思いますので、それを来年に向けてしっかりと検討して、行っていただきたいというふうに思います。

次は3歳児の関係ですけれども、当市においては、3歳未満児が約1,850名程度見えるというふうに思うわけでありまして。そのうち、当市の瑞穂市立、あるいは清流みずほ、広域入所で保育を受けている子供は190名から200名程度であるというふうに思われますが、保育を受けた子供、いわゆる待機児童数でございます。これは、毎年待機される方があるわけですけれども、例えば平成20年ですと36名、それから25年1月現在では19名ということになっております。

この平成26年度の申し込みに当たって、待機となった子供は何名お見えになるのか、まず最初にお聞きします。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） この26年度に向けての今の状況ということでしょうか。

この数字については、今、手元にはないんですけれども、待機児童解消に向けては、少しでも多く受け入れるというようなことを努力しておる最中でございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） ということは、待機はないというふうに考えていいんですか。

要は、26年度の保育に対しての申し込みがもう終わっているわけですね。それで待機はないと。いいですか、そういう意味で。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 担当のほうからは待機があると、そう聞いております。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8 番（松野藤四郎君） そこで質問するわけですがけれども、穂積保育所、あるいは牛牧第一、西等では3歳児を受け入れていないということですね、3歳児未満は。これは、私はもう何回質問しておるかわかりませんが、平成20年度近くからずっとやっておるわけですが、一向に改善をされていない。いろんな設備が整っていないとか、保育士さんが確保できない。これは、はっきり言いますと行政側の怠慢だと。やはり行政というのは、市民の目線に立ってやるのが本意ではないでしょうか。待機児童の解消に向けて、どのような施策を今日までやってこられたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 3歳未満児の受け入れということでございますけれども、現状といたしまして、ゼロ歳児については市内の公保育所で8名、そして1歳児につきましては61名、2歳児につきましては85名という状況でございます。また、私立の清流みずほ、それからおひさま保育所等で、同じくゼロ歳児は9名、1歳児は33名、2歳児は47名の受け入れをお願いしております。

そして、議員の御指摘のように、公保育所での未満児の受け入れ体制については、穂積保育所、それから牛牧の第一保育所、それから西保育所の3園で、未満児については受け入れ体制は整っていないということでございます。

私ども、3歳未満児の待機児童解消への取り組みということで、少しでも多く受け入れるためには、議員が指摘されたように、施設の問題、それから職員の問題、それにつきまして大変問題があるということで、現在は職員定数の条例いっぱいまで正規の職員保育士を採用して、未満児クラスの増員を図り、受け入れ体制を固めようとしているところでございます。また、補助職員の保育士も確保するために、教育委員会から市長のほうへ補助職員の待遇改善への意見書も提出をいたしました。ホームページで、保育士確保を強く訴える厚生労働大臣の緊急アピールとともに、瑞穂の保育士募集のアピールを強く行っております。

加えて、岐阜県保育士・保育所支援センターの保育士再就職コーディネーターに瑞穂市の状況を説明し、求職者をつないでいただくよう要望もしております。また、市内事業者への社員の子供を預かる事業所内保育所の設置の呼びかけも今年度行いました。補助職員の待遇改善については、日額の30日分の増額を新年度予算として計上しているところです。

施設が十分でないこと、それから未満児は特に職員数が2人、3人に1人つけないといかんということから、大変職員の数も不足している状況は御指摘のとおりです。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） それは、今までの答弁の繰り返しですよ。要は、優先順位をつけて施策をしないかということです。無駄なお金を使わなくて、そういうところに、市民のニーズに応えるためにやっていただく、これが行政です。

順次保育所も改善しながら、職員の待遇、あるいはOBの方も見えるでしょう。それから、免許を持っている方も見えるでしょう。いろんな方にアタックしながら、待機児童がなくなるような方法で、ひとつお願いをしたいというふうに思います。

それから、次に行きます。

次は、この26年度の保育所の申し込みは締め切りました。したがって、昨年度より75名の増というお話を教育委員会の議事録から見ました。それについては、正職員の確保が難しいから補助職員等で補うというようなお話になっておりますけれども、今現在どのようになっているのか。ちゃんと4月には十分職員等が充足されて、子供たちが満足に保育が受けられる体制になっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 瑞穂市では、正規の職員に学級の担任というような形をお願いしております。そして、補助職員として、正規の職員とほぼ同数の職員を採用しているわけですが、これは各クラスの発達障害の疑いのあるお子様の個別の対応をするという形で、支援をする職員として位置づけをしております。現在のところ、正規職員で学級を担当するという方向で動いておりますので、これを仮にクラスをふやすためには、補助職員が担任をするという新たな考え方で補助職員の業務を考えていった場合に可能になるかもわかりませんが、そういったことも含めて、平成26年度に子ども・子育て支援会議を通じて、今後の方向を検討していただいて、その上で方向を定めていきたいと考えているところです。

〔8番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 要は75名ですね。今現在は1,139名が保育所に通っておるわけです。そこへプラス75名ということで1,214名になるんです。75名分の増に対しては、どのような方法で職員等を確保してやるのか、それは4月1日の入園日までに間に合うのか、そこを聞きたいんですよ。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 現在のところ、26年3月6日現在で、受け入れができるという状況につきましては、まだまだそれぞれの園で定員というか、受け入れ可能なところで受け入れを進めているところで、4月1日について新たな方策というものが現在あるわけではございません。

〔8番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君）　ということは、75名は保育所へ行けますけれども、誰が保育をするのか。要は先生方がつかない。規定に沿った先生といえますか、例えば何歳児ですと1人の先生がつくとか、そういった基準に当てはまらないままで保育をするという考えですか。

○議長（星川睦枝君）　横山教育長。

○教育長（横山博信君）　公の保育所としての受け入れにつきまして、それぞれの保育所に希望がまちまちでございまして、人気のあるといいますか、新しい施設につきましては大変希望が殺到します。

そこで、幼児支援課といたしましては、まだ余裕がある、そういった3歳児、4歳児、5歳児も含めての話ですけれども、そういった保育所をあっせんをしながら進めているということでございますが、定員は1,495名の定員を持っております。その定員の中に、現在の受け入れが1,196という数字でございまして、ただこれについては先ほども申しましたように、正規の職員で学級担任をやるという、補助職員はあくまでもサポートするという現状の職員の勤務の形態、それから実際に未満児を含めると職員の必要な数は一気に膨れ上がるものですから、そこら辺の調整が難しいということもあります。

希望については、仮に、別府とか牛牧の二は大変希望が高いということは、もう前からお話をしているところですが、3歳児、4歳児、5歳児につきましては、まだ定員の枠内での対応もできる部分があるかと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君）　松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君）　これは本当に重大なことですよ、市民にとってみれば、子供を預ける親としては。まだ質問をどんどんしないとならないんですけれども、これをもっと突き詰めていくと、次の質問ができません。これは4月の入園までにしっかりとやっていただきたい。これを確認しておきます、よろしいでしょうか。

次に行きます。

次は、今後の保育所の運営方針でございます。

平成25年第4回定例議会の中で教育次長は、全国的な傾向ではあるが、保育所運営に当たっては、今後、民間運営への切りかえを検討しなければ、ニーズに応えることができないと、こう言われています。他方、市長は以前から公設公営ということを言われておりますが、これはどちらが正しいのでしょうか。

また、民営化することによってメリット・デメリットが出ますけれども、民営化に方針転換をするのであれば、市長直属の附属機関といったものを設置して、幅広く意見を聞き、調査・研究する必要もあるというふうに考えられますが、どのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 今後の保育所の運営方針ということですが、今、議員がおっしゃっていただいたように、瑞穂市では公設公営ということを大事にして、保育所の運営を進めるという大きな流れはあります。ただ、一時期、清流の幼稚園が保育所を市内につくるというような動きもあったんですけども、その折にも、公設公営で行くという方向は出しておりましたが、ただ、子供たちの数がどんどんふえていく中で、公設公営の人数の受け入れの限界というものも実際にあって、次長のほうから、今後は民営ということも視野に入れる必要があるといった答弁をさせていただいております。

平成25年度より子ども・子育て支援会議を開催しておりまして、現在アンケート調査が終わりました。その報告書の作成を進めようとしております。この市民ニーズの結果を踏まえて、保育所、放課後児童クラブ、支援センター等のあり方、保育料も含めたいろいろな検討を26年度の会議で行い、子ども・子育て支援計画を立て、平成27年4月1日実施ということで進めております。その中に民の力をおかりするというような話もあろうかと思っておりますので、そこら辺の検討をしていきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 次は、子を持つ親としては、保育所へ保育で預ける、あるいは幼稚園へ預けるという選択をするわけですけども、私の言いたいのは保育料の関係でございます。どちらも条例等を見ますと、保育料として幾らというふうになっていますね。幼稚園が例えば教育料とか授業料というんであれば別ですけども、同じ保育料という考え方です。片や厚生との関係、こっちは文部省と、こうなるわけですけども、保育所に預けますと、所得に応じた保育料、高い人ではもう数万円かかるわけですね。幼稚園ですと6,000円か7,000円か8,000円、このぐらいですごい格差が出るんです。同じ子供をどっちに預けても同じベースにする、これが僕は基本ではないかと。

保育所での内容については、学校教育法からこちらは福祉法ですので、児童福祉法ですね。多少の違いはありますけれども、ほとんどの内容については同じだというふうに考えます。したがって、保育料については均一にすべきだと、要は見直す必要があるのではないかとこのように思います。これは、上からの制度で来ますけれども、当市は当市としての考え方でやっていってもいいのではないかとこのように思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 幼稚園の料金が安いというようなことで、今御意見もいただいております。これも子ども・子育て支援会議において意見を聞きながら、26年度にその方向を定めていきたいと思っております。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 幼稚園では、定員が百何名、200ちょっとですか。要は、幼稚園へ行きたいという人が非常に多いわけです。申し込みしても断られるということがありますので、そこら辺も含めて、幼稚園の定員数もふやしていただくように、よろしくをお願いします。

次は最後になります。7点近くありますので、一括という方法で進めていきます。

まず市立図書館の状況ですけれども、要は開館時間が10時から終わりが6時というふう聞いております。お仕事等で、帰りに寄っていろいろ勉強したいという方も数多く見受けられております。したがって、他市町の状況等を調べましたところ、安八や大垣市などについては閉館時間が7時半近くになっております。これを18時から19時30分ぐらいまでに延長できるような方向のお考えがあるのかということがまず1点。

次は、別府公民館の話をしてします。

これは、昨年度以来、この建物は60年近くたっているから老朽化し、本当に大変危険だから早急に解体をするということで、25年度にも明許費として上がっております。一向に進んでおりませんが、どのような状況になっているのか。

それから、ハリヨ公園についてですけれども、ここについては数年前に1,100万近くのお金を投資して池とゲートボール場をつくりました。けれども、私は最近行ってきましたんですけども、ハリヨはいるかなと疑問でございます。絶滅危惧の中に入るわけですけれども、非常に貴重なハリヨでございます。今後とも維持管理をしていけるのか、やめるのか。やめるに当たっては、売却等の方法で進めていただければというふうに考えます。

次に、教職員の駐車場の問題でございます。かねてからお話ししましたように、教職員の駐車場については市が土地を購入、あるいは借地として提供しているわけですけれども、これは市の責務になるのか、それから教職員については、どのような実態で通勤費等が支払われているのか。

それから、教育委員会で管理をしている教育田の話です。これは数多くの筆数、面積等がありますけれども、現状を見ていますと、未利用地となっているものが多数ございます。今後の未利用地のあり方について、どのような検討をされているか。

それから、議案にもありましたように、牛牧小学校の西側の土地を購入して教職員の駐車場にするというお話も出ております。ここは、本当にしっかりとした内部での話し合いの結果、こういった議案が出てきたのか、これについてお尋ねします。

それから、今後、日本の国の人口がどんどん減少していきます。50年近くたてば7,000万から8,000万人近くになるというふう言われております。それも、東京から大阪間の人口ということ。ということは、北海道や九州というところは本当に限界集落にあると、このよう

に思うわけです。

そういった中において、高齢者も非常に多くなってきます。したがって、福祉、あるいは地域コミュニティ、あるいは防災、そういったものを含めた施設等も必要になってくるのではないかと。そういった計画が今後あるのか。

最後に、岐阜市が極端な例になるわけですけれども、柳ヶ瀬といいますか、市の中心地区は非常に高齢化になり、子供たちも少なくなって、学校は統廃合をされてきております。当瑞穂市においては、まだ先の話でございますけれども、人口減少に伴う学校施設、あるいは公施設に対する検討が、ちょっと早いですが、そういった話し合いがされているのかということについて質問しましたので、これは数点あるわけですが、それぞれの担当の方からお答えを願いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問の市立図書館、ハリヨ公園、それから教育田の関係について答弁をさせていただきます。

市立図書館につきましては、開館時間の延長ということですが、この開館時間の延長についてはいろいろ課題があります。

第1点目については、市立図書館の立地状況ということで、本館も分館も市外の学校や職場から帰宅途中に利用することは難しい状況にあるということと、開館時間の延長による利用者の増加がそれほど見込まれるとは考えておりません。これが、駅の近くの人口が、人が密集する場所であれば、開館時間の延長ということも当然必要になってくるとは思います。また、防犯上の問題も予想されます。

2点目は、職員の人的配置及び予算的措置ということで、現在、10時から18時の開館時間になっておりますが、これを延長することによって、職員の増員相当の人件費や、光熱水費等施設管理の予算的措置が必要となってまいります。

このようなことから、開館時間の延長については、これらの課題を解決する必要があります。当然利用者の利便性を考えますと、こういうことも検討していかなければなりません、当分は現行のまま続けたいと考えております。

次に、ハリヨ公園の関係ですが、ハリヨ公園につきまして、実際に生息するのか、生息しないのかということで、そういう指摘も受けておりますので、ハリヨの生態確認いたしました。目視、わななどで何度か確認を試みまして、その際、ハリヨの生息は確認できなかったため、方向性として文化財の指定を解除して、土地の有効利用ということで、池を埋め立てて、ゲートボール場とあわせて売却する方向で一時考えておりましたが、昨年10月23日に岐阜県野生生物保護推進員という専門家の方が見えまして、そこに調査を依頼いたしました。生息調査をした結果、ハリヨ2匹の生息が確認されました。

ということで、この池にはハリヨが生息しているということで、したがって、このハリヨは市の記念物指定であると同時に、現在環境省によって危険危惧種A種に指定されております。岐阜県においても希少野生生物ということで、条例により捕獲等が禁じられておりますので、こういうことに関しまして、このハリヨ公園については池の埋め立てはできない。それを踏まえ、今後の方向性について検討をしているところではあります。ただ公園の南側のゲートボール場については利用がないという状況を確認しておりますので、地元にて了解をとり、一般財産として売却する案などを現在検討しているところであります。

それから、今回、議案の中に入っております土地の件ですけれども、今、市のほうで未利用地になっております牛牧野畑1530番地について、駐車場として利用すれば、この議案の土地を買わなくてもいいのではないかと御質問です。

これにつきまして、当該の学校、それから地域の安全サポーターの方に御意見をいただきました。その内容は、まず当該未利用地、牛牧小学校の東の市の土地ですけれども、この未利用地の南側、東西の道路につきましては牛牧小学校の東校門に通じておまして、全校児童683人のうち、およそ600人、88%の児童が登下校を行っている道路であると。今後も児童数が増加すると予測される地区であるため、子供たちの安全を考えると、駐車場としての活用は非常に危険であるということ。それから、現在保護者の方に、送迎時、南側の通学路に面していない駐車場にさせていただくことをお願いしております。しかし、当該未利用地を駐車場にすると、東門に近いということで多くの送迎車が通学路に進入することとなり、送迎車と通学児童との接触の危険性がふえるということ。それから、特にこの地区は地域での子供たちの見守り意識が非常に強く、学校より地域の方に登下校時、極力車で通らないようお願いして協力をしていただいているということでございますので、それにもかかわらず車の通行をふやすというような駐車場の整備は不適切であるということで、以上のように、教育委員会事務局としては、現場である学校や地域の要望を踏まえた上、子供たちの安全・安心を最優先し、この未利用地を駐車場とすることについては避けたいと考えています。

さらに、この未利用地につきましては、学校より、子供たちが花や野菜づくりができるよう教育田として利用したいという要望がありますので、そちらの方向で進めたいというふうに考えております。

この牛牧小学校西側道路を挟んだ土地の購入につきましては、これを駐車場として整備したいという理由につきましては、今後、牛牧小学校の児童が増加し、将来的に7教室不足する事態になるということで、平成26年度に校舎増築の設計をし、平成27年度に西門ロータリー北側に3階建ての増築棟を建設する計画であります。その駐車場が不足するというので、その補填としてありますし、また児童数増加に伴い教職員もふえることから、教職員の駐車場として、また来賓用として、さらに非常時、渋滞等混乱が予想される児童の引き渡しをスムーズに

行う待機場所として駐車場が必要であると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

2番目の別府公民館についてでございますが、総務部の管財情報課で担当させていただいております。現在も、関係者の方と解決方法を探っているところでございます。過去の資料等も含めて、資料作成にも時間を要しておるということでございます。土地家屋調査士さん、弁護士さんとも協議をして進めております。とはいっても、これはなかなか難しい部分がございます。今年度いっぱいというのは、ちょっと難しいかなという状況でございます。

ただ、一方的に取り壊してもいいんじゃないかという意見もありますけれども、もう少し煮詰めたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

そして、4番目の教職員の駐車場についての土地の購入の関係でございますが、瑞穂市内の場合ですと公共交通機関が十分整備をされていないということで、都会とはちょっと違うということ、そしてどうしても車の通勤が多いということ、また出張や地域内の巡回ということになりますと、私ども市役所のほうは公用車があるわけですが、そうしたものがないということ。

もう少し基本に戻りますと、学校の先生方の駐車というのは、校舎内の学校とか体育館の横、あいているスペースで児童・生徒の安全上問題がないところにとめておられるというのが通常かなというふうに考えております。ただ、瑞穂市内の小学校は児童がふえ、また教職員がふえていることから、駐車場を確保するのはやむを得ないのではないのかなというようなことも考えております。

なお、私ども職員につきましては、一月2,000円を払ってとめさせていただいております。

それで、県内の教職員さん等について調べてみますと、今のところはどこも徴収はしていないようでございます。今後とも調査を進めてまいりたいと思ひます。

そして、6番目の少子・高齢化ということで、地域コミュニティーの場ということでございますが、基本的には地域のコミュニティーの場ということでは、自治会での公民館ということで、私ども自治会への公民館の活動補助金ということで、3分の1の補助を差し上げております。用地については、できるだけ地縁団体をつくっていただいて、自治会で取得をしていただき、また建物については補助金を活用していただくということをお願いをしています。

また、地域自治会だけではなくて、校区の中でいろんなまとまりが出てれば、またそうした中でのコミュニティー施設というのも出てこようかと思ひますが、基本的には自治会の公民館の補助を進めていくということと考えております。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 岐阜市で学校の統廃合も進んでいるという、将来の学校施設のあり方

についての検討はどうかということですが、学校の統合・再編ということは、岐阜市では20年度から小学校の統合が2校、中学校の再編が2校ありました。また、28年度に小学校2校が統合される予定と聞いております。

岐阜市においては、市の中心部における児童・生徒数の減少が著しく、学校の小規模化が著しく進んでおります。校区を離れた場所に中学校が設置されていること等、その状況に対応するために、小・中学校の統合・再編が図られました。

そこで、瑞穂市の現状ということですが、向こう5年間の児童・生徒数の推移を見ると、全体的に増加傾向にあります。大きく増加すると予想される牛牧小学校では、平成31年には全校児童数約930人になると算出されております。一方、西小学校、中小学校においては減少しますが、わずかな減少にとどまり、学級数の減少にまで影響するものではないという認識です。

以上のことから、瑞穂市においては現在のところ、学校の統合・再編が必要な状況ではないと思います。

今後の見通しということですが、瑞穂市において少子化が進み、児童・生徒数の減少など問題が予想される際には、学校の適正規模、適正配置に配慮しつつ、統廃合の問題も考えてまいらなければならないと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 以上で質問を終わりますけれども、総括をしていきます。

職員の実地研修については、意欲のある職員については積極的に勉強に行ってもらい、そして日常の業務に反映させ、改善をしていただくように、ひとつよろしくお願ひします。

それから瑞穂町については、柿振興会からというお話もございました。お互いにきずなを深めながら、そして親睦を深めながら、末永く友好関係で努めていかなければならないというふうに思います。

それから、1つ問題になっているのは、園児75名の増員に対する保育所の受け入れ体制、これはしっかりやっていただく。4月の入園時までには、安心して子供が保育所に通えるように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、ハリヨ公園の話がありました。2匹しか生息しない、何ですか、これは。日常管理がしっかりしていないと、たしか2匹と言われましたね。2匹、確認したのは、そうですね。こんな管理の仕方ではだめですよ。自然水が出る本当に環境のよい、ハリヨがすむ好条件の場ですよ。もっと大切にしないかんです、1,100万も使ったんですから。

それから教職員の駐車場については、他市町もそこまで突っ込んだ話をしていない、料金を取っていないという話ですけども、これは税金を投入しておるわけですよ。先生方は通勤費をもらっていると思うんですよ。民間であれば、自家用車組合をつくって、土地を探して、そし

て自分たちでやるんですよ。市の責務というのは、もっとしっかりやってほしいというふうに思います。

以上4点について質問しましたがけれども、今後とも行政のほうはしっかりと受けとめていただいて、今後の運営をしていただきたいと思います。

これで質問は終わります。

○議長（星川睦枝君） これで、8番 松野藤四郎君の質問を終わります。

続きまして、10番 古川貴敏君の発言を許します。

古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） おはようございます。

議席番号10番、清流クラブの古川貴敏でございます。

ただいま議長のお許しをいただきました。これより一般質問をさせていただきます。

本日は、今いろいろと注目されております（仮称）大月運動公園整備事業に関する直接請求について質問させていただきますが、この問題はきのうも質問が行われております。重複する箇所も出てくるかとは思いますが、住民投票条例の制定という慎重な判断を求められておりますので、本日もこの問題につきまして、執行部の見解をお聞きしたいと思っております。

これよりは、質問席に移りまして質問させていただきます。

きょうは3点ほどに絞って質問させていただきますが、最初の質問でございます。

本事業につきましては、大月陸上競技場を考え直す会という市民団体により、住民投票条例の制定を求めた請求が行われております。きのうも西岡議員から踏み込んだ質問がされており、住民投票の実施は事業の大小ではなく、その判断基準は住民の声であるといった意見が出ておりました。

また、同じく昨日、副市長が答弁で住民投票が行われた事例を紹介されていましたが、いま一度、総務省ホームページの内容を紹介いたしますと、この住民投票は、昭和57年7月から平成22年10月までに全国で467件実施されております。そのうち、95%に当たる445件は市町村合併の賛否や枠組みを問うものでありまして、それ以外の事案で住民投票が行われましたのはわずか22件となっております。

ちなみに、合併関連以外の事案は、産業廃棄物の処分や原発の核燃料再利用計画、また可動堰建設計画やヘリポート基地の建設、また牧場誘致による牛舎建設の是非などであり、住民投票で争点とされた事柄は、自治体としての方向性を決めるものや、住民の生命や財産に関すること、さらには重大な環境問題を問うものと、いずれも大きな事案ばかりでございます。

また、これもきのうの質問に出ておりましたが、記憶に新しいところでは、昨年、東京都小平市で行われました住民投票がございます。これは、都内でも緑の多い地域として知られている小平市において、市民の憩いの場である中央公園や、また都市では珍しい雑木林を貫通して

幅員36メートルの巨大な道路をつくる計画に対し、その計画の必要性や環境破壊の是非を問うたものでございます。この計画には、220世帯もの住宅立ち退きも含まれていたようでございますから、小平市民の皆様にとっては大きな問題であったものと思われまます。もっとも、この小平市の住民投票ですが、投票率が規定の50%以上という要件を満たすことができず、不成立に終わったとのことでした。

さて、今、ここ瑞穂市における条例制定請求ですが、（仮称）大月運動公園整備事業を見直す必要があるのか、それとも見直す必要がないのかを問うものでございます。市政に関心を持ち、市を思い署名された市民のお気持ちは大切にしなければなりません。住民投票の実施に関しましては、私は慎重に判断する必要があると思います。判断基準が住民の声だけであるならば、議会での審議は必要ありません。投票に多額の費用を投じることになるのですから、全国事例の状況もしっかり精査し、我々はその判断材料の一つにする必要があるかと思っております。そこでお尋ねいたします。

市は、他の自治体とのつながりも密接であり、当然全国事例等の情報入手も用意と思われまます。客観的に他事例と比較した場合、本事例が住民投票にふさわしいものかどうかの見解をお聞かせ願えればと思っております。お願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいまは、この住民投票が必要かどうかということだと思っておりますけれども、お答えをする前に、今回の（仮称）大月運動公園整備事業について住民の意思を問う住民投票条例というものにつきまして、少し簡単に御説明をしたいと思います。

この条例の目的は、（仮称）大月運動公園整備事業について、計画案を見直すべきか、計画案の見直しは必要ないかの意向を市民の皆さんの投票によって確認するものということでございますので、皆さんに投票してもらおうということでございます。

投票の執行につきましては市長が実施するわけですが、この住民投票の管理執行は市の選挙管理委員会が行うということです。よって、通常の選挙のような感じになろうかと思っております。

投票の期日は、条例が施行されてから60日を超えない期間の日曜日ということでございます。

投票の資格者ということですが、通常であれば選挙人名簿を作成するわけですが、投票資格者名簿ということで、市議会議員選挙とか市長選挙の際の選挙権のある方、そして今回は外国人についても、20歳以上で引き続き3カ月以上住んでおられる住民基本台帳に登録された方ということで、投票資格者名簿というものをつくって、実施をするものでございます。

また、投票の方法は記号式ということで、投票用紙に丸を打つということでございます。住民参加により計画案を見直す、また、そのまま必要ないよという2つの欄がございまして、丸を打つということでございます。

情報の提供ということで、市長は、住民投票のためにいろんな情報をきちんと出しなさいよというような条文になっております。

また、投票の結果につきましては、選挙管理委員会がきちんと市長、議長に報告しなさいと、こんなことになっております。

また、まちづくり基本条例というのが私どもにはありまして、第9章に住民投票というのがございます。

第20条、市長は市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2項、市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票で得た結果を尊重します。

3項、住民投票を行う場合は、その事案ごと、投票に付する事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法は、投票結果の公表等を規定した条例を別に定めるということでございまして、基本的には、住民投票は条例をつくってやれるという規定になっております。

今回は、直接請求ということで、住民の皆さんから御自分の自署の署名を持って、こんな条例をつくってくださいよということで私どものほうに届け出がございました。

先ほど議員さん、よく全国の状況を調べておられまして、本当に合併を除きますと、産業廃棄物の処理場、原子力発電所、ヘリポート基地ということで、どちらかといいますと、市町村が県とか国へ住民投票をやりたい意思を持って、計画の中断とか見直しの意向を示すということに多く使われているような気がいたします。

一方、私どもみたいに、(仮称)大月運動公園などのように、こうしたいろんな施設をつくる、つくらないということで実施されているのも幾つかあるようでございます。先ほど小平市の話がございましたが、投票率が50%に満たなかったので開票しなかったと。状況はといいますと、今も事業が進んでおるようでございます。

鳥取市では、庁舎を移転するか耐震補強して使うかということで、耐震補強という結果が出ていますが、どうも移転をするということで、今なお進めておられるようでございます。

駅の建設とか文化会館の建設などということで、あちこちでこうした事案はあろうかと思いますが、今回のようなケースでは事業の計画や必要性、また将来性について十分な情報提供を行い、市民の皆さんの御理解をいただくというのが必要じゃないかと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長(星川睦枝君) 古川貴敏君。

○10番(古川貴敏君) ありがとうございました。

確かにこうだから住民投票を行いなさいとか、しないとかという判断は難しいかと思いますが、状況の違いもあり、一概に言えないという御返答かと思います。その前に、市民の皆様

十分な情報提供を行うことが必要ではないかということかと思えます。わかりました。

それでは次に、仮に（仮称）大月運動公園整備事業の計画案を見直す必要があると想定して質問いたします。

この件に関しましては、私も個人的に市民の皆様から多くの意見をお聞きしております。きのうの答弁にもございましたが、陸上競技場は不要との意見から、体育館や武道館が欲しいや、プールをつくるべきとの意見、また体育施設ではなく公園を整備すべきであるとの意見の方もお見えになります。それも、いつ来てもくつろげる庭園のような公園を望まれる方もいれば、お金をかけずに必要最小限の施設でよいと言われる方もお見えになりました。また、多額の費用をつぎ込む施設そのものが不要との意見もあれば、ある方は、とりあえず署名してきたけど、あれは何のことかと、後から内容の問い合わせを受けたこともございました。要するに、この事業を見直した場合、その選択肢は余りにも多様であり、どのような施設を整備しても、署名された市民の皆様方全員の御要望を満足させることはとてもできないわけであります。

しかし、このような活動は、市民の意思を直接問う市民参加手法の一つであり、ある意味二元代表制を補完するものでありますから、我々はこういった市民の皆様方の意見を真摯に受けとめ、つくるのであればできる限り多くの方が満足する施設を整備しなければなりません。

そこでお尋ねいたします。今回のように、市民それぞれ違った思いを受け、行政がそれに応えようとする場合、どのような手法をもって施設計画を行うべきか。私、個人的には、多くの市民の声を反映する方法が思い浮かばないのですが、執行部としては、こういったケースでどのように市民の御要望を満足させるのか、何かお考えがあればお教えてください。

○議長（星川陸枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、議員がおっしゃったように、市民の皆様方にはいろいろな御意見があるかと思えます。少子・高齢化が進み、人口がだんだん減少していくと。そういった中で、瑞穂市の場合は、もう少し人口は増加してくると思えます。と言っても、決して財源に余裕があるわけではございません。

2つの町が合併してできた瑞穂市では、今は5万3,000人ですが、多分5万5,000から6万人ぐらいまで私は行くと思っておるんですが、こうした5万5,000、6万人の瑞穂市に必要な施設は何か、今ある施設をいかに延命をし、どのように建て直すのか、周辺の市町村の利用なども考えて、市全体、また将来を含めて行財政運営を行っていくという考えの中で、いろいろな物事の計画を立てなきゃならないと考えております。

今回も、大月の運動公園の際には、本田校区で自治会長さんや各種団体の役員さん等を含めて皆さんが勉強会をされました。これが（仮称）大月運動公園整備事業にどうこうというのはなくて、地域の役員の方皆さんがこぞって勉強会、説明会をやってよということで実際やりましたけれども、私どもがしっかりした計画を立てて、そうした計画を皆様方に提示しまして、

いろんな機会、審議会とか懇談会、ワークショップ、パブリック・コメント等、私どももどんどん情報を出して、皆さんの声を聞くと。それしか方法はないのではないかと考えております。今後ともよろしく願いをいたします。

[10番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 見直すとなれば、市民の方の意見を集約して、じっくり説明しながら見直していくしか方法はないという御答弁かと思いますが、確かに私もそう思います。

それでは、最後になりますが、今回の署名活動についてお尋ねいたします。

今回、わずか一月の間に4,000名近い署名が集まりました。きのうの質問では、時間があれば、倍以上の署名が集まったであろうということでございました。これはある意味、議会が市民から信用されていないということであり、我々は大いに反省しなければなりません。

さて、この署名活動で、多くの市民が大月の整備計画に疑問を持っていることは確認できました。しかし、一方、さきの質問でも述べましたとおり、選択肢の多い争点の曖昧さに疑問を感じている市民、またチラシに記載されている表現方法に疑問を抱く市民、さらにはこの活動そのものが一部の者の選挙活動ではないかと指摘される市民もお見えになりました。市民の皆様感じ方はさまざまなようでございます。市は、この署名活動に対してどのような見解をお持ちなのか、お尋ねしておきます。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） この直接請求の署名活動でございますが、署名者、また署名を集められる方の自由を妨げない限り、特に規制がございません。署名に関しての特にこれといった規制がなく、チラシなどの頒布についても自由となっていますので、署名をしてはいかんとか、いろんな脅迫などをしない限りは特に罰則規定もございませんということでございますので、皆さんが自由な格好で実施をするということでございます。

ただ、これらを徹底する方法というのは、なかなか私のほうがどうこうということではできませんので、そのあたりは御理解をいただきたいと思っておりますし、全てこの直接請求については、ルールが決まっております、この流れというものにつきましては私どももホームページ等で早い時期からお知らせはさせていただきました。そして、告示等をするものについては、その部分も話していただいてということで進めてきたところでございます。

この期間中でございますが、いろんなことがあったかもわかりませんが、私のほうへ直接、こんなことで問題があるのではないかとというお問い合わせ等はありませんでした。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

今回の署名活動は、正当に行われたと……。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今、住民投票につきまして御質問をいただいております。全国の住民投票の内容等々もよく精査されまして、御質問いただいておりますところでございます。

この運動公園の整備に当たりまして、今回、この住民投票関係の署名活動をされました経過を本当に話して、そういう経過も知って署名をされておるか。我々は、絶対にこの住民の皆さんを無視してはおりません。

これは御案内のように、もうきのうも述べたところでございますが、旧の巢南町の第3次総合計画でございます。これが1992年から2001年までの中のタウンセンター構想です。多目的施設を整備すると、ここに入れておまして、タウンセンターの中にこういった施設の絵もはっきり言って入れております。これを、合併の協議の中ですり合わせをしました。そして、新市の計画、そして市の第1次の総合計画の中に全部盛り込んでございます。そして、ここに私のマニフェストがございます。21項目めに、芸術、スポーツ、体育施設の整備を4年以内に行いますと、こういったことをマニフェストにも掲げております。

そして、この計画に当たりましては、瑞穂市の体育協会傘下50団体、約4,171名の代表者の皆さんに協議をしていただきました。そして、きちっと市長、教育長宛てに要望書が平成21年9月30日から、まず何があるかといいますと、総合体育館、そして総合グラウンド、野球場、こういった形で要望が出ております。この体育協会の傘下、これは会員に入っておる人たちでございます。一般市民は入っておりません。そういったところの強い要望もありました。

そしてまた、市としましては24年にスポーツアンケートも実施いたしております。その実施の内容もお知らせをしておるところでございます。そういう結果に基づきまして、こういう問題を投げかけました。

そして、二元代表でございます。議会の皆さんに昨年お示しをして、委員会、そして全員協議会だけでも2回、3回進めております。ある方は退場されましたが、説明もきちっとして、協議をしてまいりました。その協議をしてきたのを、今回予算化して提案をされた事業でございます。

二元代表、議員の皆さんは地域の代表、瑞穂市民の代弁者でございます。その二元代表の皆さんの絶対多数の賛同を得て、私は提案をさせていただいている。これは、議員皆さんが御承知のとおりでございます。議員皆さんの後ろには何千人、何万人という支持者が見えます。やはり議会の報告会もされております。そういったところに、こういうことをどんどん掲げて地域でやっていただいております。こういうことは起きていなかったんではないかと思っております。

今回の署名に当たりまして、ある方から聞きました。ドクターがこれに署名してくれ、これに署名してくれと、お医者さんがやっておられる。何の説明もなしに、これに署名する。こういうことも聞いております。

私は、真摯に努力されたことは認めます。今度、意見書ですが、今定例会の最終日までにはもちろん議会に提案させていただきます。意見書をつけさせていただきますが、そういう内容でもあったことを、この本会議の場でお話を申し上げて、これまでの流れの中でずっとやってきておる。議会の皆さんと相談して、そして提案をさせていただいておる。そのことを議会の皆さんももう一度、総務委員会でああいった修正をかけられましたが、もう一度自分たちで修正をかけたことが本当によいのか。最終日まで時間もございます。よくお考えをいただいて、ひとつその結果を出していただくことを再度申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 今、市長から熱弁がございましたが、この署名活動というのは、提案される前からある程度想定で署名活動が始まっております。

我々議会といたしましては、この3月議会で提案されました堀市長の（仮称）大月運動公園整備事業に関しまして、議員一人一人が、確かにお話は今まで伺ってございましたが、提案されました金額が8億9,000万。この8億9,000万に関しまして、議員一人一人いろんな考えがあるかと思えます。お話は聞いていたけど8億9,000万はかけ過ぎではないかとか、陸上競技場も本当に7コースは要らないんじゃないかと。また、逆にもっと立派な8コースをつくったほうがいいんじゃないかという議員の方もお見えになるかと思えますが、あくまでも私どもは提案されてからもう一回見直したわけでございますから、お話は伺ってはございましたが、判断は提案されてからの判断でございます。

いずれにいたしましても、署名活動のお話を聞いていたんでございますが、きのう、市長がこの署名活動のチラシを見れば私もサインするというような御発言ございました。署名活動にどうのこうの言うわけではございませんが、せつかく市民の方が一生懸命やられまして、そう感じるようなチラシがあったということは、私も個人的にはちょっと残念に思っております。

本日は、住民投票に関する執行部の御答弁をお聞きしたわけですが、単に今回の案件だけでなく、またこれから出てくる可能性もありますが、広い意味での住民投票条例を考える場合の参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（星川睦枝君） これで、10番 古川貴敏君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 河村孝弘君の発言を許します。

河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 議席番号11番、清流クラブ、河村孝弘です。

議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。

質問内容としては、瑞穂市の現状は、事務ヒアリングシートがありますが、ヒアリングシートで数字による企画・立案、実行、検証を行って、具体化を図っているのか。

また、前回の一般質問において予算決算委員会の必要性を伺いましたが、事務事業評価とリンクできないのか。また、今後施策評価も行うべきではないかを取りまぜて質問に移りたいと思います。

以下、質問席にて質問させていただきます。

まず最初に、行政評価をどうしてしていかなければいけないかという点から考えていきますと、瑞穂市においても財源不足というところから財政評価をして、ある程度支出を抑えなきゃいけないというところが基本路線だと思います。

各市町村、現実に交付税に頼っているというところが今の財政状況だと思っております。今後、そういうことに頼ってばかりいると、非常に今後行き詰まっていく、いわゆる歳入・歳出、歳入の資金をどのように瑞穂市が確保していかなきゃいけないかというところだと思っております。単純に言えば、経費のカット、物件費が一番しやすいと思うんですけど、その次に人件費、ラスパイレス、例えば年間1%ずつ下げたとしても、5%まで下げていく。これは、数年であれば5年、それ以上下げていくと、いわゆるサービスの低下、従来そういう発言等々議員の皆様からありましたけど、それについて今後どうしていくのか、あくまでも経費の節減のみではやっていけないという状況に陥ると思っております。

基本的に今後どうしていかなきゃいけないかということについて、ある程度私なりに考えていきますと、執行部、議員がともに住みやすいまちをつくっていく。

行政評価というと執行部だけで、経費を下げなさい、この分をカットしなさいというだけに陥っておりますが、基本的には議会のほう、いわゆる営業というか、歳入のほうもせつかく議会活性化推進特別委員会というものが今存在していますから、議会報告のみならず、それについて議会はどうあるべきか、どういう形で執行されていくべきかという点が今後考えていく一番のポイントになると思うんですけど、その辺のところは、今後、議会活性化推進特別委員長もすばらしい人ですから十二分に考えていただけたらと思います。

また、現実に戻りますが、今般の議会の中において、いろんな委員会等々、特別委員会も設

置されましたが、1番は、これは基本的な問題なんですけど、執行部の書類の漏えい、これは基本的にいいか悪いかという問題になるかと思えますけど、それがあって、個人情報の漏えいがあるっていいものかと。そういう点も守っていかなければ、行政改革の一つもなし得ないと。基本がもうなっていないという観点も含めて質問させていただきます。

我が瑞穂市において、行政評価・監視には、全国計画調査と地域計画調査がありますが、瑞穂市はどのように現状行っているのか。また、行政評価をする上で、従来の前例踏襲や法令手続重視に偏り、成果によりどのぐらいお金をかけ、どのぐらいの事業をしたか、どれだけ自慢できるか、俗に従来から箱物行政ともよく言われますが、こういうことに重きを置いた事業が行われている。これに対して、アンチテーゼになるのが行政評価だと私は思っております。

瑞穂市の事業ヒアリングシートは、本来、今年度の評価ができて、来年度の予算編成につながるのが理想であります。予算・決算とリンクして検討されたものがなく、最終的に具体性のないヒアリングシートになっていますが、これで評価ができるのか、スキルアップができるのか、一部疑問を感じる点でもあります。

まず最初に、行政評価の前提となるべき行政コスト計算書とか、あるいはその前提となるべきバランスシートをもとにして事務事業評価、執行評価を有効なツールとして予算編成や決算、行政マネジメントをどのように活用されているのか、具体例をお願いいたします。一部これ、誰がお答えになるかわかりませんが、反問権を使っていただいて結構ですから、疑問点をお聞きいただいても結構です。この点にお答えをお願いします。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 河村議員の、行政評価と予算・決算のリンクに関する御質問にお答えをいたします。

平成16年度以降、財政健全化法、新地方公会計制度の導入等で、地方行財政の公開が進んでまいりました。これは、地方分権改革が推進された結果、まちづくりは国や地方に任せ切りではなく、自分たちのことは自分たちのまちで自立しなければ、自分たちが立ち行かなくなるということを示す上で最も重要な意味を持っており、最近では、県や高山市、美濃加茂市のように、予算編成の過程において、さらなる情報を提供するような団体もふえてきております。

このような流れは、瑞穂市でも、新年度予算編成に当たり、各所管の施策や課題、懸案事項を把握するために作成した事業ヒアリングシートに評価欄を設け、今年度より開示に踏み切ることになりました。

従来の内部資料であったものを公開するという事は、職員でも戸惑いがあったり、部署間での統一した評価ができるかが課題でありました。協働のまちづくりや情報開示の加速が進められる中、このような公開は必要だというふうを考えて公開をいたしました。

まだまだ改善すべき事項が多くあります。河村議員の御指摘である行政コスト計算書、バラ

ンスシートを用いた事務事業評価については現在有効に活用できていない状況であり、今後とも検討課題であります。

このように、公会計制度が十分に活用されない事態に、国では昨年8月に、今後の新地方公会計制度の推進に関する研究の中間取りまとめがありました。このまとめでは、現実的な問題として、地方公会計より企業会計のほうが先行し、一般的に普及していることから、企業会計をベースにしながら、税収などの地方会計の固有の論点を整理するような内容になっております。このような状況を参考にしながら、当市でも進めていくような課題となるというふうに考えております。

政策評価の基本的な考え方は、行政機関が行う政策の評価に関する法律によるものと理解をしております。この法律における行政機関とは国の各省庁となっておりますが、基本的な方針や政策目標、評価の観点、評価の測定指標、政策の効果、把握方法などは、地方自治体においても同様に引用できるものと考えています。

事務事業評価については、市の課題であるというふうに認識をしております。事業の成果を適切に測定し、把握するために政策評価を行うわけですが、多くの場合に測定指標を設けることが有効な手段になります。

事業の目標である指標を設定し、達成状況を的確に把握するためには、この測定指標を適切に設定することが重要になると考えています。このあたりのばらつきが生じてしまう評価を、いかに市全庁的に統一するかということが現在課題であり、このような体制を構築していく過程であると考えています。

御質問の、事務事業評価が行政のマネジメントとしてどのように活用されたかというような具体例ですが、この事業がありますというようには申せませんが、事務事業ヒアリングシート評価により事業の内容を見直したり、廃止した事業があることだけはお答えをさせていただきます。

今後は、予算・決算、さらには総合計画ともリンクした、市民の視点からわかりやすいものとなるよう改善してまいりますので、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（星川陸枝君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 上辺の返答をありがとうございました。

基本的に事務事業評価をどこまでされているのか、その中身のほうをお聞きしたかったんですけど、基本的にありきたりの返答で、じゃあどれがどういう評価して、全てA評価ばかりなのか、B評価があるのか、C評価があるのか。やってもやっていなくてもA評価なのか、B評価なのか。いわゆる数字とどういうふうに合わせていくのか、その数字がどういう基本を

持ってその数字を出していくのか、その辺の今後を考えるべきだとは思ってはおりますけど、今後については、また各部署に伺って聞いていこうと思っております。

次の質問に移ります。

基本的に市会議員の役割というのは、団体意思の決定が1つ、条例とか予算の決定、それから決定を通じて政策提言をしていくことが1つ、それから政策評価を含めて事務事業執行の評価をする。こういうことが市会議員のミッションでありますから、そのミッションの中でお聞きしますが、目標管理型を施策レベルで目的、指標、それから達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するかにかかわる事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善、反映はできなくなります。

以上のことを踏まえて、現状の監査委員会での結果検証と相反して、予定立案をする委員会、特に政策提言を実行する上での予算審議会、決算委員会でのコラボレーションを築く必要と政策評価をするための構造改革を現時点でどのように考えていらっしゃいますか。まして、前回予算審議会、決算委員会、これに対してリンクさせていくということ、これは政策評価の一部になってくると思いますが、現実味を帯びたところでお答え願えますでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 河村議員の御質問の目標管理型政策評価とは、あらかじめ目標となる指数などを設定し、その達成度を測定して評価する形式評価と位置づけるもので、先ほどもお答えしましたが、評価には事前の目標設定が重要になっております。

政策評価の結果は、予算査定など政策の企画立案に利用され、適切に政策に反映されるべきです。しかしながら、予算編成作業の政策評価の結果が予算概算要求までに活用されるには、早い段階での評価を行うことになってしまい、十分な評価ができるかできないかということが課題になります。

よって、政策評価と予算との連携を一層強化するには、政策ごとに予算と決算を結びつけたり、政策評価を正しく予算編成に反映するためには、予算要求時における政策評価と、その評価のうち必要なものについては、予算概算要求時の評価にまた再評価を行い予算編成に反映させることも必要であると思います。これらの評価には、PDCAサイクルなどで機能をさせること、政策の改善、中止などの措置を行うことが基本になります。

御提案の、予算審議会、決算委員会の設置についてであります。以前にもお答えをしておりますが、基本的には議会のほうにおかれまして設置されるかどうかというような御判断になると思いますが、設置されている市がありますので、それらを参考にしながら必要があるということになれば、協働してさらなることが図れるものと考えております。

監査における指摘事項については、その監査の結果を対応した予算査定にする必要があると考えております。これら行政評価は、議員の御提言のとおり、さらに進めていきたいと考えて

おりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） ありがとうございます。

基本的に、予算審議会・決算委員会等については、執行部、もちろん市長を含めて、議員、各代表が出てその中で行うべきだと思っておりますが、それがどのようにされるかという点についても、今後の課題だと思っております。できるだけ早く設置条項ができるように持っていたいただきたいと思いますと思っております。

これは、最後になりますが、先ほど反問権を使いながら、議会、一般質問等をやったらいんじゃないかと、私の提案を一部いたしましたけれども、今後、そういうことを行わないと、議員の一方的な発言のみで終わり、現状、聞いておりますと、何一つ執行部は反論できない。そんな中で、一般質問としての完成度が高くなるかという、非常に疑問を感じるころではありますけど、後に質問される議員の方々は特に優秀な方が私の後に出られますから、質問に対しては必ず代替案、修正案等を持って質問されると思います。それに対しては、必ず聞いてあげていただきたいと思います。それがなかったら、質問する価値がないし、意味もないし、それが議会のあり方であるし、そういうことだと思っております。一部ディスカッション形式にもなるかと思いますが、そういうことを含みながら、今後一般質問等においても、それ以上のレベルアップ、知識アップを図っていかないと、何一つ好転しないと思います。今後、そういうことを市長を含めて期待しまして、私の質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで、11番 河村孝弘君の質問を終わります。

続きまして、14番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 議席番号14番 若園五朗。

一般質問の発言の許可を得ましたので、個人質問を行います。

市役所における課の新設や組織について、これより質問席で質問させていただきます。

では、質問に入らせていただきます。

市役所における課の新設や組織について、行政組織再編成を進めるについては、昨年6月、9月、さらに12月議会において継続して質問しまして、それぞれの時点における説明や答弁を聞いてきました。

さきの全員協議会において、組織再編成の概要案の説明がございました。その内容は、教育委員会を総合センターに移動し、福祉部と子供にかかわることの連携を強化することを目的に

するものでありまして、さらに福祉行政の変化に対応するため、福祉生活課を2課にして福祉の充実を図り、都市整備部には都市開発課、都市管理課のほかに用地や都市計画にかかわる課を新設する。さらには、企画財政課にまちづくり推進室を設け、総務課に危機管理室を設け、それぞれ専門的に対応するというものでした。

そこで質問しますが、企画財政課にまちづくり推進室、総務課に危機管理室を設ける目的は何があるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 若園議員の、行政改革の再編の御質問にお答えをいたします。

まず企画財政課にまちづくり推進室、総務課に危機管理室の設置の目的ですが、まちづくり基本条例にはこう書いてあります。市の執行機関である組織については、このように規定をしております。行政組織は、市民にわかりやすく、簡素で機能的なものであることとなっております。室とは、課の設置規模には至らないものでありますが、瑞穂市では係長制を採用しておりませんので、若園議員も以前御質問があったように、瑞穂市が重点的に率先して取り組んでいるような事業を、まちづくり推進室、防災担当などで危機管理室として設けて、市民の方にわかりやすく機能を発揮する目的と狙いがございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） ただいま企画部長より説明がありましたまちづくり推進室、あるいは危機管理室を設けることについての意義はよくわかりました。

続きまして、市民にわかりやすい組織、重点的に取り組む機能とすることが目的で、室を設けるところでございませけれども、確かにまちづくりの推進、防災対策は、これから重点的に進めなければならないと考えております。今回の組織再編成案は、市役所の一部だけの者の意見で決められているのか。どのような経緯があり、提案されているのか、答弁を求めます。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問にお答えをいたします。

この組織再編に当たりましては、昨年の9月議会の一般質問終了後といたしますか、9月議会終了後に、市長から部長会である組織の中で、今ある組織の中の課題を取りまとめるように各部長に指示があり、その各部からの意見を私が各部長、課長と調整をしまりました。

そして、1月の臨時議会の後には、部長・課長合同会議を開き、全課長から意見を聴取したり課題を聞きました。そこで取りまとめられた案を、部長会に2回かけて意見を調整しながら、今回の組織再編の提案となっております。

ただし、部長・課長会における全ての意見がかなうものではございません。また、市長にあ

っては、都市整備部との意見交換もしております。私も同席をしております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 再度確認しますが、私が一般質問する中で、市長、副市長、企画部長、そして関係各部署の部長、課長全部をヒアリングして、全部集約している内容か、もう一回答弁を求めます。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 集約された内容を今回の再編案に盛り込んであります。

[14番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 部長・課長会議を開いて意見を聞き、最終的に部長会で決定したことはよくわかりました。

次に、教育委員会、そして福祉部を総合センターへ移動しなければならない理由については、2月21日の全員協議会等で資料を配付されているところでございますけれども、その移動しなければならない理由、どんな状況、背景があるのか、説明を求めます。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 総合センターのほうに教育委員会福祉部が移動することの連携などの背景についてですが、若園議員からも過去の御質問の中にもありました。昨年の6月議会の御質問に際しては、各部署間における連携や福祉課の事務量の増大、これから瑞穂市に訪れる高齢化と子供に対する施策を見きわめる必要があるというような答弁をしております。

また、9月議会の御質問では、瑞穂市の今後5年先や10年先を見据えて、人口の増減、人口構成、子供がふえるのか減るのか、人口重心、高齢化の速度、住宅用地、宅地開発、区画整理、商業施設などを含む企業誘致、国・県からの権限移譲、市独自の取り組みなど、市民のニーズを聞きながら、より質の高い行政サービスを行うことを目的に、組織を見直す方針というふうにご答えております。

さらに12月議会では、組織再編に向けて、子供にかかわる事務や他課で課題になっているようなことを関係部署と協議を重ねているというように答弁をしております。

この12月議会での答弁でお答えしましたが、子供にかかわる国の動きがあることについてですが、子ども・子育て関連三法の成立で、子ども・子育て支援法では、市町村は基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育、地域の子ども・子育ての支援事業の提供体制の確保、計画をしなければならないと定めています。この子ども・子育て支援事業計画は、平成26年度に策定し、平成27年度から実施するため、連携が必要になります。総合センターへ教育委員会福

祉部が移動する背景の一つの理由でございます。

次に、福祉部の背景としましては、9月の御質問でもお答えしております、瑞穂市の高齢化は着実に到来しているところです。推定人口からも理解をしていただいております。瑞穂市には、これから大きな高齢化が到来します。

これからの高齢者関係では、平成26年度には老人福祉計画の策定、27年度からは介護保険の要支援の方への介護サービス、権限移譲により市町村の事務の裁量範囲がふえることが2つ目の理由でございます。

次に、障害者にかかわる障害者福祉では、障害者総合支援法の施行が始まり、障害区分に応じた支援を行うことがことしの4月から開始しております。さらに、平成26年度において障害者福祉計画を策定しなければなりません。これら障害者の福祉など事務量がふえ、福祉事務所体制を強化しなければならないということが3つ目の理由になります。

さらに、昨年末に2つの法律が制定されました。持続可能な社会保障制度の確立のための改革の推進に関する法律ということで、市町村が主体となって医療、介護、認知症対策、地域ケア会議、生活支援などの強化・充実を図るものです。

もう1つの法律は、生活困窮者自立支援法になります。この支援法では、平成26年度に向けて、福祉事務所が設置している自治体、瑞穂市もそうですが、法施行に向け、自立相談事業、住居確保事業、就労準備支援事業などの準備をしなければなりません。

以上、4つの理由になります。

これらの膨大化する福祉の事務量を考えると、即座にも広いスペースに移動し、まちづくり基本条例にもある機能を重視した内容にしていかなければなりません。また、プライバシーにも十分配慮しないとなりません。狭いスペースで行っておりますと、市民の方へのプライバシーの配慮も不足になります。そうでないと、今までの御質問にもありましたが、他市におくれてしまい、結果として市民サービスの向上や瑞穂市の福祉が後退していくものと考えております。

昨日の質問にもございましたが、福祉のまち瑞穂市としての御提案がありましたが、内容を充実させていかないとならないということを御理解いただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 確かに企画部長が言うように、今後、高齢化率が上がる、あるいは生活困窮者が今後ふえていくということで、国の施策でも、やっぱり福祉制度について重要な施策であり、各市町もそのような取り組みということはよく理解しました。

それでは、福祉における介護保険サービスの権限が、市町村への移譲によりまして支援の範

困が拡大したり、あるいは老人福祉計画の作成をしなければならないことは、執行部のほうからいろいろと策定計画を提示されておるところでございます。

また、障害者福祉では、障害者支援法によりまして支援の拡大を図らなければならないほか、障害者福祉計画の策定が今行われているところでございます。

これらの福祉業務に対応するには、チームをつくり、それぞれの役割に応じた支援を行うため、人を動かすコーディネーター役は欠かせないと考えております。これらの福祉には、支援が必要な人にどう支援したらよいか、指令ができる人材、それから専門職の人材が必要になるということは間違いないところでございます。福祉事務所の整備については、市町も、今の答弁でいろいろと取り組んでいるということはよくわかりました。他の市町も福祉政策について積極的に取り組んでいるところがございますけれども、瑞穂市においても、他の市町よりおこなえない福祉政策をとる必要があると私も考えていますので、今回の再編成の必要性は理解できる場所ですけれども、今後のスケジュールをどう進めていくか、その計画をお尋ねします。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 今後のスケジュールについては、1月議会の補正予算において御承認いただきました総合センターの改修工事の実施設計を行うわけですが、これから入札を行いまして、順調に進めば5月末ごろに設計金額や工事期間についても明らかになると思います。その時点で、はっきりとしたスケジュールを説明することができると考えておりますが、このスケジュールにおいて、余りにも工事や設計に多くの期間を要し、支障を来すような事態が起これば、市議会の皆様にも御相談させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

現時点では、当初想定していたタイムスケジュールよりはおくれる見込みとなっております。

以上で、答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 最後に副市長にお尋ねしたいんですけれども、先ほど副市長が言われましたが、3月補正に社会福祉協議会の事務移転費320万予算を可決したところでございます。

全体的な行財政の再編成については、執行部が私の6月一般質問、また今日ある3月まで10カ月になるわけですけれども、今まで、市長初め副市長、企画部長、関係部長としっかり打ち合わせをして、今回のいろいろな質問が出ておるところですけれども、全員協議会における説明においても、非常に議会のほうでも、今の必要性、あるいは国の福祉施策についても、御理解はあっても、まだ議会のほうとしては認識不足というか、執行部の説明に対してどうも皆さん理解できていないようなんですけれども、今後の再編成についてどう考えていくのか、副市長の考え方をお願いしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

若園議員には、昨年6月以来、継続して行政組織、機構改革に御質問をいただき、一方では御提案もいただいていることについては、感謝申し上げますところでございます。

先ほど河村議員より行政評価の質問があったわけですが、今回の行政組織の見直しについても、広い意味では行政評価の一つなんですね。ですから、いかに法制度、国のそういう法律等が変わっていく、それをどのように受けるかと。それには、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドが必要になってくるわけですね。

ですから、そういう観点で、昨年の6月の質問以来、いろいろ考えていたんですけども、その際でもお話をしておりましたように、まず瑞穂市は合併以降人口がふえる中で、確実に事務量はふえているんですが、その場所がまず手狭まであるということですね。そして、なおかつ合理的にやろうと思うと、本当は1カ所が一番望ましいんですけども、2つに切り離された事務所の体制でやっているというのが、これを何とか現状の中でうまくできないかというのを模索しておりました。

一方でマンパワーですね。定員管理の中でも何とか確保できないかということで議会にお諮りして、いわゆる病休とか産休で休まれている人は定員から外して、その分確保しながらやってきたという背景もあります。

そういう中で、最終的に9月以降、本当にどうするんやと。先ほど企画部長が申しましたように、とにかく消費税がアップするわけですが、それは社会保障と税と一体改革ということで、社会保障関係がすごく変わっているんですね。社会保障というのはいわゆる福祉施策なんですけれども、それをどうやって市町村でこなしていくかということが課題なんです。その課題をクリアするためには、やはり思い切った発想も必要になってきたということで、ちょうど総合センターのデイサービスを廃止しました。あれは社協がやっておったんですけども、事業主体は市なんですね。ですから、あれも何年かかけてどうであるかということを検討してきて、社協のほうとも詰めて、12月31日でとりあえず休止し、3月31日で廃止するという方向が見えましたので、跡地を活用できないかという発想を持ったわけでございます。

そういった一連の流れの中で、総合センターに福祉部を持ってくれば、従前から課題であつたいわゆる幼保一元化の問題も、教育委員会が一体になることによって、そこで顕在化しておつた問題もクリアできるんじゃないかなという思いで構想を描いたわけですが、何せあそこの総合センターも既に20年を経過しているということで、簡単な改修で済むのかどうか、そこら辺がわからないということで事前調査をやって、それから1月の補正で設計監理費をつけていただいたわけですが、タイミングとしてちょっとずれているということは事実でございます、そこら辺の全体のタイムスケジュールがお示しできないのが、今のところ残念に思っているところですが、根本的にはそういった流れで進めておりますの

で、御理解をいただきたいと思います。

[14番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 福祉部、あるいは教育委員会の部署を総合センターでやっていくということについては、副市長から自信を持ってやるということでございますけれども、このタイムスケジュールですが、12月に質問したときには、スケジュールの中では予算をつけて、もう7月から組織編成をして再スタートしたいということですが、今の企画部長、あるいは副市長から聞いておるところによりますと、どうもできないように見えておるような感じですね。責任を持って、このタイムスケジュールでできるのか、再度副市長に確認したいと思います。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今、申し上げましたように、7月はもうとても無理でございます。

5月に仮に設計の状況がわかったとしても、それから予算をつけていただいて、それから工事にかかるということでございますから、27年の4月からは福祉のほうで窓口の受け付けを始めなきゃなりませんので、26年中に体制を整えたいという思いであり、それが一刻も早いほうがより市民サービスの向上につながるという思いでおったんですけれども、いかんせんおこなっているのは事実でございます、7月は困難であるという認識は持っております。

[14番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 再度確認しますけれども、今言っているおくれた理由ですね。内部統制、あるいは執行部の中で事情聴取、あるいは部長や課長の意見をしっかり確認しないために、このように延びていくというのが答弁でわかるんですが、おくれた理由を再度確認したいんですけれども、お願いします。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 基本的に、今副市長のほうから説明がありましたが、おくれた理由というのは、1月の補正予算を承認していただいた際に附帯事項もございまして、うちのほうで精査したところ、設計の発注がおこなわれてきたというような状況が一つございますので、報告をさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 本来、計画案、そして計画を詰める、そして議会と執行部との調整を進めて予算を出してくる。それで、予算を議決した。ところがスムーズに行政組織編成ができていないような感じを私は受けます。

この状態、瑞穂市の執行部の体制について、各係、担当者についてはすごいエキスパートの事務能力を発揮しておるんですけれども、副市長、この状態では、今言っている責任というか、その辺を自分ではどう理解しておるのか、お尋ねしたいと思います。

このままスケジュールどおりにいかない。どうも私が行政組織の質問をしておると、各部長、課長は下向いてしまって僕の顔を全然見てくれませんので、やっぱり今これが本当にやりたいとか、できるとかという思いが見えてこないです、はっきり言って。ある程度の段階で副市長が責任をとるとするか、そういう腹づもりがあるのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 先ほど、森部長が答弁したんですけれども、それも一因であります、その背景には、やはり議会ともう少し早い段階でのコンセンサスのとり方が悪かったんだろうなという反省はしておるところでございます。ただ、いかんせん総合センターの跡地を活用できるかできないかというその見きわめが、結局、社協に委託しておきながら、片やどんどん廃止というわけにはいきませんので、先方の、いわゆるデイサービスの利用者との説明会とかいろんなこともありましておくれたのも事実ですけど、ただ、発想の中で、あそこの跡地を利用できるといいなという思いは前から持っておったんですけれども、何せ、前にもちょっと御説明したように、巢南庁舎のほうから教育委員会をこちらに持ってくることに對して、少なからず抵抗感もあるのではないかなという思いも抱きながら、ただ事務レベルで見れば、先ほどもお話ししましたように、いわゆる既存の施設しかないわけですから、全く発想を変えて、どこかに庁舎をつくるとか、駐車場を潰したり、そういうことが可能ならあれですけども、この本体ももう既に昭和40年に建設された建物ですから、いつかはどこかという話になってこようかと思いますが、そこまでのつなぎということも考えながら、さまざま検討しておったのは事実でございます、そこら辺については、職員とも共有をしながらやってきたつもりでございます。

責任といっても、ともに問題提起をしながら、そして練り上げてやってきておることですから、時間経緯の中で、ゴールはわかっておるものの、その中でやっている作業でございますから、これは連帯責任というような考えもあるかと思いますが、事務方を預かる立場としては少なからず責任を感じておるところでございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 12月議会においても、2階の福祉部の福祉生活課、健康推進課、そういう全てを福祉センターに持ってくる。そして、教育委員会の巢南庁舎の2階の事務局を総合センターに持ってくる。そして、市民部の中の税務課も移動し、企画部も2階におりて、総合的に大々的な行政改革なり、瑞穂市の全体の組織改革になると思うんですね。

この3月の答弁の中で、このような慎重な決断力のない答弁では、議会としても執行部に願うことが、一般質問を通じましてお互いに確認しながら、それが執行されるというふうを確認してはいますが、どうもスケジュールが延びる、また福祉事務所を権限移譲で整備するという点についても、26年度中に整備したいということですが、先ほど言いました社協については予算を組んで、市の老人福祉センターのほうへ移動するという事はもう確約しておられるわけですが、副市長としての位置づけで、答弁の内容についても責任を持ってもらいたいと、非常に議員として痛感しておるところですが、最後に、副市長、もう少し具体的に、これを総合センターへ持って行く、いろんな組織をなぶるということ、執行部の案について確認しておるところでございます。

再度確認しますが、どのような腹づもりか、腹をくくっているか、このまま今言っておられる事業ができれば、どう考えておられるのか、再度確認します。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 機構改革につきまして、若園議員から御質問をいただいております。

機構改革で何を進めるにしても、まず考えなくてはいけないのは住民サービス、住民のこと、やはり市民のことをまず第一に考える。

これから、そういったサービスの中で福祉の関係が、もう皆さんも御案内というか、もう既に何回も言っております。法整備が変わってまいりまして、地方にどんどん事務量を国のほうから押しつけてまいります。そういった関係も踏まえて、もう1つは、私ども瑞穂市は子育てと教育の一元化というよそにないこともしておられるわけでございます。

そういうことを踏まえますと、本当にじっくり考えて行動しないと、いろいろ考えてみますと、拙速に取り組むのではなくてじっくり考えようと。実際に仕事をするのは職員の皆さんだから、じっくり考えて、そんな計画したからといって、中身が充実していない形でやってはだめです。じっくりやるようにと、そういったことも私としては言っております。

だから、議員さんの方から機構改革とは何ぞやとおっしゃいますけども、そういう中で答えてきております。結局考えますと、住民のこと、そして政策的なこと、そういったことを考えますと、これは本当に拙速に考えてはいけないと。そういったところから、今慎重にそこら辺も検討に検討を加えておるところでございます。この年度内にできるかどうかということも踏まえて、まだじっくりとしておるところでございます。その点よろしくお願いを申し上げたいと思います。

[14番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 瑞穂市には課題が多くあり、おくれてしまいます、行政組織とかいろんなことを含めて。せつかくの時期を逃すことのないよう進めてもらいたいと考えております。

以上で、市役所における課の新設や組織についての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで、14番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後0時58分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

本日、私は通告どおり、大きいテーマは「堀市政は市民不在ではないか」というテーマで、堀市政の姿勢をただしたいと思います。

その中に3つございまして、瑞穂市まちづくり基本条例に照らしてと、市の施設は住民のものであるので、その住民のためにきちんと使っているかということと、それから市民団体の育成支援についてと、この3点で、堀市政が市民不在ではないかという姿勢をただしたいと思います。

まず初めに1番目、瑞穂市まちづくり基本条例が平成24年4月1日に施行されております。ホームページは、この瑞穂市まちづくり基本条例に大分ページを割いていまして、今あけても、23年8月18日に、当時この基本条例推進委員会委員長でいらした星川睦枝現議長が堀市長に手渡す写真も掲載されております。

このまちづくり基本条例は、堀氏の2回にわたる市長選のマニフェストにも約束されていたものです。平成19年度には、大きいマニフェストで掲げられたテーマは「市民参加のまちづくり」で、4年後の平成23年、3年前は「まちづくりの主役は市民です」と。このときにまちづくり基本条例を制定しますという公約で、そのとおりにつくられたものです。この2回の市長選挙とも、市民、市民と、私は市民の声を聞きますという基本姿勢が前面に打ち出されています。

このまちづくり基本条例は、一回読んだだけでは頭に入らないというか、残らないというか、それで、この条例がいかに市民の市政への参加のみならず、この計画へ市民が参加できると、この参画をいかにうたっているかをざっと御説明したいと思います。

まず基本理念ですが、第4条の3で、市民の自主的かつ自立的な参画という項目がございまして。次に、このような市民の権利、これを市民の権利とし、どう認識し、担保するかというのが第5条の2に書かれております。市民は、まちづくりに関し、みずからの意見を表明し、及び提案する権利を有するとともに必要な情報を知ることができると担保されております。

次に、このような意見、提言、参画等に対して、どのように市は応答、反映、機会の保障をしなければならないかが、14条の説明及び応答の責任というのに書かれております。14条では、市政に関する市民の意見・提言等を尊重し、迅速に状況を把握するとともに、これを行政運営に反映するように努めますと書かれています。また、同じ項目で15条には、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう参画する機会を保障しますと書かれています。また、17条には、計画の策定等への参画という項目で、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定を行うに当たって、市民がそれらに参画する機会を保障しますと、このように書かれております。これらの後に、住民投票の第20条が規定されております。ですから、住民投票というのは、やるかやらないかという単純な話ではなく、市民が市政の計画に参画するための保障の大きな柱として出てくるものです。

そこで初めにお聞きしますが、私は1年半前から、委員会で初めて（仮称）大月運動公園の話が出てきたときからずっと、この問題を数え切れなくらい取り上げてまいりました。きのう、きょうも議会の議員の皆様によってこれが問われておりますが、その中で、今の時点で市長の御答弁の点は2つあると思います。それをちょっとまとめました。これに対して市長はそうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。私は、本日、堀市政の政治姿勢をたじたいということですので、市長に御答弁いただきたいと思います。

今の時点で2つ、市長のお考えをまとめますならば、きのうもきょうも言われましたが、議会の絶対多数の議員の皆様と相談をして、その議決、御賛同のもとに私は決めている。その後ろには何千、何万という市民がいると。だから、私は市民の声を聞いていることになる、こういうことを、きのうもきょうもおっしゃっています。

2つ目は、巢南町の第3次総合計画や新市建設計画で、この事業はもう書かれている経緯があると。きのう、きょう言い出したことではないと。その2点について、そのようにお考えかどうか確認をするところから始めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） ただいまくまがい議員から、堀市政は市民不在ではないかということで、きょうはテーマを絞ってということの御質問でございます。そのことについてお答えをさせていただきますたいと思います。

私がかここへ今立たせていただいております。御案内のように、瑞穂市が誕生しまして、平成16年に第1回の議会選挙がございました。実は私、そのときに出させていただきました。それ以来の同期の議員さんが8名か9名おられると思います。そのときに、私は2年と、1回目の議会、6月議会を終えまして、9月の議会では実は議会報告をさせていただきますたいしております。約9回の議会におきまして31件、質問・答弁を合わせまして約8時間30分にわたって一般質問をさせていただきますたいしました。私に投票をいただきました1,441名の皆さんが期待をかけております。そ

れに基づきまして質問をさせていただきました。この議会報告を出させていただいています。私はこの31問出させていただきましたが、それに取り上げていただいた、あるいはこれにきちっと書いてございますけれども、お答えありません。はっきり申し上げます。

議会は二元代表で、地域住民の代表、また市全体の市民の代弁者として質問をしましたが、全く聞いていただけない。議会の言うことを聞けないようではとても市民の声は聞けるはずございません。

そのことにつきましては、前にも同じ会派でやっておりました。御存じだと思います。まず、私になりましたら、議会の皆さん、二元代表で、2回目の市議会選挙もございました。新しい人も出てまいりましたが、がらっと変わって、一般質問におきまして、いろいろ御提言もいただいております。ですから、そのことについて取り上げるべきはほとんど取り上げて、検討も加えること、いろいろあるでしょう。それなりにお応えをしておりました。まずこれが第1点。本当に住民の代表、二元代表でございます議会の皆さんの意見を聞く、これはもうまず第1番でございます。そのことを即立証してまいりました。

今、私が議会議員としておりましたときに、一般質問も、多いときで11人一遍あったかわかりませんが、あとは多くても七、八名だったと思います。今はもう毎回十四、五名の皆さんが一般質問、中身も濃いわけです。今の議会の皆さんのお取り組みに対しましては、本当に敬意を表しておるところでございます。それに執行部としましては的確に対応をさせていただいておる、このことがまず第1点でございます。

私は、過去の市長と違いまして、各種団体、いろんな行事、ほとんどのイベントに出させていただき、いろんな市民と接触もいたしております。そういった個々の市民の皆さんも、いいことにつきましては取り上げさせていただいておりますし、それぞれの自治会からも出てまいります。これはそれぞれ個々の自治会でおまとめになりまして、そして要望も出ております。そういったことをでき得る限り聞いて、今、進めさせていただいております。そういう中から、過去に比べましたら大きく違って取り組んでおる、そのことを申し上げておきたいと思っております。

その中で、先ほど2つ目の質問がございました。絶対多数の皆さん、やはり議会制民主主義、最終的には議会の決定で決まるわけでございますが、最終的には多数決の原理、民主主義はそれで決まるわけでございます。やはり相談をかけるにつきましても、多数の皆さんの御意見をできるだけ尊重する。もちろん少数意見も大事でございますが、そこら辺もやっぱり多数の意見がある、そういう形で取り上げさせていただいて、そうでなかったら、私としましては取り上げることもいたしません。あくまでも議会制民主主義、二元代表の中で進めてさせていただく。そういう中でということ言ったことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

大月の運動公園の過去の経緯は、この合併の協議におきましてすり合わせがございました。過去に、旧の町でいろんなことが計画されて、そして先進地も見てこられた経緯もございます。そういうことも踏まえての合併協議のすり合わせの中で取り上げられて、そして新しい瑞穂市という新市の建設計画、また第1次の総合計画の中で取り上げられてあることでございます。そして、それに加えて、関連のいろんな人の意見を聞きながら提案をさせていただいておる、こういうところがございます。決して住民不在とか、そういうことではないと私は確信をして提案をさせていただいておるということを申し上げて、答弁とさせていただきます。

また、この住民基本条例におきましては、私が公約をさせていただきまして、それに基づきましてこれは早くやると。年次も切ってございましたが、なかなか1期目ではできなくて、24年の4月1日に施行をさせていただいたと私は記憶しておるところでございますが、これは、基本的にはいろんな情報を、市民の皆さん、議会の皆さん、そして行政、執行部が共有をしながら、参加・参画、そして協働して進めていこうと、一言でまとめましたらこれに尽きるんじゃないかと、このように思っております。

そのことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議会の少数意見も大事だと言われましたが、今回、住民投票条例制定請求の署名集めをしましたのは、間違いなく少数派の2人です。この前の選挙の票数を調べてみたら1,155しか2人でありませんでしたから、間違いなく少数派です。それで絶対多数、しかし、今も市長が言われましたが、同じ仲間だったわけですね。私たちは同じ会派も組み、選挙も、いろいろ御批判も、何でなのと言われながらも一緒に選挙戦を2回ともさせていただいて、堀市長を当選していただいた立場なんですけど、実際は今7年目でいらっしゃるけど、やっぱりバックに何千、何万という支持者がいると思われる絶対多数の議員の議決をいただいて、私たちは終始反対してきちゃいましたので、この大月については、議決をいただいて進められてきたということが実情ですね。

それから、巢南町第3次総合計画、新市建設計画と、経緯はよくわかりましたが、これはまちづくり基本条例を制定する前の計画ですので、先ほど申し上げましたように、まちづくり基本条例はこういう計画をつくる時も、市民はさまざまな手法を用いて計画を聞かなければいけないというふうになっていますので、今回の10億5,000万については、やはり本当は聞かなければいけないんじゃないかと、私たちというか、会派は思っております。

それで、このマニフェストの具体的なことを1つお聞きしたいと思います。要するに、2回とも、市民、市民と。市民のための、市民の声を聞く、市民に参画してもらおうということが一番大きいテーマが前面に出ているわけですが、この中の、それこそ最初に出ています、これは

19年です。7年前のマニフェストですが、最初に市民参加のまちづくり、この上のほうに書いてありますね。この中で、例えば自治会でのミニ懇談会の開催、公聴会で意見を聞く。説明するんじゃないですよ、聞くんですよ。ミニ懇談会と自治会など。それから、公聴会で意見を聞くなどを実施しますというのがありまして、これが実施年度は1年度よりとなっておりますが、実際にこの7年間でやった回数を教えていただきたいと思います。市長をお願いします。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今、同じものを持っておりますので、確かに書いてございます。

実は、私はいろんな自治会の総会に出させていただいております。その場で基本的なこと、そういったことはお話をさせていただいておる。そういうことでございまして、自治会の総会が一番数がやられます。懇談会だけですとなかなかお寄りにならない。総会ですとたくさんの方が寄られます。そういったところで、基本的な考えとか、そういうことはお話を申し上げてきておるということで、このミニ懇談会を正式にこちらからやりますと言ってはしておりませんが、そういった自治会の総会、こういう場所には出させていただいてお話をさせていただいておる、このことだけは申し上げておきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 自治会でのミニ懇談会や公聴会で意見を聞く、説明ではなくて。ということは、ミニ懇談会などはしたことがないということですね。それは、市民の皆さんにとってみれば、私たちの意見を聞いてもらえないと。懇談会というのは一方的な説明ではございませんので、自分たちの意見は聞いてもらえない7年であったという思いはやっぱりあるんでしょうね。この間の署名で、それがあの数になったというふうに解釈せざるを得ません。

もう1点ですが、この（仮称）大月運動公園の整備事業について、市民不在ではないかと思うことについての2つ目の質問ですが、市長はこの事業について次のようなことをおっしゃっています。最初から、巢南のためにお金を使いたいと。これは、私は個人的にも聞いておりますが、巢南中でしたふれあいスポーツフェスティバルか何か、ちょっとごめんなさい。正式な名前がわかりませんが、校区ごとの運動会ですか、そのときにもそう言い、来賓としての議長も全面的に応援したいと。二人三脚の発言があったと。これ、巢南の方から、とんでもないことやというような、すぐにお知らせを受けておりますが、きのうも生津ふれあいスポーツ広場に私が使ったのは26億5,000万のうち3億円ですと。確かにそのとおりです。私もそれはきちんとブログで、市長は2.9億円しか使ってないということを書いています。でも、結果的に26億円以上になった、これは結果的ですのでね。で、巢南のためにお金を使いたいということになったわけですが、足し算すると大月と生津で13億5,000万円と。つまり屋外体育施設ですね。これで、市長が望まれて決められた事業は確かに13億5,000万円ですが、お聞きしたいんです

が、巢南にも同じような施設をつくり、同等に近い金額を使うのが公平だと考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいんです。

といいますのは、ちょうど1年前、ここに昨年3月に私がした議事録がございますが、土地と設計監理の予算がついたんですよね。それに関して、最終的には私は反対しましたが、一般質問をしまして、そのときに申し上げました。瑞穂市になって10年、堀孝正氏はもう巢南町長ではなく瑞穂市の市長でございますので、あの大月の土地を市長としてどうするかという観点に切りかえていただきたいと。生津ふれあい広場と大月を市として全体計画すべきだったと。というのは、全体計画を全然聞いていませんでしたので、最初に生津ふれあい広場を整備した後で大月が出てきたもんですから、初めは、市長はちゃんと両方に同じようなものをつくって、同じようにお金をかけたいと思っていたんだがというのは後からわかりましたが、やっぱり総合的に2つの広い土地をどう使うか、計画すべきだったのではないかと。合計で34億ぐらいのお金をかけて、結果的に瑞穂市にとって貴重な広い2つの土地を屋外体育施設に使ってしまうと。そのことに関して、私は異論を申し上げたんですが、後になって私もわかったんですが、穂積地区に残っていた1万2,000坪、あと大月にあったちょうどその半分6,000坪、この広い土地の利用について、同じような施設を同じようにお金をかけるのが公平だという御認識でこういうふうになったのかをお聞きしたいんですが。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） お答えさせていただきます。

巢南のためということとは私は申し上げておりません。御案内のように、バランスですね。やはり合併というのは、お互いに夢と希望も持って合併をしたわけでございます。本当に合併してよかったかどうか、そういう検証もしなくてはいけないわけでございますが、生津のスポーツ広場、そして大月の運動公園、同じような施設と、この中身は全く違います。スポーツの中身は全く違います。同じ施設と違います。

生津のほうは、御案内のように多目的ふれあい広場でございましたが、あれでは使う頻度から使う利用度、これが全くそれぞれの、現在は野球ができますし、サッカーがきちっとできますし、テニスができるという施設でございます。それがきちっとできるように整備をしたというところでございまして、巢南のほうは全く違う施設でございます。1つには陸上競技ができます。これは全ての競技、投てきを除きましたら、陸上競技はほとんどできますし、またインフィールドにおきまして、インはトラックの中でございます。これは芝生の上でのサッカー、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、そしてゲートボール、こういったものも相当な人数がお見えになります。こういうふうに使います。また、クラブハウスの中は、キッズダンスを初めいろんな室内の運動、ダンスを初めとしていろんなことに使えるわけでございます。また、高齢者のための体力保持といいますか、そういう場所にもなるわけでございます。また

フットサルの施設、そういうものも併合しておりますので、いろんな多目的のスポーツに利用できる。生津とは全くスポーツの種目としましても違うのでございまして、こちらのほうは小学生、中学生においては特に記録会を初めとしまして、今、県の陸上競技場、大垣の浅中の競技場、こういったところへバスで行っておりますのが市内でできます。今は6年生だけでございますが、1年から中学校まで全ての学年もやろうと思ったら利用できます。この子供たち約6,000人ぐらいおるわけでございますが、そういう利用。これは公認の施設と違いますので、そういった形で利用できるわけでございます。

全く生津とは違うということでございまして、その土地を確保するには、申し上げておりますように、タウンセンター構想で多目的広場と。そういう中で、野球場とかいろいろ検討した経緯がございます。そういう場所で土地の確保がしてございますので、穂積地区、巢南地区のバランスもやはり考えなくてはいけない。そういうところでバランスも考慮して整備をしようということで進めておるところでございますので、御理解をいただきますようお願いしたい。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川陸枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） バランスとおっしゃるのは、日本語にすれば公平にということになります。

何度もタウン構想や総合計画や新市計画を言われますが、この中に陸上競技場は入っていませんから。途中からそうなっちゃったんですよ。ごく最近、1年半前からそうだったんですから。もともと陸上競技場をつくるなんていうことは、広場でしたよね、これも何度も申し上げました。

それから、今回の議会文教厚生委員会で出された資料によれば、前は管理棟だったのが、このごろクラブハウスになっておりますが、クラブハウスに、去年の秋口では2億2,000万ぐらいだった予算が2億6,000万になったんですね。ふえていますね。一般の人もフィットネスに確かに使えますけど、一般の人が使える部分にかけるには、お金が市民から見ればやっぱり高過ぎますね。それで、状況が刻々と変わってくるわけですし、この一般質問は7年前の市長選挙のときから始めさせていただきましたが、先ほど申し上げましたように、1年前に私は一般質問で市長の姿勢をただし、そして、土地購入費と設計監理費の新年度予算、平成25年度予算を否決させていただきました。そのとき否決した議員はたしか3人だと思いますが、これがせんだって、11日の総務委員会では、全面的に事業費を削除した議員が、委員長は採決に加わりませんので、5人になったわけですね。新聞報道によれば、全然私たち議員には説明がないので、新聞に頼るしかよくわからないんですけど、最終日の18日も削除の修正案が可決される見込みだと出ていますね。

そうしますと、たった1年の間に3人になり、5人になり、18日には、議長さんは除きますが、議員全員になるのかなという状況の変化がありますね。これはどうしてだろうと思うんですが。いつでも私は少数派だと思っていますので、次の選挙も恐らく市長がお考えのように2人でも1,000票ぐらいしか取れないだろうと思っています。もう諦めの境地になっていますから。にもかかわらず、この事業についてはやっぱり疑問だという人がふえてきちやっているわけですよ、議会の中でですよ。それはなぜかしらと思うんですが、説明不足とかいろいろあるでしょうが、やはりせんだっての住民投票条例制定のための署名、つまり市民の声ですね。

反対じゃないんですね、あれは先ほど午前中に担当部長から説明があったように、見直すべきか見直さなくていいか、住民に決めさせてくれと、私たちに決めさせてという条例制定ですよ。だから、やっぱり市民の皆様にとしてみると、自分たちの声を聞いてもらってないと、そういう思いがあったと思うんです。それを背景に、全面的に賛成だった絶対多数の議員の皆様も変わってきたのかどうかは私はちょっとわかりませんが、まだ結論が自分では出ていません。18日にもなっていませんし。この辺の変化ですね。過去のことはわかるんですよ。総合計画でもそうだったとか、実際は違いますけど。陸上競技場をつくるなんてなっていないけど、市長はそう思ってたわけ、そして、絶対多数の議員の皆さんの議決を得てきたから、市民の声も聞いていることになる、たびたび言われていますよね。でも、実際はこういう状況の変化があるわけですよ。というのは、繰り返しますが、市民が私たちの声を聞いてもらってないと、聞いてということの動きだろうと思うんですが、この点についてどのように今、今ですよ、過去の話じゃなくて。この変化を今どのように受けとめていらっしゃるのか、市民不在の堀市政じゃないかと今一般質問させていただいているわけで、その点はどうなのか、どのように認識をされるか、ちょっとその点だけお聞きしてみたいです。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） お答えさせていただきます。

住民投票はああいう形で出てまいりました。私は真摯に受けとめまして、そして意見書もつけさせていただきまして、あれだけの署名があるわけですから、意見書もつけさせていただきまして、市民の声は声として、十分真摯に受けとめさせていただいております。それで提案をさせていただきたいと思っております。

お決めいただくのは議会でございますが、真摯に提案をさせていただくと、こういうことでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 提案はもうしなければならぬわけですよ。それで、どういう意見をつけて提案をするかということですね。あと、もし議会が条例を否決した場合でも、市

長としてはやりますと言うこともできるわけですね。条例提案権というのがあるわけですから、やりますということもできるわけで、その辺は付すべき意見と、あと議会で否決された場合も、あり得ないかもしれませんがちょっと想定して、否決された場合も、市長として、まちづくり基本条例、市民の意見を聞いてやりますと。そしてマニフェスト、2つを根拠に、さらに市民の皆様の意見を聞くという堀市政の姿勢を原点に戻すおつもりはあるかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 実は私、議会出身でございまして、この二元代表というのは本当に大事なことだと、一番重要視をしております。私は真摯に皆さん方の直接請求を受けとめまして、出させていただきます。そこで議会のほうで御決定されることに従ってまいりたいと思えますし、否決になれば、またこれも受けとめてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 今おっしゃったとおりのことが付すべき意見ですね、そういうふうに解釈していいわけですね。はい、わかりました。

あくまで市長としてマニフェストどおり、まちづくり基本条例もつくられた市長として、あくまで市民の意見を聞きたいと、そういうふうなお答えはなかったということで、検証の2つ目に行きたいと思えます。

市の施設というか財産ですね、これがたくさんあって、外部監査などでも市の公の施設について御意見もいただいているわけですが、ここでは私たちが署名集めをしたときに、（仮称）大月運動公園整備事業に10億もかけるなら、こういうことをやってもらいたい、ああいうことをやってもらいたいと、本当にたくさんの意見を聞かされました。今は市の施設の中でも、ちょっと動きがあります庁舎の使い方と総合センターに焦点を絞ってお聞きします。

機構改革をせよという多数派議員の御提案を受けて、巢南庁舎の教育委員会事務局を総合センターの2階へ持っていくと。そして、穂積庁舎の福祉部も総合センターへ移すんですかね、そういう動きがございまして。

最初にお聞きしますが、巢南庁舎の現在の利用ですね。つまりあそこは私がわかっているだけで、あいているのが、元の町長室、議場、それから3階の一番東の部屋にいつも女性が1人いますが、ほとんど使っていませんね。議員控室は、私たちが関係の委員会があるときにはあそこが議員控室になっていますが、大変市民の税金を使って立派な広い部屋をそのときだけ使うのはもったいないと思うんですが、それだけぐらいしか、今私4つ申し上げましたが、市長室、議場、3階東の部屋、議員控室、まだあるような気がしますが。市長室じゃない、町長室

の隣にも何かあいている部屋があったような気がしますが、そしてこの後2階がほぼ全部あくと。市民の多額の税金をかけて、多分維持管理費も使っていると思うんですが、これをこの後どうするのかと。

あわせて、総合センターが市民が使いにくい状態になるわけですね、行政事務のために。という辺で、担当課のほうの説明を受けたいと思います、利用度と。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） くまがい議員の御質問のうち、巢南庁舎についてお答えいたします。

巢南庁舎の利用につきましては、職員が会議室等を使用いたしますが、外部の団体等が単独で使用することはございませんということと、現在、巢南庁舎の利用状況については、3月の予約分も含めまして、1階にまず第1-1という会議室がございます。そこが215回でございます。そして公室が85回、そして1-2の会議室が153回、2階に参りまして、大会議室が年間123回、そして2-1の会議室が250回、3階に参りまして、前の議員の控室ですね、7回。そして3-1会議室が53回、3-2の会議室が57回、相談室が53回、合わせて年間996回の見込みでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 今お聞きしますと、議員の控室が7回というのは年間なんですかね、月ですかね。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまお答えしました回数は、全て年間でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 今お聞きしますと、少ないなあと思うのはやっぱり議員の控室でしたが、そのほか、さっき私がお聞きしました元の町長室や議場や3階東の部屋ですね。女の人がいつも見えますけれども、どの程度使われているんですかね。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 元の町長室にありましては、一応貸し出しの対象で管理しておりませんので、ちょっと数については把握しておらないという状況でございます。

また、議場につきましては書類等の保管等で管理しているということで、貸し出し等をしているわけではございませんので、御理解をお願いします。

また、職員が一番東のほうにありますという、元でいうと恐らく巢南町時代の議会事務局の

ような部屋だったのではないかと想定するわけですが、そういった部類の部屋ではございませんので、把握をしておりません。以上でございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） そうすると、町長室、議場、それから元の議会事務局は把握をしておりませんということは、全く使われてないということですね。行政事務でも使わないし、もともと庁舎は市民が借りるものではないので、そういう使い方もされてないと。その上、今度は2階があくわけですね。

このあく2階についてどのように使うんでしょうかと議員の何人かから質問がありましたときに、関連団体と検討中なのでお話しできないと。決まってからお話ししますというのを議員全員協議会で受けております。つまり、市民の税金で使って、あと総合センターの5階の一番奥も大変立派な会議室がありますね。第4会議室でしょうかね。大変立派な会議室があつて、私、年に数回入らせてもらっていますが、全くもったいないですね。今の議員控室みたいなものなんだろうと思いますが、瑞穂市というのは市民の活動センターに当たるものが何もないわけで、庁舎を市民に貸し出すというのはそもそもおかしいですね。ですから、総合センターはもともとそういうふうにつくられたんじゃないかと思って、そこに行政事務が入って、庁舎は行政事務もやらないし、この後、何か関連団体に使ってもらいたいなことを言っていますが、結論として非常に市民のための市政になっていないということを、本当はもうちょっとやりたいんですけどちょっと時間が押してきましたので、大体実情だけお聞きして、次に進ませていただきます。市民のための市政になっていないんじゃないかということだけ御指摘申し上げます。

3つ目ですが、総合センターの2階が教育委員会事務局になるということを受けまして、総合センターはそもそも福祉センターであり、生涯学習センターであつて、総合センターと言われるわけですね。あそこで幾つかのボランティア団体が活動をしています。もう何十年と活動してみえます。ボランティア団体は社協に属しているから、社協のほうでどこへ行くかはよきに計らえみたいな指示だったらしいんですが、その後にはほかの議員からもどうということやと指摘されて、何とか後始末をつけたというか、それなりに対応したというのはお聞きしております。

ここでは、私は10年前からの一般質問で申し上げていますが、ボランティア団体というのは、もともと自分たちの趣味のサークルだけではなく、市民公益活動団体と呼ばれるものですね。ほかの市町のホームページを見ますと、ずらずらと出てきて、市の行政の、例えば生涯学習課とか、社会教育課とか、市民活動課かな、何かそういうのにちゃんと位置づけられていて、育成・支援をし、なおそういう団体でNPOになりたい団体については相談に応じますと、支

援しますということまでついている市町が多いですね。あとプレゼンしてもらって、補助金を出して育成する。

私は何度も申し上げていますが、市民が育たなければ、その市の活発化はないと思っています。ということで、ここで改めて、行政としてこの市民公益活動団体を、趣味のサークルじゃないですよ、今後どのように位置づけるのか。単に社協に属しているから、社協であとは頼むみたいなのは本当にお粗末だと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） ボランティア団体への行政における位置づけという点でございますが、現実、ボランティア団体の方々には行政の手が届きにくいところを補っていただける活動をしていただいております。これら地域住民におけるボランティア活動の推進とその支援を、市と社会福祉協議会が連携して進める立場にあるというふうに考えております。また、市にとっても重要な地域活動であるというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 福祉部のほうからの御回答でしたね。

普通のまちは教育委員会で育成・支援しています。何課でもいいんですけども、単に福祉的じゃなくて市民団体として育成・支援して、市政を助けてもらいながら市民活動を応援するわけですよ、行政としては。そういう姿勢が今の答弁だけでは全くないことになってしまいますので、普通のまちだと教育委員会に属するものですから、今後そういうことをどう考えていらっしゃるか、簡単で結構ですので、考えてなかったら考えてないでもいいですが、ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 現在、生涯学習の関係におきましては、生涯学習の関係の団体があります。その団体というのは、生涯学習ですので、自分たちが学び、集い、自分たちで考えていくということで、過去にはいろんな教室から独立して自分たちで活動しています。そういう方々たちを生涯学習の立場から応援しているということで、現在はその状況に変わりはありません。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ということで、依然として瑞穂市は、市民公益団体、普通の趣味的なサークルではなく、趣味が悪いと言っているわけではないですよ。今はちょっと違う分類上言っているわけですが、まちづくりのために活動していただける公益団体の育成・支援、N

P O化の手助けのためには、何ら市が動いてないということだけ指摘申し上げます。依然として、私はこういうことをぜひ市に願ひ、一緒にやっていきたいと思っています。

本日は、堀市政は市民不在ではないのかということ、大月の事業とまちづくり基本条例の観点から、それから市の財産である施設が余りにもったいない使われ方をしているということ、まちづくりのために動いてくれる市民団体の育成がまだ何も始まってないと。この3点について具体的に指摘しながら、市民不在ではないかということをお申し上げました。

連日のように新聞に「瑞穂市」「瑞穂市長」「瑞穂市議会」というのが大きい見出しで載っております。何度も電話をいただきます。県内版に出るものですから、市外からもいただきます。瑞穂市ってどうなってるのとか、それから親しい方だと、「あなたが今まで言っていたようなことがこうなったんだね。でも、くまがいさんの名前って全然ないけど」と言われまして、そういう方には、私はこう申し上げています。市民の名前が出ればいいまち、私たちは応援する立場だからねと。私も本当にそれを望んでいますので、そういうことで、ぜひ市民を助ける、市民のための堀市政であっていただきたいということで、本日の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（星川睦枝君） これで、2番 くまがいさちこ君の質問を終わります。

続きまして、4番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただき、個人質問をさせていただきます。

本日の質問テーマは、「活気あるまちづくりを目指して」といたしました。

地域のきずなづくりは、これからの支え合うことの大切な時代を考え、人に優しい福祉のまち、災害に強いまち、安全で住みよいまち、環境に優しいまち、安らぎをもたらす景観、心豊かな教育、誇れる文化は地域の皆さんの熱い思い、話し合い、活動から始まる、そんなまちづくりを目指さなければなりません。地域、福祉、災害、安全、環境、住んでいてよいまち、心から安心して暮らせるまち、将来に大きなツケを残してはいけません。以上のことから、本日の質問は3点、地域コミュニティー活動について、福祉サービスの推進について、元気交付金についてです。

これよりは質問席より質問をさせていただきます。

地域が目指すものとして、地域が抱える課題を考え、話し合える組織づくりと、自治会をベースに自主企画、自主運営ができる校区活動の仕組みづくりを進めている。地域が抱えている課題を話し合う仕組みをつくっても、解決するには行政の力が必要ではないのか、地域の課題をどのように考えるのか伺います。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、御質問の中で、防災・防犯、交通安全から福祉、そして文化、スポーツということでお話が出ましたが、ちょっと振り返ってみますと、今言われた件は、私どもがこういうまちをつくりたい、こういう校区をつくりたいということで提案しておくことでございまして、ちょっと見ますと、瑞穂市の場合は、どうもスポーツとか文化を中心に、教育委員会が主になって動いてきたと。それがずうっと続いてきたよということでございますけれども、本来は、今議員さんが言われたように、防災、交通安全、福祉と、いろんな面において地域の皆さんが主体になっていろんな活動ができるようにということで、私どもが提案してきていることでございます。市のほうも、それぞれの課が自治会活動、校区活動を側面から支援し、地域の皆さんの力で活動がしていただけるようにと、一緒になって今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、また自治会長会議等でいろんないい事案があったら、皆さんに提案しがてら少しずつ進めていきたいと思っております。

皆さんが思ってみえる以上に地域の差がたくさんあります。高齢化がかなり進んだ自治会、人が少ない自治会。やはりそういう自治会であれば、お隣同士の自治会と協働して事業を進めるとか、校区の中での自治会の活動でなくて、校区の活動として進めるとか、いろんな考え方ができると思っております。昨日もいろいろお話ししましたけれども、防災訓練等も一つの自治会ではできなかったところが、共同でやることによってできたよということがどんどんできてきますので、自治会でできることは自治会で、自治会でできないことは校区でと、それも地域の皆さんが主体になって進めていただけるようにと、そんなような組織づくりに私たちも一生懸命頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔4番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 自治会同士の交流や校区の活動が盛んになれば、きっとよいきっかけが生まれてくることと思っております。しかし、今後は自主企画、自主運営のできる校区活動を活発化させようとしているが、交付金や報償金を減額して、その理由に街路灯に係る市の負担であると示された資料があるが、平成21年度4月よりの負担は試算されていたのではないかと。

街路灯の負担については、当時、将来の負担になると一般質問をさせていただきました。

「街路灯」が「害路灯」となると言わせていただきました。

そこで質問ですが、助成金や報償金を下げた理由をお伺ひいたします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） いろんな補助金を見直しさせていただきました。

まずもって今年度からでございますが、自治会の振興交付金を少し見直しさせていただきました。自治会活動振興交付金は、自治会活動を支援し、住民の自治意識の高揚及びコミュニティー活動を推進する事業への交付金であり、自治会により実施事業には多少差がありますけれ

ども、お祭り、スポーツ、防災、敬老会事業、各種団体への助成、さまざまな区がございますけれどもということで、この事業につきましては、25年度から1世帯当たり年額1,400円から400円を減らしまして1,000円にしております。

また、一方では、地域の皆さんからいただいております消防互助会の加入の年額300円をなしとしております。この消防互助会というのも、もともとは火災保険等がなかった時点ででき上がっているものでございますし、今非常に火災が少なくなっていると。また、消防団の助成等については私どもから支払いをいたしますので、こうした300円を引いたかわりに、少し自治会の年額補助金を下げさせていただきました。これらにつきましても、周辺の市町村の状況も加味してのことでございます。

また、自治会事務取扱交付金につきましても、実を言いますと、広報の配付手数料ということで1世帯当たり780円を配付しておったわけでございますが、最も県下で高い金額でございます、県下を見ても、一番多いのが300円台ということで、年額360円とさせていただきます。

また、校区活動でございますけれども、これにつきましても今見直しをしております。

実を言いますと、校区活動は、今現在は教育委員会のほうで生涯学習地域振興組織補助ということで、体育、文化、福祉、保健、その他生涯学習の推進を図るための諸事業に要する経費ということでお支払いをしております。当初は、各校区一律300万円ということで始まった事業でございます、校区の中で一生懸命スポーツや文化をやってくださいよという感じで進めた事業だと思えますけれども、本来、よくよく考えてみますと、自治会活動、校区活動というのは一つのものでございまして、自治会を中心に校区のまとまりができてくれば、自治会・校区活動というのは本来は一つのものということで、教育委員会と総務課のほうで協議をしまして、何とか一つにならないのかなあということで進めてきたわけでございます。

なお、この助成金につきましても一部見直しておるのは、こうした助成金が、その事業がいい悪いは別にしまして、一部の市民の方が市外等へ出ていかれる研修事業相当分のみを少し減額させていただくという格好になっております。

そして、校区活動の助成金が全て市の助成金で行われておると。これにつきましてもいかなものかなあ。やはり校区の活動というものは、少し地域の皆さんのお金が入って、そして地域の皆さんのお金と市からの助成金でということで、地域の事業として実態を見直していただきたいと。

それで、お金を少し減らしたんですが、これは事業を見直してくださいよと。校区の活動の事業がいろんなものをお配りしたりとか、いろんなことをやり過ぎていないかなあということで事業を見直していただければ、それほど影響がないように見直してあるはずですので、そのあたりもよろしくお願いをしたいと思います。

[ 4 番議員挙手 ]

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） たくさんお答えをいただきましてありがとうございました。どこからメモをとっていいのかわからないほど答えていただきましたが、一応自治会のほうに配られた資料に目を通していただきました。そのところを見ますと、それぞれの市町においての負担金額、その他理由を見れば、そのことについてはなかなか難しいところではありますが、自治会での引き継ぎ事項、そう簡単にできるものではない。今、自治会の中で、今年度から引き継ぐときにも、難しいよ、何で減らされたんだという言葉が出てくるのは、まだまだ説明不足ではなかったのかなあ。今後においても、さらにきちっとした適切な説明を自治会にさせていただき、この減額がこうであったということをしかりと説明をしていただき、納得のいくように進めていただきたい。また、校区活動の中についても、さらに特別事業の積立金のことについても、やっぱり不安に思っている団体があるということも加味して、適切な説明をお願いしたいと思っております。

テーマである地域のきずなづくりは、これからの支え合う大切な時代と考え、私も安全・安心なまちづくりとなるよう、しっかりと皆さんと進めていきたいと熱望しております。

次の質問です。

福祉サービスの推進について。

教育委員会及び福祉部の総合センターへの移動については、先ほど来話が出ておりますが、ことしの2月21日、全員協議会にて説明はされたが、幼保一元化の「誕生から巣立ちまで」の説明が一言もなかったが、どのように考えているのか。さらに先ほどの地域活動ともかかわるのですが、老人福祉計画では、高齢者が地域で安心して暮らし続けるためにとあるが、地域住民の協力体制の構築は進められてきたのか。機構改革では、老人福祉センターや地域包括支援センターの将来などさまざまな疑問がそこにはあるが、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 複数ございましたので、概念的な部分について私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

庁舎内の機構改革に関連しての御質問ですが、議員からは昨年9月、12月議会においても御質問をいただきました。その内容は、子育ての視点から、また福祉の視点から、組織のあり方を問う御意見であったと記憶しております。

今回は、去る2月21日の全員協議会で、議員がかねてから御指摘してみえる幼保一元化の「誕生から巣立ちまで」の事項に関する説明がなかったということですが、背景からちょっとお話をさせていただきますと、そういった問題も踏まえながら、市では全ての部署か

ら具体的な組織運営上に係る問題点や提案等の意見聴取を行いました。これは昨年10月なんですね。各課から事業ヒアリングをするんですが、その折に各課が課題としていること、そして法が変わっている中でどういう事務がふえてくるかというようなことを、これは先立って9月の一般質問の折を受けて、市長から部長会議で各所管のほうに、とにかく問題点を洗い出せと。こう変わっていくことはもうわかっていることだから、それこそマンパワーとか、そういうことも含めて、それで事業ヒアリングをやってきた中で、いろいろ問題が見えてきました。

それで、全体的で討議する部分と個別で討議する部分があるわけですが、そういった所管での検討・提案を踏まえて、組織のあり方を探ってきたわけですが。

ここで問題となったのは、再三お話ししておりますように、当市は2町が合併しまして、その後も人口増加をたどる状況にあるにもかかわらず、事務スペースが限られておりまして、物理的な制約が大きな壁となっていること。そして、定員管理がありますので、一気に職員もふやすことができないという状況があります。端的に申しますと、マンパワーがどの部署も不足しているという実情が浮き彫りになりました。

そうした制約の中ではありますが、何とか機能的な事務効率の上がる組織体制を整備できないのかということで検討しておったわけですが。

そういった中で、御指摘の幼保一元化の「誕生から巣立ちまで」の理念については、御承知のとおり国の子ども・子育て新支援法という法律もできまして、いや応なくやらざるを得ない状況にあったんですが、市は先んじて、いわゆる保健師を福祉部より教育委員会に出向させまして、母子保健事業とも連動させて、健康カルテというシステムがあるわけですが、それを取り入れて、一定の成果を上げているという報告も受けております。

それから、福祉と教育の橋渡しとしての調整機関である要保護児童対策地域協議会というのがあるわけですが、これによる実務者会議や現場をよく知る専門職による個別のケース会議も頻繁に行って、支援の必要な子供やその保護者についての擁護効果や具体的な支援対策のあり方なども一定のシステムをつくり上げてきたわけですが、ここでも問題になりますのは、福祉と教育の距離の問題でございますね。さらに連携を深めてスピーディーにやっっていこうと思うと、やはり物理的な位置関係や、離れているということが課題になったわけですが。

そういった課題もある中で、今回、総合センターのデイサービス事業を廃止することによって、あそこがあれば、福祉部がそこに入り込めば、総合センターの2階に教育委員会が入ることも可能であるというような具体的なこともクローズアップされてきましたので、それについてどうであるかという検討もしてきたわけですが。

先ほど来、くまがい議員もおっしゃって見えましたが、あそこはあそこなりに既に20年経過して、それなりの使用はなされていた状況もあります。そういった外のボランティアとか

社協とか、その関係との話し合いもせずに、一方的に市のほうがこういうふうにしますということではできませんので、そういった部分も、水面下と言うとおかしいですけども、打診をしながら、調査をしたりしてやってきておったわけでございます。

一方では、福祉の側面から考えますと、高齢者福祉に関する件は、きょう若園議員の御質問で企画部長よりのお答えをさせていただきましたが、法律が変わって、いや応なく、もう既に一部は始まっていますが、27年の4月からは市でもう事務をこなさなきゃならない分があるわけですね。そのこなす事務量が中途半端な事務量じゃないんですね。ですから、マンパワーを張りつけて、その人でこなせるかというレベルを超えているなど私どもは判断しております。いわゆる統制力というんですかね、やはり福祉生活課という一つの輪の中でこなせる範囲を超えているなあという思いもありまして、できれば体制をもう少し整えて、2課体制に持っていきたいなあという思いも抱きましたし、また、原課からもそういった声が出てきております。

そういったことで、福祉についてはもう喫緊の課題という認識を持っておりますし、それから一方で、福祉を担うのは福祉部と福祉事務所と、そして民間のいわゆる市が関与する社会福祉協議会も大きなウエートがあるわけですね。だから、社協のほうもそれなりに、また別のほうから地域福祉という観点でやらなければならない事務がふえてきておりますので、それに対してどういうふうに対応するかということも検討をしておるわけですね。そこも話をしている間に、社協の事務所を巢南地区の老人福祉センターに持っていくことについても、あながち不合理はないと。

要は、先ほどお話がありました包括支援センター、もとす広域連合から事務委託を受けてやっておるんですけども、あの地域包括支援センターも、本来は1万5,000人に1カ所というのが望ましいわけです。そうすると、瑞穂市は、今は1カ所でやっていますけれども、少なくとも3カ所ぐらいあったっておかしくはないですね。ですから、社協が老人福祉センターに移れば、近い将来、老人福祉センターの中でも地域包括支援センターができることも可能になってくるんですね。そういうことも考えると、社協も地域包括支援センターを1カ所持って、より地域福祉にもつながる部分が充実してくるという話もしておるところでございます。そういったことは事務レベルでは検討を進めております。ただ、いかんせん総合センターの改修がどの程度の期間でできるのかが今見えておりません。

また、調べ始めてみますと、空調の設備が相当老朽化しておりまして、抜本的な改修が伴うということは既に施設の維持管理計画の中でも指摘されております。ですから、そういったことも踏まえて改修もしなきゃならないとなりますと、そこを早くやりたいということで1月の臨時会にもお出しをしたんですが、説明が十分でなかったということで御理解を得られなかったようでございますけれども、そこら辺の具体的な実施設計が出てくれば、ある程度工期等がわかってきますので、タイムスケジュールがわかってくるのではないかなあというふうに思っ

ております。現時点での市としての思いというのはそういったところをごさいますて、総合的な観点からなぶりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

〔4番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 福祉部の事務量増大は、私は他の議員よりも早くから訴えてきたのに、市民の多くの方に影響があるのに、計画的に進められなかったことが、今、後手となっているのがとても残念で仕方がありません。買い物支援サービスなど、それぞれも6月議会でも質問させていただきましたが、なかなか進捗状況が出てこない状況。本当に後手で、残念で仕方がありません。買い物支援事業についてお伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 買い物支援事業につきましては、以前より質問をいただいております。市といたしましても課題としており、内外の情報収集に努めてきたところでございますが、そういった中で、お隣の大垣市では、上石津地域での取り組みなどの研修も聞いてまいりました。大垣市の社協と上石津地区の地区社協が協働して車両を購入し、地区の自治会が中心となって車を運行され、地区内の商店に送迎するという内容の取り組みであったり、また恵那市においては、行政が移動販売業者に補助金を出して集落内を巡回させるなど、こういった事業も行われておるところでございます。

こうした折に、私どもといたしても何か具体化ができないかというところは思案しておりますところでございますが、来年度におきまして、そうした中、1つ市社協が県社協からの補助メニューで、地域の支え合い活動立ち上げ支援事業というメニューとして、市内の高齢化率が高く、付近にお店がないという地域をモデル地区として設定し、車両による買い物の送迎を行うということを検討しておられます。今後、このモデル地域を設定後、ニーズ調査を実施し、事業化について協議をしていくということを社協から聞いております。この試みが現実的にうまくいくかどうか、現段階ではまだわかりませんが、市としても注目をしているところでございます。

また、さらに新しい介護保険の27年からの取り組みの中で、新しい地域支援事業といたしまして、介護生活、日常生活支援総合事業の中でも、多様な事業主体によります生活支援サービスの提供体制の構築支援というものがうたわれております。来年度、老人福祉計画の改定の年も当たっております。こうした中で、こうした動きとも合わせて、策定の過程の中において買い物支援についても議論のテーマに上げ、研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 福祉部の事務量増大は確実であります。その中においても、高齢者への地域サービス、地域支え合い事業など、それぞれのサービスについても、さらに市民のための充実したサービスをお願いしたい。

さらに総合センターの2階のお風呂についても、今後についてどのようにお考えなのかもお伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 総合センター2階のお風呂でございますが、平成6年の総合センター開設以来開いておる浴場でございます。

今現在、利用できる日時は月・水・金、週3日の11時から14時30分となっております。開設当初は水・金だけというふう聞いております。一部市民の御要望もあって、月曜日も開設するようになったという経緯があるということでございます。

現在の利用状況につきまして、毎月約600人の方々が御利用をいただいております。地域別では、穂積校区が一番多いということでございますが、旧巢南町地域からの御利用もあるというところでございます。

施設といたしましては、老朽化が進んでおります。平成25年度に教育委員会が策定しました生涯学習施設維持管理計画におきましても、給排水施設の修繕が必要ということになっております。福祉の面から必要という観点もございしますが、施設維持管理からは見直しが必要ということかと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 先ほども総合センターの空調施設維持経費、また、お風呂の維持経費についても、ますます維持経費が必要な時代であります。月・水・金600名の利用、この修繕が必要になったときは、よく話し合っていたきたい、そのように思っております。

続いて、質問を変えさせていただきます。

元気交付金についてであります。正確に言うと、地域の元気臨時交付金、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金であります。

9月議会にて、平成25年度当初予算に9億7,200万円に対して3億円と試算をしていたが28万1,000円、議員報酬並みであった。私なりに、なぜこんなことになったのかと調査・研究をした。その結果、9月議会の答弁にも、全く理解ができない、できていない答弁であった。議場の答弁としては大変な問題である。平成24年1月22日には、県からこの交付金の説明がなされたと聞いているが、前政権のころの交付金の出し方であったとも答弁している。しかし、平成24年補正、平成25年予算の地域元気臨時交付金の交付金対象が国庫補助事業であり、地方負担分の各事業合計額掛ける経済力指数から見ると、瑞穂市は0.725と試算されていた。しかし、

全く違っていた結果であった。さらに、このことは4月には内示が示されていたのではないのでしょうか。このことは答弁にも、4月2日、国のほうから文書が来たと言っているが、そのことを踏まえれば、6月議会には交付金状況がわかっていたにもかかわらず、説明や対応がなされなかった。

多くの自治体は、この元気交付金の基金条例を設置し、活用の検討などを行っていたりしている。さらに、2次分では1億2,672万円の交付金が入ったということですが、この交付金の活用も地域活性化対策として、その一部でもまちづくりのためにと、市民との考えができるようなことがあってもよかったのではないかと考えるが、やはり後手である。

もっと言いたいことはあるが、9月答弁の中に、部署内での情報の共有や財政担当ばかりに情報が集まるわけでもないと言っている。そのあたりの多くの課題がわかりました。そのあたりの内部的な改善と答弁しているが、この元気交付金の今の時点について、結果について一括でお聞きいたします。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員の、地域の元気臨時交付金の御質問にお答えをいたします。

国から地域の元気臨時交付金については、先ほど御質問の中にもございましたが、今年の9月議会において一般質問でお尋ねされたところがございます。今回は、その関連で再度のお尋ねということで理解しております。その後の状況も踏まえて、総括してお答えさせていただきます。

まず今回の地域元気臨時交付金の交付額については、先ほども述べられましたが、国からの2次配分の内示があり、合計で1億2,627万1,000円となりました。これについては、大変おくりてしまいましたが、11月の全員協議会で報告をさせていただきました。最終的にはこの額をもって確定し、12月25日に2次分が交付されたところがございます。

私自身も、県のほうに2度ほど足を運んで、かなわぬものでしたが、状況や要望をしてきました。

そこで、本交付金の他の市町村との比較をしますと、県内市町村の比較では42市町村中23番、21市中では17番となってしまいました。1次配分が28万1,000円と低額であったこともあり、議員の皆さんからは御心配をいただいて、大変申しわけなく思っているところです。

この交付金の対象事業としましては、平成25年の当初予算、先ほど議員のほうからの質問の中にもありましたが、9億7,200万円を計上しておりました。事業が終了し、精算しましたところ6億8,500万円となり、財源としておりました公共施設整備基金を充てていましたが、2億4,437万円の繰り入れで済み、積み増し基金の回収を図った結果、前年度残高の35億8,075万円を上回る38億1,666万円とすることができましたが、当初は私どもの説明の不明瞭や間違いの点がありまして、事業の総予算である9億7,000万円に対して、元気交付金が多ければ上限

で3億円ぐらいになるというふうに見込んでおりましたが、このことも大きな間違いでございまして、申しわけなく思っております。

この元金交付金を総括させていただきますと、補助の対象となる元事業が一体どれだけあったということを説明し、その後に補助先である事業を説明したり、皆さんと御協議していくところだったと思います。補助の元事業も補助先事業も混在させてしまった、緊急経済対策としてまとめてしまったことが、今回のこの予算編成を取りまとめるものとして、緊急経済対策としてまとめることに追われて、各部署への適切な取りまとめが行われなかったということも否めないところで、まことに申しわけなく、おわびを申し上げます。

そこで、今回の補助元事業には4事業がございました。循環型社会形成事業、社会資本整備総合交付金事業で2つございました。学校施設環境改善交付金事業、この4つのうちに2次で学校に関係する事業だけが採択された結果になり、残る事業については不採択になったものでございます。もっとこの内容については、議員御指摘のとおり、早い段階の6月議会の全協などで報告すべきであったというふうに反省をしております。

先ほどの御質問の中でもございました、2次配分で増額した理由についてでございますが、先ほども申しましたが、4事業の中から学校施設事業が対象となったもので、この2次配分についても、当初から2次で認められていたのか、1次ときには全部不採択であったのかということもこれから県のほうに聞いてみようかと思っております。

いずれにしても、この6月議会において説明すべきであったということで、報告をしなかったということを反省しております。

次に、各市町といたしますか、関連の市では基金に積み立てているということでしたが、これについても、基金の積み立ては、医療施設、社会福祉施設の耐震化、森林整備事業などでということで限定的にしか認めていませんが、残念ながら、先ほどから申し上げます補助事業と補助元事業と補助先事業を混在させてしまったということで、そちらのほうも議会の皆さん、市民の皆さんとどのように活用するということが漏れていたということで、このあたりについても議員の御指摘のとおり反省をしておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（星川陸枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 元金交付金ということで、繰り越して前倒ししておいた事業があったと考えております。交付金事業として上げたものを今減額した問題では、本当に交付金をいただくために上げたものを減額したことについては、少し疑問が残るところでございます。

今後も、交付金についてはしっかりと協議をしていただき、無理無駄のない事業計画、維持計画をしっかりと見詰めて、今後も行政運営に当たっていただきたい。

安心して暮らせるまちは、これからも将来に大きなツケを残してはいけない、そのように考えておるところでございます。平成25年の後手になった行政運営が、この3月で音を立てて崩れているのではないかと、残念で仕方ありません。

これもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（星川睦枝君） これで、4番 庄田昭人君の発言を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

再開は午後2時50分より再開いたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時54分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長いたしますので、よろしく申し上げます。

5番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

○5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

瑞穂市は、総面積28.18平方キロメートルに人口5万2,884人と、人口密度が高いまちであり、市内にはJR東海道本線や国道21号線が東西に走っていることにより、岐阜市、大垣市はもとより、名古屋市へのアクセスの利便性が高いまちであるという地理的特性がございます。こうした地理的特性も大きな要因の一つとなり、合併当初4万7,449人の人口だった瑞穂市ですが、この10年10カ月で5万2,884人（平成26年2月末）になり5,435人増加しました。転入者の方は、特に若い世代の方が多く、それに伴い他市町に比べ出生率も高く、子供の増加が今後も続くことと予測されます。また、高齢化という面では、子供を含めた若年層の人口割合が大きいこと、高齢化率は他市町に比べ低いものの、65歳以上の高齢者の人口は他市町と同様に増加しており、現状だけで考えれば、多子・高齢化と言っても過言ではない特性ではないでしょうか。

多くの他市町においては、人口減、少子・高齢化という問題、課題を抱え、その施策に日々取り組まれている今、瑞穂市も、特性がゆえの他市町とは異なる問題、課題も多く山積している現状であります。しかし、逆転の発想とも言えるその特性を最大限に活用するまちづくりビジョンを見誤らなければ、以前、市長の所信表明にもありました、夢のある市、いわゆる人が目を向ける、そして人が集まり、そして求心力のある都市として発展を続けられ、この議会において、市長の所信表明にある「さらなる行政サービスを充実させ、地方自治の定める住民の福祉の増進を図ることを進めてまいりたい」につながる市民の幸福感、満足感を高められる無限の可能性を秘めた魅力ある瑞穂市の特性ではないでしょうか。

今後、瑞穂市が夢ある市として発展し続けられるためには、税収を担保し、財源を確保する

ということは絶対条件であると考えます。私が言うまでもなく、市長を初め執行部の皆様は、十分に御認識のことであると思います。そして同時に、市民参画と市民協働のまちづくりを今以上に推進し、市民主体のまち瑞穂の確立をすることも同様で、私が言うまでもないことであると思います。

本日は、市長の所信表明にありました住民の福祉の増進を図ること、そして市長が考えられる夢のある市の実現に必要な、以下3点について質問をさせていただきます。

1点目に道路整備について、2点目に地域支援事業について、3点目にコミュニティーバスの運行についてでございます。

以下は質問席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、道路整備についてお尋ねをさせていただきます。

税収を担保し、財源を確保するためには、抜本的なインフラ整備は不可欠であり、人口増加に伴う安全・安心な居住生活環境の向上や、企業誘致を促進するためにも、道路等の整備は最優先事項であると考えますが、今後の主要道路等の整備計画について、以下の路線の行政見解と、県等への要望の取り組み状況及び整備計画の詳細をお尋ねいたします。

1つに、県道美江寺・西結線J R高架下、2つ目に県道美江寺・西結線忠太橋、3つ目に市道5-2-109号線でございます。よろしく願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 一般県道美江寺・西結線の整備等についてお答えします。

敷地内のJ R東海道本線の高架下の道路拡幅につきましては、今年度、岐阜土木事務所において、鉄道から南北にそれぞれ100メートル、平板、縦断、横断測量を実施していただいております。これは、J R橋梁の橋台前面、道路の左右にあります石積みを撤去して、暫定的な道路拡幅ができるかどうかを検討するための測量と伺っております。今後は、この測量結果をもとに検討を進められるものと思っております。

次に、忠太橋につきましては、上流側の歩道として利用しております橋梁に、今年度になってから仮設の防護柵を転落防止柵に設置がえしていただき、以前より安全に通行できるようにしていただきました。

御要望の下流側への歩道設置につきましては、当路線が都市計画決定された道路であり、事業手法等を含め、あらゆる面から検討が必要と伺っております。そのため、現時点で事業化のめどは全く立っておりませんが、市としては、毎年5月に市長、地元選出県議会議員、市議会議長、副議長、産業建設委員長に御同行いただき、岐阜土木事務所長と幹部の方に市の要望箇所を御案内し、その必要性を要望しております。来年度以降も引き続き要望をしてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 3問目の市道5-2-109号線について説明申し上げます。

市道5-2-109号線につきましては、瑞穂市道路整備計画においては、牛牧と別府を結ぶ補助幹線道路としての位置づけがあり、重要性の高い路線であり、歩道整備が方針として上げられております。このことから、今年度は県道美江寺・西部結線から主要地方道北方・多度線までの延長2.1キロの区間において予備設計を実施しまして、歩道幅員2.5メートルを確保するということでの計画といたしました。今後は、この路線の中で、建築物のあるところを除いた400メートルの空き地的なところの用地取得を重点的に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、この路線にあります野田橋の歩道橋につきましては、橋の詳細設計がこの月末にでき上がってきますので、26年度当初予算にはその取り付け部分等の丈量測量、用地確保のための予算を計上しておりますので、その後、工事、下部工、上部工は順次進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

1つに、県道美江寺・西結線JR高架下、ただいま調整監から、測量もした中で、両サイドにあります石積みを撤去する形での車道の拡幅、また歩道の設置ができないものかという検討のための測量をした状態ということであります。

私どもが以前からこちらの整備計画を聞く中に、古くは昭和54年当時からの地域に住まれる子供たちを持つ保護者、また自治会長さん、また自治会の住民の皆さん等々が一丸となって道路の拡幅、または歩道の設置というような要望を市を通じて県のほうへ出しておられるということを知っております。そんな中で、平成16年、17年ごろには、犀川改修の整備事業とあわせた犀川にかかるJRの陸橋と県道美江寺・西結線のガード下の拡幅という、一体となるような整備計画の中で、検討がされたようなこともお聞きしました。

しかしながら、そちらは莫大な費用がかかるということで、その当時お聞きしておいた数字で60億とも70億ともかかると言われておりました。そんな折、今のこの景気低迷、また財政も逼迫する中で、県の事業としてはなかなか進めるめどが立たないというような現状であるかと思っております。

今、調整監からお話いただいた、まずは犀川の改修事業と一連の中での考えではなく、今まさに生活道、主要道路として、また子供たちが通学路としても安全に利用できるためにも、JRガード下、県道の拡幅のほうを強く今後も要望していただきたいと思います。先ほど、測量をして検討をされるということでございますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、市道、忠太橋においては、なかなか今の現状では難しいということでございますので、

こちらにおいても引き続き、北・南には歩道整備が完了されております。この橋の付近だけが歩道が整備されていないのが現状でございます。どうしても、この北南に既に整備されている歩道を安全に有効活用していこうと思えば、当然でございますが、橋の上にも両サイドに歩道が整備されるのが望ましい公共整備空間だと思っております。よろしくお願いたします。

また、市道5-2-109号線においては、ただいま御答弁をいただきまして、調査・測量も今月末には終わり、また道路計画等を考える中で、家等が建っていない400メートルぐらいの部分においては、用地の確保をする中で歩道の整備、また車道の拡幅という計画を持たれるということでございますが、いずれにせよ、既に住宅やその他駐車場等で活用されておられる土地も多くございます。私が考える中では、8割ほどがその土地に当たるのかなあ、8割ぐらいはなかなかすぐには用地協力がお願いしにくい土地ではないかなあと考えるところでございます。

そうすると、どうしてもここは穂積中、または駅へ通学・通勤する方が多く利用される市道でございますので、5年、10年のスパンではなかなか全ての整備の完了はできないのかと考えるところで1つ御提案をさせていただきますが、以前、公明党の若井議員も御提案をされましたが、ゾーン30という、生活道路、またそのような混雑する道路に制限速度30キロ以下というようなことで制限を設けるような取り組みが各市町で今行われております。これは渋滞の抜け道などに使われることの多い生活道路の制限速度を30キロ以下に規制するゾーン30の指定地域が県内で広がっている。また、全国で集団登下校の列に車が突っ込む事故が相次ぎ、ドライバーに安全運転の意識を高めてもらおうと、警察庁が導入を呼びかけている。歩道や交差点をカラー舗装にする区域もあり、歩行者の安全確保に向けた整備が進められているという、これは新聞記事でございますが、いずれにせよ、歩行者、また自転車等の通行、歩行の安全を確保するためには、まだ先の長い整備事業であると思えます。この道路の県道から駅までの間、ここだけでも例えばこのようなゾーン30というようなものへの取り組みをされる思い、またそのようなお考えはどうかお尋ねをいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 安心歩行ゾーンの中での話だと思いますが、今、北方・多度線から駅の、ちょっときょう見てこなかったんですけど、井桁屋さんの南側の道路は30キロになっておるとおっしゃるんですが、5-2-109号線は北方・多度線から美江寺・西結線の間です。そこは40キロ制限だったと思いますが、その中の安心歩行ゾーンに関しましてはいろいろな条件があると思えますので、速度制限を決めるのは公安のほうになりますので、その旨のことは、その担当の部のほうへ申し伝えておきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

いずれにせよ、5-2-109号線の整備を進めていただけるということでございますので、あとはしっかりと土地所有者であられる市民の皆さんに、この整備の必要性をお話いただき、理解をしていただく中で、円滑な整備が進みますことを祈るところでございます。

また、自転車の通行が左側になるというようなことも、道路交通法の改正が12月1日になされた今、穂積中へ登下校する子供たちの安全・安心が、この自転車左側通行になったことよってのいろんな道路上の混雑、混在も出てくるのかなあと思います。これは、中学の教育現場がしっかりと子供たちに指導する中で、また子供たち自身が、自分の身は、自分の命は自分でしっかりと守る、そういう状況判断と危機意識能力を養うというようなことで防いでいくことであろうと思います。

いずれにせよ、今後とも道路整備は大切なインフラ整備の一つ、また税収を担保し、財源を確保することにつながっていく事業であると思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、次の地域支援事業について質問を移らせていただきます。

介護保険法や医療法などの一部を改正する内容を一括して盛り込む、地域医療・介護総合確保推進法案として見直しがされることとなります。この推進法案は、介護分野で一定以上の所得がある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げるほか、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定、介護の必要性、必要度が低い要支援1・2の人向けのサービスは、訪問介護と通所介護を市町村の事業に移すというものだそうです。

そこでお尋ねをいたします。

要支援者に対する介護給付が地域支援事業に移行されたら、給付内容が市町村の裁量になり、人員や運営基準もなくなるために、給付内容で自治体間の格差がつき、介護の質の低下などが懸念される。また、訪問介護サービスや通所介護サービスなどが利用できなくなることも予想されるなどという心配した声がありますが、これらについて瑞穂市のお考えをお聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 議員お尋ねの地域支援事業でございますが、現在の制度の中では、瑞穂市におきましては、緊急通報体制支援事業、またダイニング・サポート事業などを行っておるところでございます。これにつきましては、介護保険料を財源の一部として市町村が任意に行う事業であり、もとす広域連合管内の2市1町で事業内容は違っております。

議員、今御指摘の件でございますが、これは現在の要支援者における予防給付、その中でも訪問介護と通所介護に関しまして、地域支援事業の形に見直されるのに伴いまして、市町村の考え方一つでサービス内容が変わってしまうのではないかという御懸念かと思っております。このことにつきましては、今25年度より保険者であるもとす広域連合におきまして会議が催され、2市1町で共通してできる事業はどんなものがあるのかというところで議論を重ねている

ところでございます。

ただし、2市1町それぞれ地域的な問題がございます。さらに、介護基盤整備の問題もございますので、共通点を見出すということはなかなか難しいというところも一面ではございます。

しかしながら、26年度からは本格的に次期の第6期介護保険事業計画の策定もございまして、これに伴いまして、2市1町管内では自治体間の給付格差をでき得る限りなくすように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいまの部長の答弁の中で、広域の中でしっかりと議論をして考えていく、またおおよそ国からも地域格差が出ることをないような指針であったり、指導等が出るのかなあとは思いますが、先ほど冒頭で私が申し上げたとおり、この広域、本巣、北方、瑞穂市、この3市町でございまして、特性がおのおののまちで違います。特性に応じた、その地に住まれる、本当に必要で活用される市民の皆さんのための支援になることを考えていただきたいということをしつかりとお願い申し上げます。

それは、特性が違えば、必要なサービス支援内容も違ってまいります。広域の中で議論することは大切ではあると思いますが、その特性に合わせたサービス内容、こちらをしっかりと検討していただきたいと思っております。

それでは、次にこの20年近くで、県内でも高齢者のいる世帯の家族構成は大きくさま変わりし、かつて主流だった子供夫婦との同居は半減し、かわって高齢者のみの世帯は5割近くを占めるまでにふえました。老老介護が現実問題となり、ひとり暮らしの高齢者の孤独死もふえており、地域で安心して暮らせる体制の整備が急務となっております。

介護保険が始まった2000年4月に3万5,000人だった県内の要介護者数は、13年10月には8万9,000人、県推計では、団塊の世代が75歳となる2025年には12万2,000人へと増加、認知症高齢者数も12年の5万2,000人から、2025年には7万7,000人にふえるという予測がされております。

また、岐阜大学教育学部の小林教授は、膨らむ財政負担を見ても、介護保険で全てをカバーするのは無理だと割り切り、専門職は身体介護、市民サポーターは生活援助を担うといった役割分担と連携の必要性を強調され、今後の10年間は自分が暮らす地域で利用したいサービスをみずからつくり出していけるかどうかの壮大な実験になるのではないかと、市民にも覚悟、また私たち議員、また行政にもそのような御提言をされているところであるかと思っております。

そこでお尋ねします。他市町での実施例もあるかと承知していますが、空き家対策の一環としても、また空き家を活用した高齢者福祉、幼児福祉の連携や向上、そして相乗効果にもつな

がるであろう高齢者の方が幼児、子供等を空き家で孫育てなる見守り等をする「孫ころ支援事業」というような事業を御提案いたしますが、いかにお考えか、お聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 孫の字を当てて「孫ころ事業」という絶妙な事業名かとは思いますが、空き家を利用して高齢者が子供たちの見守り等を行う事業、議員御指摘のように全国各地でいろんな取り組みがあるところがございます。

1つには、異世代が気楽に集える場所を提供するために、一般の民家をリフォームして、集会場として整備した後、サークルや子供たちの勉強会、高齢者の遊びの教室など、そういったものを社協が先導して委員会や運営を行っているというような例とか、地域コミュニティーの観点からそうした事業への補助金、そうしたメニューをそろえているところもございます。

また、地域にある大学が主催して行っているものなど、自治体と地域の資源がうまく融合されて行われている事業でございます。こうした例など、今後の空き家対策の一つとして非常に参考になるものでございます。

福祉部といたしましては、この空き家対策という点で、都市整備や総務とも情報共有を図りながら、新しい介護予防・日常生活支援総合事業という27年度からの取り組みの中でも、生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加の取り組み例としても捉えられておりますので、今後の新年度の介護保険事業計画、また市でつくる老人福祉計画策定の中において、こういった取り組みについても議論の一つとしてやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

空き家対策の一環と申し上げたのは、以前も私、一般質問で、別の意味での空き家対策、空き家が今どの自治体もでございます。老朽化した空き家であったり、また老朽化はしていないが、空き家というものの点在する中で、いろんな問題が発生しております。そんな中で、1つは空き家でも老朽化が著しいものを活用したらどうですかという意味ではございません。使える空き家であれば、その使い勝手の選択肢を持つ中で活用していくことが大切ではないか、それが空き家対策にもつながるということでございますので、よろしく願いいたします。

また、この空き家対策については、国が各自治体では限界があるということで、国が指針を示されております。今国会で法案を議員立法で提出し、成立を目指されていると思いますが、こちらの指針に従い、また法案化された後は、しっかりとその指針に従った中で、この瑞穂市の独自の条例化も含めて、空き家に対する対策を緊急にさせていただきたいと思っております。

ちなみに、本日の新聞報道によりますと、前にも私申し上げましたが、岐阜市がそのような

条例化を目指しております。瑞穂市はどうお考えですかというようにお尋ねをさせていただきましたが、瑞穂市が新年度より条例を制定する中で、空き家対策としてしっかりと取り組むというようなことが載っております。

これを少し読ませていただきますが、現行制度では限界があるため、岐阜市は空き家対策条例を制定して対応に乗り出す。居住していた高齢者が福祉施設に入居したり、死亡後に放置されたりして空き家になるケースが多い、解体には少なくとも数十万円の費用がかかるほか、住宅用地は固定資産税の優遇を受けられるため、建物の価値が低ければさらに更地にするよりも固定資産税が低くなり、所有者があえて解体しない場合がある。空き家がふえる一因となっている。このようなことに対して、条例化をしてしっかりと取り組んでいくというようなことで、通学路や人通りが多い道に面した特に危険性が高い建物には、緊急安全代行措置として、市が所有者にかわり措置できるようにする。落ちそうな瓦の撤去や外れそうなトタン板の固定などの措置を想定して、14年度当初には50万円を計上したという報道もされております。

いずれにせよ各自治会、各地域において、いろんな空き家よっての課題、問題が発生しております。1つは福祉、または高齢者の生きがいづくり、または子供たちの居場所づくりも含めた空き家の活用というものをお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御検討ください。

それでは、次にコミュニティーバスの運行についての質問に移らせていただきます。

瑞穂市コミュニティーバス、通称みずほバスの運行目的、ちょっと読ませていただきます。

1つ目に、交通需要に対応した適正な交通機関の分担を図り、交通空白地帯の解消、短距離交通システムの整備等をし、既存バス路線では十分な対応ができない需要にきめ細かく対応します。

2つ目に、高齢者や子供などの移動を支援することにより、その社会参加を通じた外出意欲を促すとともに、公共施設、買い物等へのアクセスを確保します。

3つ目に、公共交通サービスを充実・強化することにより、自家用自動車依存を抑制して環境負荷を軽減し、道路交通混雑の緩和を図ります。

以上のような3つの目的のもと、現行みずほバスの事業を展開されておりますが、以下3点についてお尋ねをさせていただきます。

1点目に、このような運行目的を持つ中で、1つに路線が循環型路線となっているため、時間によっては、大回りをして駅に向かうこととなる場合があり、不便であるという意見が市民に多くあります。これについて、どのようにお考えかをお聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいまの循環型路線についてということでございます。

現在のコミュニティーバスは、どちらかといいますと循環型路線になろうかと思えます。確

かに循環型路線は目的地まで大回りすることがあり、御不便をな思いをおかけするわけですが、できる限りそうした時間がかからないようにということで工夫をしております。しかし、限られた予算の中で、市内をできる限り広域に運行しようと思いますと、この循環型路線が適しているかというふうに考えます。

今現在は、瑞穂市内を大きく北部、中部、南部ということで走っております。昨年、4路線から3路線に切りかえさせていただきましたけれども、瑞穂市内での利用者は以前よりふえておるような傾向でございます。

一方、循環型とは別に往復型ということだろうと思いますが、往復型としては、以前の穂積駅とリオワールドを結んだ路線がどちらかという往復型に該当します。この路線ですと、当初は路線として採算がとれておったということでございますが、そのうちに520万円の補助を出し、最後には廃線となったわけでございます。

往復型といいますと、どちらかという都会とか、そして2つの地点で大きな拠点がある場合、どちらかという路線バスがそうした往復型に該当しまして、この路線バスがどんどん廃止をされて、その補完ということでコミュニティーバスということで、やむを得ないのかなというふうには考えております。

また、この瑞穂市とか都会ではこうして毎日走っておるわけですが、ちょっともう田舎へ行くとか1日おきになったりとか、時間に合わせてお客さんが利用するというところでございます。確かに遠回りになるわということもあろうかと思いますが、できることならば少しでも多くの方がバスを利用しようという気になれば、もう少し考えることもできるのではないかなと思っております。

7割の方が今通勤・通学に利用しておられます。60歳以上の方もほとんどの方が車を運転されますので、時間があればみずほバスに乗ってみると。車が運転できなくなったらバスを利用するとか、土曜日・日曜日には家族でバスを利用してみるとか、それからみずほバスの停留所というのは、意外と公園とか文化財の近くにありますので、うまく利用するとおもしろい利用の仕方ができるかなというふうに思っております。

また、今現在走っているバスは平成11年から走っておりますので、この5月1日からは新しいバスということで、今の色よりも少し明るいピンクで、「かきりん」が安全に目的地へ送るというような感じのスタイルのバスに変えようと思っております。5月1日には簡単なお披露目式を考えておりますので、よろしく申し上げます。

[5番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま部長から答弁をいただきましたが、目的が大義名分のための目的であってはいけな

と思うんです。私、目的を最初に申し上げたのは、この今の現在の運行ルート、また運行ダイヤでその目的で果たされておりますかということで、あえて最初に目的を申し上げました。

もちろん、今部長が申されたとおり多くの市民の方に本当に効率よく活用、利用していただくことが必要かと思えます。そのためには、しっかりした市民の皆さんへの周知、お知らせ等々、この目的を持っております。そんな中で、しっかりと活用する中で、目的を達成することによって、この環境の改善、また先ほどの目的にあります交通弱者、また通勤・通学弱者と言われるような若年層、子供たち、または高齢者の方たちのために運行しておりますよというようなことをしっかりとPRする中で活用がされていくことが望ましいと思えますが、1つ市民の皆さんの声にありますのが、使おうと思ってもなかなか使い勝手が悪い運行路線、またダイヤなので使えないんだよというようなお声も多く聞きます。その辺は、どこまでもお金等、事業費をかけてしまえばいいというようなことではございませんが、市民の皆さんへの周知、PRとあわせて本当に使い勝手のいい運行ルート、また運行ダイヤを検討していただきたいと思います。

そのためには、多くの市民、また実際に利用しておられる利用者の皆さんから、改善点、または問題点、そして意見等々をアンケート方式で聞かれるということが大切かと思えます。

以前にも、このようなアンケートは何回も行われておるとは存じておりますが、このアンケートを例えばバスの乗車時に、本当に利用される方がどのような不便さを感じているか、または逆にそのアンケートで意見をいただくことによって、こんな改善が簡単にできるんだなあ、そしてもっと多く使用していただける方ができるというようなことにつながるやもしれません。そのようなアンケートのお考えはいかがでしょう。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今年度の4月から路線を変更しました。そして、先ほど言いましたように5月1日からはバスもリニューアルするということで、以前にも利用者の方にアンケートをとった経緯がございますので、また利用してみえる方のアンケート、そして総合計画が来年度予算の中に準備があるということでございますので、利用してみえない方のアンケートということで、また項目を考えたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

それでは、目的を今以上に達成するためにも、また公共交通サービス事業として利用される市民の方の利便性を高めるためにも、瑞穂市独自の考えにこだわらず、広域的な公共施策、政策を周辺の自治体と一緒に考えるべきではないかと思えます。お考えをお尋ねいたします。

例えば、このJR東海道線の穂積駅は、中京圏の中心である名古屋駅まで30分以内という利

便性があることから、近隣他市町のコミュニティーバスを穂積駅に乗り入れていただくことによる市民利用者の利便性を高める施策等の御提案をさせていただきますが、そのようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今御質問ありましたように、この穂積駅というのは、東海道線の大動脈の駅でございまして、瑞穂市民だけでなく、周辺の市町村の皆さんにも多くの利用をしていただけるものでなければならないというふうに考えております。

この近辺のバスの状況をちょっと見てみますと、大野町、本巣市、北方町はどちらかというともともと名鉄が走っておったという関係で、JRの岐阜駅のほうにバスがかなり行っておるようでございます。神戸町、安八町、輪之内町、海津市になりますと、大垣駅や岐阜羽島駅のほうへということでございます。

この穂積駅は、北方のバスターミナル、モレラ岐阜を經由して大野のバスセンターへということで大野・穂積線と、そして朝日大学、今行っておるところでございます。

先般、県のほうで、もう少し南のほうの地域から穂積駅まで結ぶ路線が開設できないかということでアンケートを行っておられます。まだ最終のアンケートではないんですが、ただ、途中経過ではございますが、余りそうした需要が望めないということでございます。今言いましたのは、輪之内とか安八とか、あちらのほうから穂積駅へ入る路線ですが、私たちも、これが来ると、意外と朝日大学の前を走ってくる県道やなんかのバス停ができるので非常に便利になるのではないかなというふうに考えておりましたけれども、まだ最終ではないんですが、余り需要がないと。やっぱり車で穂積駅の周辺にとめて、名古屋方面へ行くという方が多いような感じということで、途中経過ではありますが、聞いております。

[5番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

他市町との共通認識の中で、広域的な公共施策が難しいということでしたが、他市町にもしっかりと事業展開をすることによってのメリット、また私ども瑞穂市においてもメリット、また双方のデメリットになる部分、これが当然かかる費用というようなことになると思いますが、かかる費用は双方でしっかりと、よくなるための費用でございます。他市町においても、他市町の市民の皆さんの公共交通機関へまでの利便性を図る、または本市においても、本市の皆さんの利便性を高めていただくための費用でございます。その辺を費用負担等の問題もあるかと思えます。その辺は他市町と今後も協議をしていただく中で、共通の、ともに高め合えるような行政対応、広域的な公共施策の検討を各近隣他市町としていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3つ目に、以前にもこちらは御提案を申し上げましたが、樽見鉄道の横屋駅発着時刻に合わせたJR東海道線穂積駅を結ぶルートでの運行は、公的支援を行っている樽見鉄道の乗車人数の増加にもつながり、さらには市民利用者の利便性を高めることにもなると思います。そのお考えをお聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 樽見鉄道の横屋駅ということでございます。

今現在も、みずほバスのある路線が時間帯によっては駅との連絡が途切れぬようにということとできるだけ考えておりますが、今現在で横屋駅の利用者というのは1日86名前後、これは24年度の数字でございますが、逆にバスを走らせることによってお客さんをお呼びしたという考えもありますけれども、今現在こうした人数であるので、なかなか思い切れるような状況ではないような気もいたします。

また、いろいろなお考えをいただきがてら、また市民が参加してということでございますので、瑞穂市は28.19平方キロメートルというコンパクトなまちでございますので、限られた予算をどのように使うかという御提案をいただければ、そしてまたそういうことが自由に議論できる、そんなまちであるといいかなと思っております。私たちもできる限り、限られた予算で皆さんに御利用いただけるようなバスにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

合併して10年が過ぎた今、市内の市街化区域の各地で宅地化が進み、若年層の転入が著しい地域と、その一方、農地法の改正等により宅地化が容易でなく、人口増加が見込めない、横ばい、もしくは減少するであろう地域の二極化がますます進み、瑞穂市の人口重心も大きく変わりつつあります。今後、瑞穂市の人口増に伴い、市全体に均一に増加しているのではなく、地区、地域に偏って増加していることでの問題や課題も多く山積することに危機感を抱いているのは私だけではないと思います。

まちづくりの主体である市民と市民の負託、信託を受けた市長を初め行政、また議会が一体となって、共有、共通課題として真剣に向き合って取り組み、そして協議・検討していくことが、夢のあるまち瑞穂として自立し、発展していくことにつながるのではないかと御提案を申し上げ、本日の一般質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで、5番 森治久君の発言を終わります。

続きまして、6番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

傍聴の皆様、遅くまでありがとうございます。

ただいま星川議長より質問の時間をいただきましたので、本日は、1番目として子ども部、若者部、子ども未来部ですね、こちらの創設について、そして2番目としてPM2.5について、3番目としまして、今、岐阜市でも話題になっておりますメディカカード（医療情報ICカード）について、そして、4番目として皆様方の身近にあります側溝について、この4つについて質問させていただこうと思います。

その1つ目として、若者部、子ども部について、本当にきょうも多くの方が質問なさった中に、少子・高齢化、朝から何回も何回もこの言葉が出てまいりました。

少子・高齢化がますます進行し、まさに子は宝、その両親はもとより国にとっても、そしてこの瑞穂市にとっても子は宝であります。

子育てで孤立しがちな親、そしてしつけ、教育、保育所、幼稚園、進学、課外活動等で悩んでおられる家庭もたくさんあります。この多様化している子供、そして若者の問題に相談に乗り、瑞穂市の10年後、20年後の若者を育む子ども・若者部、子ども未来部のような部署を福祉部、教育委員会の間に位置づけ、そして創設し、そのニーズに応じるべきと思います。

現在、全国多くの各市で、このことについてもさまざまなニーズが出てきまして、いろいろ検討がなされておるはずですが、このことについて、この後、質問席に移りまして質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

昨年、合併10周年の記念事業がございました。皆様、よく記憶に残っておると思いますが、あの中でさまざまな行事がございました。特にサンシャインホールにおいては、舞台上、皆さんが踊りとかいろんな演劇とかやっていただきました。その中で、私は瑞穂の中に新しい若者、そして瑞穂で産湯を使った人たちが脈々と育ってきているなという温かいものを感じました。

例えば、むかい地蔵、主役の男の子、女の子、どちらも高校生です。そして、瑞穂吹奏楽団、こちらもすばらしい演奏能力を持ってきております。個人名は余り出しちゃいけませんので、指揮者のIという方が一生懸命指導なさって、すばらしい楽団になってきています。そして、HOZUMI windsという軽快な音楽をするチームがあります。ここには、Nという子が一生懸命この学校の先生方をまとめて演奏をやっております。そのような人たち。

そしてまたそれ以外でも、例えばよさこいソーラン、これは名前を出しても大丈夫だと思いますが、富有樂猩というチームが多くの多くの100名近い人たちを集めて、そして瑞穂の中でボランティア活動にも携わって本当にぷんぷんと若者らしさをにおわせながらやってくれています。

ただ、悲しいかな、このまちには高等学校がありません。ですから、保育所、幼稚園、小学

校、そして中学校。ただ、そこで高校となるとどうしてもほかのまちへ行ってしまいます。その方々を再度取り込もうと思ってもなかなか難しいかもしれません。

しかし、そういった活動がさまざま行われていることによって、高校生の方々、外の高校へ行っておられても、行事は瑞穂市でやろう、そして瑞穂市を支えよう。

例えば皆さん、よく考えてみてください。今、成人式、以前のような成人式ですか。ここ二、三年、いやこの5年ぐらいかもしれません。すばらしい他市に誇れる成人式になってまいりました。これは、いかに瑞穂の若者たちが一生懸命になってきたかというあかしだと思います。そのためにも、私は子ども部を創設していただいて、どうかその若者に育つまでの子供たちをこの瑞穂の地で何とか育てていきたい。そして若いお父さん、お母さんの悩みを解消できる、そのような部署を、今回ある程度移転が今検討されておられるらしいですが、福祉部、そして教育委員会、このはざまにおいて創設していただいて、皆さんのこれからの子供たちの養育、例えばけさから御質問がありました保育所の問題、部署の設定、それからボランティア、こういったことも質問に多々ございましたが、そういったことを対応できる部署をこしらえていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） まずは、福祉部としてどのように捉えているかというところでお答えをいたします。

議員御提案の子ども・若者部、あるいは子ども未来部の考えにつきまして、福祉の担当としては大いに期待をするところでございます。

このことにつきましては、平成22年度、幼保一元化の議論の中でも話があったというふうに聞いております。そのときには、幼保一元化の第2段階として考えていくというふうに結論づけられていたと聞いております。全国的にもこの形態の違いはありますが、こういった考え方が広がりつつあるというふうに考えております。

当市の子ども部のあり方として、福祉のほうからの一案でございますが、内容的には子供の健やかな成長と安定した社会生活を目標に、お子さん自身の健康面をサポートしていく部門、またお子さんを中心に見た家庭の経済面での支援を行う部分、そして保育、教育を行う部門、お子さんのさまざまな悩みに寄り添い、問題に立ち向かう相談支援部門、お子さんの発達障害や身体・知的の障害を支援する部門などを備えた多面的な業務を行う組織が考えられるのではないかとこのように思います。

福祉からは、特にこうしたハンディーを持ったお子さんをいかにサポートして、よりよい社会生活を送っていただくかが福祉の担う大きなポイントというふうに考えております。

総合センターへ教育委員会と福祉部が移転するという事になれば、期待される連携の強化などを考えますと、子ども部への第一歩に位置づけられるのではないかとこのように考えてお

ります。

福祉のほうからは、以上でございます。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 議員指摘の新しい部署、子ども部とか子ども・若者部という、そういったポストというか、部署を新設するということについては、大変魅力的な内容だと、まず思います。

現段階のところでは、職員一人一人がいろいろ指導、相談、研修といった質の異なる複数の業務を同時に対応しているという現状を考えますと、岐阜市の例のように、特定した部署を一まとめにするようなことは現段階では難しいかと思えます。将来的には、こういった内容も十分にあり得るかと思えます。

岐阜市のことを少し紹介いたしますが、岐阜市は取り扱う問題の対象年齢はゼロ歳児から20歳まで、そこで子供の発達障害の相談、虐待、不登校、ひきこもり、いじめ、それから若者で引きこもった青年たちのための就労の相談等、子育てに不安を抱く保護者らの相談にも応じて、それぞれ組織的に支援を行おうという、そういう体制で旧明德小学校の校舎を利用して、子ども・若者センターというものを今準備されております。

この多様な問題に対応するために、岐阜市では102名の職員を配置する予定です。というのは、見させていただいたんですが、中は相談できる部屋がいっぱいつくってあります。それから、小さなお子さんのために、広いじゅうたんを敷いた、遊びながら障害を観察したりするような部屋もあります。お医者さんが相談をする医務室もあります。そういったものを考えると、職員で102名配置の予定で、そのほか曜日を決めて医師、警察官、弁護士もそこに常駐をするというか、曜日を決めてですが、そういったことで相談ができる拠点として考えてみえるということで、悩みを抱えている親さんとか本人にとってはすごいセンターになるんだろうと思います。

しかし、今紹介したみたいに、40万何がしの都市で102人ということは、うちの都市で何人程度の職員が、そしてそれも専門職を配置せねばならないということで、大変魅力的な内容ですが、現状としては十分に煮詰めていく必要がある内容かと思っております。以上です。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 棚橋議員の、子ども未来部という提案から、今回教育委員会が総合センターへ移転が好機と捉えるかという質問に答えさせていただきます。

福祉部と教育委員会、それぞれから意見がございましたが、子供にかかわる行政の一元化という観点では、瑞穂市は誕生から巣立ちまでといった取り組みを、先進的に教育委員会で保育所、放課後児童クラブ等の所管事務を移管し、対応してきております。

さらに、少し古い話かもしれませんが、先進事例を紹介しますと、長野県のある市では、構

造改革特区として少子化対策、子育て支援、家庭教育の充実、思春期である中学生への保健対策の強化、妊娠・出産に関する支援、小児保健などの環境整備、育児に関する不安などの解消ということで、縦割りの行政の弊害により子供行政に関する司令塔である機能やコーディネート機能に欠けることから、一貫した施策の展開を図るために、妊娠から青少年期までを対象とした全ての子供の行政の一元化をしています。

また、最近の状況を見ますと、全国には例がございますが、先ほど教育長からもございましたが、県内でも検討している自治体があります。

棚橋議員の御提案の子ども未来部というのは、そんな提案から来ているところだと考えますし、とてもよい名称だと思います。子供が未来に夢が持てるようなふうを考えます。もちろん瑞穂市において子供がふえている状況を考えますと、間違いなく他市町よりはるかに活力のあるまちです。そんな瑞穂市が子供にかかわることを大切に考えていかなければなりません。

今回、教育委員会と福祉部の総合センターへの移動では、後に全ての子供にかかわる窓口の事務の一元化、子供にかかわる情報の一元化を、専門的な職員によるネットワークの強化、行政組織を簡素化し、効率的な行政を高めるためにも、経費の削減など一元的な管理体制が理想と考えています。そのためには、まず同じ建物である総合センターに入り、連携強化から始めていくことが大切だというふうを考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） さまざま本当にありがたい御回答ありがとうございます。

ただ、これは市にとっては喫緊の課題もいっぱいあります。ということは、やはりこれから誰がこの瑞穂市をつくっていくか、それはせんだっての10周年の記念事業を見てください。確かに会長さんは御年配の方でした。でも、その中で動いた人たちは、私たちがこの行事をやりますよと手を挙げてきた若者じゃないですか。あの若者を今まで育ててこられたんです。それを継続していくのは、これから先の10年です。そのためにも、このことを真剣に考えてほしいし、こういった部署を設けて、常にあの人たちをキープできる。

例えばボランティアの問題でもそうです。確実にキープできて、その方々が災害が起こったときに、よっしゃ、俺の瑞穂市や、私の瑞穂市や、みんなで家族を守ろうじゃないか、みんなで老人を守ろうじゃないかと。そういった機運のあるすばらしいまちをつくるためには、やはり子育ての部分から若者まで、やっぱりゼロ歳から20歳まで何かそういったものをフォローしてあげる、それが、これから瑞穂市が5万人から8万人のまちを目指すためには必須の部分だと思います。

そのために、皆様方よく考えてみてください。いや、必ず来ますよ、これだけ交通の要所のすばらしいところです。8万人のまちになることは必ず来ます。

それでは、とにかくこの思い、皆様方も思い続けていただきまして、何とか今度引っ越しされるのであれば、子ども未来部、子ども・若者部、そして安心して子育てができる、安心して出産ができる、そのような瑞穂市、そういうフォローアップ体制、しっかりとつくってってください。チャンスは何回もあるわけじゃないです。今度の引っ越し、これが一つのチャンスかもしれません。どうか真剣に執行部の方、考えてみてください。お願いいたします。

それでは、その次2番目、PM2.5に移ります。

ここ最近は何が多かったりとか、それから風があったりとかで、どんよりした日がありません。ですからPM2.5といっても、何をまた棚橋はしゃべっておるんやという感じがきょうかもしれない。

でも、皆さん、ちょっと思い起こしてみてください。今から2週間ぐらい前、どんよりとして、ちょうど岐阜の43階建てのビルを穂積大橋の上から見ることも、ちょっとかすんでいました。もう百ヶ峰はほとんど見えないという状態、金華山がやっとこさ見えるぐらいかな、そんなような状態でした。それで、これから3月以降は黄砂も飛んできます。この両方が飛んできたら、果たしてどうなんでしょうか。市民の健康に対して、私らここまではわからんよというふうで知らん顔しておられるわけじゃないと思います。どうしても大陸からいろんなものが飛んできますし、風が大陸から吹いてきます。いつまでも放っておける問題じゃなからうと思います。恐らく国のほうは、もっともっと真剣に考えていると思います。そして、県のほうも国に動かされて考え出したかなあとと思いますが、果たしてそういったところはいかな指示、そしてまたこの瑞穂市独自の対策として、こんなことを考えていますよということがございましたら答えていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（星川陸枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 棚橋議員の御質問にお答えいたします。

PM2.5につきましては、環境省の微小粒子状物質に関する専門家会合での報告では、健康影響が出現する可能性が高くなると予想される濃度水準として、1日平均値1立方メートル当たり70マイクログラムを注意喚起のための暫定的な値と定めています。ただし、呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児、高齢者の方などにつきましては個人差が大きいと考えられております。

また、このPM2.5に関する注意喚起のため、実施主体につきましては、PM2.5の濃度上昇が比較的広域に発生すること、それから大気汚染防止法に基づく緊急時の措置のノウハウが活用できると考えられることから、都道府県において実施することを基本としております。

そこで、岐阜県では、平成25年3月にPM2.5の注意喚起のための暫定的な指針に関する岐

岐阜県における運用方針を作成いたしまして、PM2.5の暫定的な指針の値となる1日平均値、1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される判断基準として、県内11カ所の観測局の値が、午前5時から7時までの間で、1時間値の平均値の中央値が1立方メートル当たり85マイクログラムを超過した場合及び午前5時から12時までの1時間値の平均値の最大値が1立方メートル当たり80マイクログラムを超過した場合には、岐阜県内全域を対象として注意喚起を実施することを定めております。

市では、平成25年3月に県がその運用指針を作成したことを受けまして、25年4月からPM2.5の注意喚起が発表された場合の処理フローを独自で作成いたしまして、住民に対する周知方法をマニュアル化して、既に運用しているところでございます。

[6番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今、運用していると伺ったんですが、その運用しているという中身はいかなものですか。

例えば、こうなったら学校は窓を閉めるなさいよとか、学校は授業をやめなさいよとか、そういったことまであるのかどうなのか、その中身の部分ですね。連絡するだけが運用じゃないわけでしょう。それぞれの役所とか、それから以降どういった行動をなさるのか、それをちょっと教えてください。お願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 今回の市の運用のフローにつきましては、今詳しく説明申し上げますませんでした。実際にはPM2.5の注意喚起が発表された場合には、県としてはPM2.5濃度の日平均が1立方メートル70マイクログラムを超えると判断した場合には、県より市役所にまずファクスで送信がされます。あわせて、環境課長宛てに緊急メールの送信がされるようになります。2系統の伝達方法をとっています。これを受けまして、宿直者は市の広報無線を使いまして住民周知を行います。同じく宿直者は、このほかには学校教育課長、それから幼児支援課長へその旨を連絡いたしまして、小・中学校、幼稚園・保育所等での周知、対応を図っていただくよう連絡体制をとっております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） その連絡はいただけるんですけども、それじゃあといつて、その連絡を受けた、例えば幼児支援課長は何をすればいいんですか、何をされるんですか。連絡は県から市に来る、市から今の一つの例でいけば、幼児支援課長のところへ来る。幼児支援課長は何をするんですか、そこから。ただ聞いただけで「はい、わかりました」と言っておるだけなんですか。

このPM2.5の危険性とか、そういったことは何もまだわかっていない部分もあるのかもしれませんが、一体そこから何をしたらいいのか、また何をせよという指示をするのか、ちょっとそこら辺、何かただ連絡だけしているんですというようなふう聞こえたんですが。

○議長（星川睦枝君） 教育長。

○教育長（横山博信君） ただいまの質問にお答えをいたします。

PM2.5に対する対応については、環境省のほうから注意喚起がなされた場合の対応について方針が発表されております。運動会などの体育的行事は認められているものの、屋外での激しい運動は控えるよう方針がなされております。

瑞穂市では、県より注意喚起がなされた場合、各学校へ連絡するとともに、まず広報、保護者メールを使って児童・生徒や保護者に知らせる。また、学校には環境省の推奨対策を上回って、屋外の活動を控えること、それからマスクをさせること等の指示を行うということになります。

さらに、呼吸器系とか循環器系に疾患を擁するお子さんについては、より影響を受けやすい可能性があることから、日ごろから本人、保護者と学校とがその対応のあり方について共通理解を図っておくことを指示しています。

先ほど黄砂との関係ということで、余計心配があるというような指摘もありましたが、環境省から微小粒子状物質PM2.5に関するよくある質問、QアンドAも出されておまして、その中に、ぜんそくや呼吸器系疾患、肺がんのリスクの上昇、循環器系の影響が懸念されているということで、特にぜんそくについてはアレルギーでも起こることから、NHKの放送の中で、国立病院機構福岡病院アレルギー科の岸川医長の意見として、PM2.5と黄砂が飛来していると、軽い呼吸器症状が出現し、過ぎ去ると改善すると、そういった放送もありました。学校としては、窓を閉める、マスクをする、屋外で激しい運動をさせないというようなことが基本かなあと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 特に、今教育長から説明のありました既にアレルギー的な症状をお持ちの生徒さん、一番心配なのはそこの部分かなと思いますが、特にぜんそくを持っておられる方、アレルギーを持っておられる方、そういった生徒さんがさらに悪化することがないように、迅速にやっぱり行動していただきたいと思います。

それと同時に、今の広報のほうとか、FMわっち、広報みずほとか、例えば役所に掲げて、今こういった注意喚起をするんですよと。それで、本日のPM2.5に関してはこんな状況ですとか、いずれさらに厳しくなりましたらそういったことも考えざるを得ないのではなかろうかなと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 先ほど申し上げましたように、まずは広報無線で皆様方に注意喚起という意味で、外出、屋外での活動をできるだけ減らしていただきというような放送で注意喚起をさせていただく予定としております。

そのほかには、例えば今ですと、名古屋のメーテレなんかですと、朝の情報番組、7時の天気予報の後に必ず東海3県のPM2.5の速報値を流しております。きょうですと、岐阜の北部で5マイクログラムだったと思いますが、そのような報道もぜひとも目に入れていただきたいなと思っておりますし、県として注意喚起の報告を出しますと、記者クラブを通じて報道機関に記者発表するとか、市民の方へはテレビ、ラジオ等でも注意喚起の情報が伝えられることとなっているところでございます。

議員が御提案していただいているようなホームページだとか、市役所の玄関での告知板等による周知につきましても、今後マニュアルに取り入れる等、できるだけ速やかに、かつ多くの方に周知ができる方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔6 番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6 番（棚橋敏明君） ちょうど登校の前とか、そういったときにはっきりしたデータで、きょうは登校を控えてほしいとか、そういったことも将来起こる可能性もなきしもあらずだと思いますので、どうかPTAと連携していただいて、子供さんたちがそのようにならないように、とにかく発がん性もあるということも聞いたりするんですが、どこまでかまだ解明されていない部分も多くあるらしいものですから、はっきりとした指針が出せないのかもしれませんが、そこら辺、とにかくPTAの方々ともしっかりと連携をとっていただきまして、子供たちに被害が及ばないようにしていただきたいと思えます。

それでは、3番目としまして、昨年12月の議会でもお願いしたんですが、救急車に積み込まれてみえます読み取り機、メディカカード（医療情報ICカード）の普及を手助けしていただきたいということで、実は12月議会でそのことをお願いしたその後ですが、岐阜市の市長選挙がございまして、そのときに当選なさった、そのときは候補者だったわけですが、今市長に復帰されましたから細江市長ですが、そのマニフェストの基本政策を7つ出されました。その中の第1番が福祉・健康ということで、医療・健康立市岐阜と銘打たれてまして、その第1番目の施策がメディカカードなんですね、メディカカード。そしてその次、2番目がドクターカー導入、3番目が障害者基幹支援センターの設立となっております。

それで、私が言いたいのは、岐阜市がこれだけ本当にやってくれていると。それと同時に岐阜市民病院ですね。これは、皆様方も行かれたことがあると思いますが、あそこでお金の精算を待っていますと、必ずや瑞穂の方に出会うぐらい、瑞穂の方がよく使っておられます。とい

うことは、こちらの方々も大垣市民病院、そして岐阜市民病院と、多くの方がその2つの市民病院を受診なさっておられると。瑞穂市内には総合病院がないものですから、やはり岐阜市民病院を使われるケースというのはふえてきているんじゃないかなと私は思うわけです。そうなってきましたら、なおかつ私たち瑞穂市と岐阜市は、常備消防事務委託を行っています。ですから、今救急車には、瑞穂市を走っている救急車、岐阜市を走っている救急車、全く同型車です。それで、全ての救急車にメディカカードの読み取り機がもう設置されております。

せんだってもある自治会の総会で、「今、わしは前立腺で苦しいんじゃないわ」と言っておられる方に、「まあ、ええがね、そういったことを命のバトンのカードのほうにやっておけばいいがね」と言ったら、「あんな大きいもんを冷蔵庫に入れたら、ほかのものが入らへんがや」といって。それで、「救急車が冷蔵庫をあけてくれるか」と。これは一市民の方の声であって全員の声ではありませんが、それも一市民の方の声として、病を持っておられる方、特に突発性の疾病というのはかなりあります。ここで名前を上げたら、差別的な病名になってしまうかもしれないんですが、ちょっと名前を上げることはできませんが、本当に突発性のたくさんの本当に病があるわけです。その方々に選ぶ病院を待っている間にメディカカードを読み取りすれば、即座にその方々を病院に運ぶことができる。

それで、せんだっての12月のときも申し上げましたが、患者さんから救急隊員がその方から事情を聴取している間に救急車をとめていけば、田舎のことですから、どんどんあそこの人は救急車呼んだ、救急車呼んだ、誰やったやろうなあととなります。いろんな病院に患者さんのニーズを聞きながら打診をしていましたら、10分、20分そこでとめなきゃいけません。

ところが、メディカカードがあったら、例えば、特に心臓の病気ですね。ハートセンターは、20分以内に来ていただければかなりの救命ができますと言っておられます。読み取りが即座に終わって、例えばそれが藪田のハートセンターだとします。そうしたら、その方の命は助かるんですよ。だからこそ、岐阜市は命、そして医療・健康立市ということでやっておられます。

でも、それを瑞穂市がそれをやっていないわけじゃないんです。瑞穂市の市長さん初め皆様方も、必ずや御家族にそのような突発性の何か病を持っておられる方、身近な方がおられるはずですよ。ですからこそ、とにかくこのメディカカード、一日も早く瑞穂市で何とか助けていただけるとありがたいと私は思うんですが、いかがなものでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、棚橋議員のほうからメディカカードについての御説明がございました。12月議会での質問の声が、もうすぐ岐阜市へ行ってしまいまして、岐阜市民病院では、一部の診療科でございますけれども、入院患者を対象にして、同意を得た上で発行するという

ことを聞いておりますので、多分岐阜市民さんと同じような利用ができるだろうと思っております。

県内では、御存じのように美濃加茂の木沢記念病院、笠松町の松波病院、市立の恵那病院ということですので、この近辺では岐阜市民病院が使われるということは非常にいいことですので、松波病院と岐阜市民病院ですね。こんなようなカードの普及がいろんな機関に伝わりますと、今言われたように時間が短縮されるということですので、大いに、利用してもらってはいかんわけですが、こうしたメディカカードの導入が進むといいかなと思っております。

また、この近辺では松波病院と岐阜市民病院ですので、命のバトンですね、今現在1,580世帯に配付がしてございます。これによって救急隊員が非常に早く情報を得ることもできますので、引き続きまして御利用いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

[6 番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6 番（棚橋敏明君） 部長の御説明が早口だったもので、ちょっと聞き取りづらかったんですが、ということは、命のバトンは当然のことながら、メディカカードも採用していただけるという解釈をさせていただいてよろしいのでしょうか。ちょっと済みません、お言葉でいただきたいんですが。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 岐阜市民病院のほうでは、一部の診療科ではございますけれども、発行される予定と聞いておりますので、通常岐阜市民と同じように利用できるのではないかなと思っております。

[6 番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6 番（棚橋敏明君） ということは、瑞穂市の方々に岐阜市民病院にかかっておられる方、松波病院にかかっておられる方がそこでメディカカードを要請なさって、それをとにかく懐に入れておいてもらうとか、とにかく救急隊員が来たときに「これで読み取りをお願いします」ということでやればいいと解釈させていただいてよろしいんですね。

それで、なおかつお願いがあるんですが、そのようになりますよということを告知していただくということとか、何か市民の方々に知らせするということが不可能なのではないでしょうか、ちょっとお教えくださいませ。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） これは、多分岐阜市民病院のほうで、また新聞紙上に出るかと思っておりますので、ちょっと余り私のほうからとは思いますが。

[6 番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） ということは、問題なくこれで広がっていくであろうというふうに解釈させてよろしいのでございますね。

それじゃあ、私もちょっと安心いたしましたので、最後ここで随分時間がかかってしまうんじゃないかなと思ったんですが、本当に部長からすばらしい御返事をいただきましたのでありがとうございます。

それでは4番目、側溝についてということで、皆様方の身近な側溝ですね。

去年の9月4日、ゲリラ豪雨をちょっと思い出していただきたいんですが、あのときに、ちょうど私もある議員の方から電話がかかってきて、「穂積はどうや、おまえは何をやっておるんや」ということでお電話いただきまして、「いや、家の前はそんなに大したことないし」と言ったら、「おまえ、見てこないかぞ」と言われまして、私いろんなところを見に行かせていただきまして、それで役所の早瀬部長さんのほうにもお電話させていただきまして、それで、私自身穂積小学校の前が通れなくて、ちょっと遠回りしながら駅周辺、そしてグリフィンさんというパチンコ屋さんですかね、あちらのほうと見回らせていただいたんですが、実際回ってみてあれと思ったのが、ちょっと今までの水害と違うし、今までと水のたまり方が違うんですね。

ちょうど昨日でしたかね、消火栓のあそこから逆に水が噴いているという話を伺ったんですが、同じようなことで側溝のすき間から水が噴き上げているんですね。そういったところがあるわけなんです。それはなぜかといったら、中に土砂が入っちゃっているんですね。ですから、そこまでずうっと来て、そこから今度あふれて、もう一回道路に戻ってから次の水路のほうとか側溝のほうへ流れていくという状態になっちゃっているんですね。ですから、特に駅周辺とかは長い間側溝を使っておられますので、なかなか中の砂利が取れていないとか、それが取り上げられていないと、僕はそんなふうはその水の状態から解釈させていただいたんです。

というのは、ちょっと手前みそかもしれませんが、私たちの自治会といいますか、私たちの住んでいるところは結構小うるさい人が、小うるさいとここで言っちゃいけないんですが、非常に熱心な方がおられまして、それで実際問題が側溝の中もある程度みんなめくって、みんな持ち上げちゃうと。それで、小砂利とか、砂をダンプカーに積んじやうと。それを回収しているという状態のことを何年か計画の中で、ことしはこの路線、来年はこの路線ということで、それぞれ30メートルから50メートル分ぐらいずつ、そこにある土砂を取ってきたわけなんですね。ですから、今回の9月4日に関しましては、そこから流れていく水量のほうはかなり多かったんですが、側溝に関しては非常にスムーズに流れたように思います。

ですから、そういったところで、今側溝の中にそういった土砂の検査とか、どんな状態にな

っているのか、ちょっとお答えできる方がおられましたらお願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 側溝について、今柵橋議員のほうからの御質問ですが、この側溝についての全体のこと、まず市道の総延長は約515キロございまして、その中に約265キロが側溝が敷設済みの距離となっており、今、議員が言われたように地元区、自治会のもとで水路清掃とともに、側溝の清掃活動に御理解と御協力をいただいている次第でございます。そういうことで、側溝に関しましては、このような距離がございまして、どうしても地元の皆様方の御協力がないと対応はしていきません。

それで、今のような状態のいろいろ側溝のふたに関しまして、昔のふたに関しましては県対応とか、国の対応とかいうような形で、めいめいで上がらないような側溝の箇所もございまして、そういうところに関しましては、区長、自治会長さん等から清掃の要望をいただきまして、そこを見せていただきまして、環境課のほうで対応をさせていただいているのが現実でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 柵橋敏明君。

○6番（柵橋敏明君） まず、ごめんなさい。先ほど口うるさい方がおられますと言ったことはちょっと訂正いたします、熱心な方でございます。ちょっとその部分だけ訂正させていただきます。

それで、私たちの側溝掃除においても、ここ最近で2名ぐらいの方が、1名の方は指にけがをなさいました。そしてもう1名の方は腰を痛めてしまわれました。これは、先ほど部長からの説明のとおり非常に重いものです。特に、最初の1枚を外すためのまず機械が欲しい。それで、この機械がないと、もう次のが外せないんですね。それで、最初の1枚はどうしても砂とか石とか絡んでいて、まず持ち上がらないんです。それで、こういった機械を今後準備していただけるものなのかどうなのか。それと、それからそういったときにけがをなさった場合はどういうふうになっているのか、そういったところをちょっとお尋ねしたいんですが、お願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） この水路清掃に関しましては、区のほうへ水路に関しましての清掃の助成という形で、協力金みたいな形でお支払いはさせていただいておるんですが、それに応じてボランティア的な活動でけがをされたときには、そちらのほうの対応でしていただけるものと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 柵橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） いろいろやっていただけているみたいで安心しました。

それで、あともう1つだけ聞きたいのは、こういったことの点検とか見回りとか、結構日常毎日毎日が変わってきちゃうと思うんですが、そういったことは引き続きずっとやっていただけているのかどうなのか、再度、部長、そこら辺の点検とか今後のことですね、ちょっと教えてください。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 点検、見回りに関しましては、現在シルバー人材センターにて、舗装を中心なんですけど、約50キロぐらい、週に1回回らせていただいております、気がついた場合には、先ほどごめんなさい、環境課と言ったみたいですが、都市管理課のほうでございますので、失礼いたします。それで、傷みぐあいや都市管理課のほうへ、側溝に関しては都市管理課のほうへ報告をいただきまして、補修をします。舗装面に関しましては、そのときに点補修の部分はやっていくというような形でやっております。

また、全体といたしましては、予算といたしましては、道路維持修繕費といたしまして25年度は約2,000万弱の予算はいただいております、312件を直しております。舗装を直したり、その耳の部分の欠けておったりとか、そういうのがございますので、そういう修繕を行っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 意外と、312件といたら結構あるもんですね。本当に御苦労さまと思えます。

ということは、その312件の中で、それはもう直した分だけということで312件ですね。けがをなされたとか、そういったことはないですか。側溝を掃除している方がけがをしたということは、私が今申し上げましたが、そうじゃなしに側溝周辺を歩いていてけがをしたとか、そういったことは起こっていませんか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 25年度で申しますと、駅の南と北で1人の方がハイヒールでという事件と、南のほうでは、自転車に乗られた方が側溝の欠けたところにハンドルをとられて骨折されたということと、側溝ではなくて路肩の舗装の面で1件、歩かれておった方がわだちこぼれに足をとられたりというような3件は聞いております。

〔6番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） どうもありがとうございました。

側溝というのは身近なものだと思うんですね。ですから、今の水の排水の問題、それと同時

に、ここにお越しの方々皆さんも、きょう必ず1度は側溝の上を歩いておられるぐらい、それぐらい側溝というのは身近なものだと思うんです。それぞれ皆さんのおうちの前にもありますし、それから車で走っている道路の横には必ずあるものでございますし、ですから、意外と盲点になりやすい部分もあり、また逆に、かなり大事にしなきゃいけない部分でもあると思いますので、どうかこれからも側溝の管理、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、きょう質問させていただいたことを総括させていただきますと、子ども部、子ども・若者部、子ども未来部については、今後の福祉のあり方とか、そういったことの延長線上でまた考えていただけるというふうに御回答いただいたものと思ひます。

それから、PM2.5、こちらにはまだまだこれからどのようにPM2.5がなっていくかわからない不明の部分はあるんですが、今現在のPM2.5に対しては、かなりフォローアップできるような体制がとれているというふうに解釈させていただきました。

それから3番目としてメディカカード、こちらにつきましては、岐阜市のほうもそれだけ動きが出てきましたので、早速そのようにさせてもらうということで御回答いただいたと思ひます。

それから、側溝につきましては、先ほどもお話しありましたとおり、とにかく身近な部分ということで、これからも管理のほうはやっていくということで何ったと思ひます。

本日は、どうもいろいろありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 先ほどの清掃活動でございますけれども、自治会が主催でということになれば、状況によりますが、一部お見舞い金等の制度もありますので、万が一の場合にはまた総務課のほうへ御相談ください。

[6番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） どうもありがとうございました。

それでは、私はこれで質問のほうを終了いたしました。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで6番 棚橋敏明君の発言を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は午後4時50分よりお願いいたします。

休憩 午後4時35分

再開 午後4時50分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の通告は、1つは次期総合計画策定事業について、2として体育協会における300万円の基金について、3番目に学校給食の異物対策について、4番は結婚相談所設置の件、以上4点につきまして質問をさせていただきますが、それぞれ質問席からよろしく願いいたします。

それでは、最初の質問でございますが、次期総合計画策定事業につきまして質問をさせていただきます。

もう早いものでございまして、28年度からの総合計画の作業には26年度から入っていただくやに聞き及んでおります。そのような意味合いでこの質問をさせていただくわけですが、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために、新たに次期総合計画の策定作業に来年度から入るとのことでございますが、その策定は瑞穂市の将来を大きく左右する重い事業と考えられます。したがって、それら策定の考え方、あるいは手順等について、その思いを伺いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 広瀬武雄議員の次期総合計画の策定事業の御質問にお答えをいたします。

総合計画は、平成23年8月に地方自治法の改正により、総合計画の策定義務がなくなり任意となっており、策定する、策定しないは市町村の判断に委ねられるところになりました。

瑞穂市では、平成24年12月に総合計画策定条例を制定し、策定の義務を位置づけております。これらを受けて第2次総合計画を策定することになりますが、当市では、まずまちづくり基本条例を最優先に考えていかなければなりません。まちづくり基本条例の第3条第2項には、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、基本構想及び個別の行政分野の基本計画策定に当たっては、この条例と整合性を図るものとしております。この基本構想及び個別行政分野の基本計画策定とは、まさにこの総合計画を指すものであります。

また、まちづくり基本条例17条には、基本構想及び個別行政分野の総合計画の策定に当たっては、市民の参画する機会を保障しなければならない。また、参画の機会についても第16条で定めています。

瑞穂市の第1次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの柱から成るものであります。瑞穂市第1次総合計画は平成17年度に策定し、18年度から27年度までの10年間の基本構想と基本計画を定め、その後、平成23年度に24年度から27年度までの後期基本計画を定め、さらに平成24年度からは実施計画も公表してきたところでございます。平成27年度が計画の終期となっておりますので、平成28年度からの計画を平成26年度、来年度から27年度において策

定したいと考えております。

今後に向けた取り組みですが、まず総合計画策定審議会を立ち上げます。審議会には、公募委員の方も募集を予定しております。公募委員のほかに市民の方には、アンケートを通じて意見を聴取したり、ワークショップなどで市民の皆様の考えをまとめていきたいと考えています。

さらに、計画案ができれば、公聴会やパブリックコメントなどで市民の意見も聞いていくこととなります。

具体的な手順としましては、まず市長から諮問を受けた審議会が計画案を議会にお諮りして承認をいただくものとなりますが、先ほど説明しましたとおり策定の手順となります。それぞれの過程において、市民のさまざまな意見を聞くわけで、聴取、集約、反映のために市民アンケート、パブリックコメントはもちろん、平成24年度から施行されたまちづくり基本条例の理念であります参画、協働、共有に沿って懇談会、出前講座などで説明を考えています。そのため、平成26年度に着手するための予算約150万円を計上させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。おおよその心意気は理解をさせていただきました。

26、27年度、2カ年にわたりまして、じっくりと策定事業に臨んでいただきたいと思っております。ところでございますし、我が瑞穂市の将来像をどのように描き、またその実現のために何が必要なのかということが当然問われるわけでございます。

また、策定事業につきましては、先ほど来、部長のほうからも話がありましたが、審議会は、当然のことながらプロジェクトチーム、あるいはワーキングによる計画素案作成、あるいは計画策定に係る基礎調査、あるいは地区別説明会の実施などが今後予測されるわけでございます。

その中で、1つだけお願いがございます。先ほど来申し上げておりますように、この策定事業は瑞穂市の将来を大きく左右する計画でございます。したがって、その中にあります策定審議会の設置につきましては、こういう言い方は失礼かと思いますが、レベルの高い方々の審議会の設置を望むものでございます。特に、いろいろな審議会が幾つもありますが、お話を聞きますと、審議会に出ても一度も発言をされない方がいるとか、あるいは充て職で来ているだけで、全く無関心である等々のうわさを聞いております。少なくともこの次期総合計画策定事業の審議会におきましては、他の審議会以上にその辺のところに御注意をいただきながら、正しい審議会の皆様方の選定にかかわっていただくことを特にお願いを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

2番目の体育協会における300万円の基金について質問をさせていただきます。

体育協会における300万円の基金につきましては、私が9月議会における質問で、監査の結果についてに関連いたしまして質問をさせていただいたところでございます。

その質問のときには、教育委員会の次長は、決算時に補助金は返還する、それから理事会で協議し、返納することに決定したとの答弁をいただきました。それらを踏まえまして、その後のように解決されたのかを詳細に伺いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですが、6月の監査結果に基づきまして、体育協会事務局と適正な運営を行うことができるように協議を行うとともに、また財源や使途が明確でないとされた約300万円の預金の件について調査を進めてまいりました。

その結果、300万円のうち200万円については、平成9年度に当時の穂積町体育協会会長であった松野力氏より、スポーツ愛好者のスポーツ支援や体育振興のために、穂積町へ200万円を寄附されたものであります。町は、その意向を酌み、体育振興を具現化するために、体育協会へ平成9年度に補助金として200万円を交付しました。体育協会は、この補助金の使途の協議を行い、緊急または予定外に何らかの予算措置が必要になったときのため、平成10年度に補助金100万円を加えて300万円の基金としました。このことは、平成9年度、10年度の決算書及び寄附金納入通知書から明らかになりました。

体育協会としては、この300万円を、あくまでも寄附された方の意思を大切に今日まで引き継いできました。当時は、補助金を基金にしてはならないとの町からの指導はなかったのですが、平成24年度に示されました補助金等の交付に関する指針からしますと、このまま体育協会の基金として保持することは適当ではないということから、この300万円、預金利子を含めまして307万8,715円でありましたが、これを体育振興に役立てるよう、瑞穂市に寄附をされました。瑞穂市は、これを原資に新たに体育振興基金をつくり、今後体育協会と市が協議しながら、体育協会の事業などに使うよう考えております。

なお、9月議会において、300万円は決算時に返納するというを体育協会の理事会で協議し、決定した旨の答弁をいたしましたが、正しくは7月の理事会で監査結果の報告をし、300万円の今後の取り扱いについて市の方向性を説明し、理解を求め、平成26年2月理事会において、寄附金として支出の決定を行いました。おわびするとともに、訂正をさせていただきます。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ただいまの次長の説明で十分理解はいたしましたが、ということは9月議会において、再度確認しますが、次長から補助金を返還するという御答弁を頂戴しておりま

したけれども、今の説明からいきますと、補助金ではなくて、そのものを瑞穂市へ返納すると、あるいは寄附すると言ったほうがいいでしょうかね。逆に今度こっちへ寄附するわけですね。それをもって瑞穂市が体育振興基金をつくるという解釈でよろしゅうございますか、いま一度。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 議員のおっしゃるとおりです。

〔7番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ということで、補助金の返納ではない。松野力氏から御寄附いただいたものと100万をプラスしたものを瑞穂市へ寄附して基金をつくと、こういうことでございますね。

ならば、今回のスキームは、どこでどのように決定されたものであるか、この際聞いておきたいと思います。なぜならば、今回の議会に議案第14号として基金条例の一部を改正する条例が提案されていることも含めまして、説明をしていただけたらありがたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この経緯につきまして、監査事務局より、どうしてこういう金があるのかということとを説明するよう指導がありました。この説明をしていく中で、この松野力氏より寄附された200万円は、基金として体育協会を持ってみえたということです。それは、純然たる寄附としてそれを持ってみえたのであって、そのお金を通常の町が体育協会へ補助を行うお金とは全く別のものであるということで、補助金とは切り離して考えたほうがいいということから、今回、この寄附金を持っていること、補助金を運用資金として持つてはいるんですけども、別物として考えた場合に、この24年度に作成された補助金の交付要綱の指針に当てはめますと持っていることが適切ではないということです。もともとの寄附金でありますので、これを運用することなく持つていても意味がないということで、これを一旦市のほうへ寄附をさせてもらうということで、今回の結果になりました。

〔7番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） わかりました。

要は、とにかくこのお金は、先ほど来お話が出ておりますとおり、前の体育協会の松野力氏から、何かに役立ててほしいという抽象的な言い方だったかもわかりませんが、そういう意味合いで御寄附いただいたものだとの認識ができます。要は、体育協会の発展と、そこで精いっぱい努力している子供たちの成長に役立ててほしいとの奇麗な心をもって御寄附をいただいたものであると考えるところでございます。

したがいまして、今回のこの件を機会にいたしまして、関係者全員が寄附をいただけた趣旨

を十分念頭に置きながら、結果として大変役に立たせていただいたという姿に持っていくべきではないかと考えますので、指導的な立場にあられます教育委員会も含めまして、その使われ方は、念には念を入れて効果的な使われ方を心から願います。

なお、最近、県議会におきまして、古田知事は競争力強化のためのトップアスリートの発掘や育成に力を入れ、清流国体の成功の延長を力強く宣言しております。したがって、当瑞穂市におきましても、例えば前回の質問でも申し上げましたように、東京五輪で活躍する若い才能を発掘して育てるために使うとか、あるいは種目別に国体の選手を育成する資金に使うとか、あるいはキッズ教室とかベーシック教室など、年齢、習熟度別の教室を開いて、競技人口の裾野を広げていくための手段に使うなど、さまざまな方法があろうかと思えます。

さらには、他市町におきましては、例えば東の各務原市におきましてはホッケーのまちと言われるように、非常にホッケーに力を入れたまちとして全国的に知れ渡っております。また、南では海津市はボートのまちと言われております。残念ながら瑞穂市は、ボウリングのまちなのかもわかりませんが、今のところは特にそういう特色あるスポーツの種目を掲げたまちとは言われておりません。したがって、何か特色ある種目にこだわる育成にその資金を注ぎ、形になる方法で、今後はこの資金を役立てていただくことをお願い申し上げますが、もう一度教育委員会の御答弁をお願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この寄附金につきましては、当初、松野力氏がスポーツ愛好者のスポーツ支援や体育振興のためにということで寄附されたものでありますので、その目的のとおりに使っていきたいと考えております。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7 番（広瀬武雄君） それでは、この体育協会における300万円の基金の件につきましては、これで質問を終わります。次、学校給食の異物対策について質問をさせていただきます。

学校給食につきましては、既に皆様御存じのとおり、これは1954年制定の学校給食法で努力義務と位置づけられまして、60年から70年代にかけて全国に広がったことは御承知のとおりかと思えます。そのような中にありまして、当市は旧穂積、旧巢南もそれぞれ給食センターの運営を早くから積極的に対応してまいりまして、合併4年後の平成19年9月1日から、一括して約6,500食まで賄える大きな規模の給食センターを建設されたのが現在の給食センターでございます。

そこで、給食事業の異物対策についての的を絞って質問をさせていただきたいと思えます。まずは、近隣市町の事例を挙げながら質問をさせていただきます。

可児市におきましては、昨年9月、給食のパンにコバエが混入していたという新聞記事やテ

レビ報道がありましたことは御存じのとおりかと思えます。定期的に立入検査をしていた県学校給食会は、リスクを把握するには専門的な目線が欠かせないと判断しまして、保健所OBを非常勤の衛生管理専門員としてことし4月から雇い、検査に同行させているとのことでございます。

そこでお尋ねいたします。当瑞穂市の給食センターは、配膳の時点で異物が混入され、発見されたという実態はあるかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 給食における異物混入の実態であります。一昨年、うどんに髪の毛や虫が入っていたことや、給食センターで調理後、大根サラダの下処理に使っていた包丁が欠けていることを発見し、大根サラダに破片が混入されている疑いがあるということで、大至急大根サラダ1品を欠食したことがありました。

特に、昨年は6月に野菜スープに小さな虫、アザミウマが入っていたりとか、8月には枝豆に虫が入っていたりとか、虫の混入していた案件が4件と、例年になく多くありました。これは、先ほどの可児市のパンのコバエ混入事件など、給食への異物混入事件が新聞等で取り沙汰されたことにより、子供たちが過敏に反応したのではないかということも要因の一部ではないかとは考えておりますが、こうした事実はございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） わかりました。

瑞穂市には異物混入なんてないものと思っておりましたが、やはりあるにはあるんですね。

したがって、次の質問はそれを踏まえまして、例えば各務原市では、給食の里芋コロケのポリエチレンの一部が混入されていたとか、あるいは今のような髪の毛が混入されていたとか、いろいろ各務原市におきましても異物混入の問題が取り沙汰されておりました。その問題は、もちろん発見された情報が結果的に伝わらずに、次の被害につながっていったというところに大きな問題点が指摘されておるところでございます。いわゆる連絡体制の不備ですね。

したがって、当瑞穂市の給食センターが、仮に今次長がおっしゃっていただきましたように、異物混入が発見された場合の対応、すなわちルールの徹底はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 異物混入の対応ですが、給食における異物混入が発見された場合の対応については、まず異物が危険物、非危険物かにより対応を判断しております。調理器具の部品や針、包丁の破片など、子供たちの生命に影響がある危険物と判断した場合は、全配送施設へ緊急連絡し、当該献立の中止措置をとります。また、毛髪や虫、包装食材の切れ端など非

危険物が発見された場合は、大量混入のおそれがあるのか、そうでないのか判断します。大量混入のおそれがあるとした場合は、危険物の対応と同じく全配送へ連絡し、当該献立の中止措置をとります。大量混入のおそれがないとした場合は、子供がそれを食べたか、口に入れたかで判断し、食してしまった場合は、本人の様子にもよりますが、保護者に連絡して病院へ連れていくこととなっております。

以上のとおり、異物混入における対応マニュアルを各学校、保育所、幼稚園に配付し、先生、保育士に徹底を図っております。調理側の給食センターにおいても、調理前に調理室の点検、調理員の調理場に入る前の身支度、指輪、ネックレス、ヘアピンなどを外し、帽子から毛髪がはみ出さないようにし、ポケットには何も入れないようになどを徹底しております。

また、調理する際にも、下処理の根菜の洗浄については3回、葉物においては4回と、水洗いを徹底しておりますし、もし葉物で虫の付着が認められた場合は、洗浄を4回から6回にして目視で確認をしたりしております。さらに、調理後も野菜裁断機など調理器具の部品の数の確認や包丁など、刃先が欠けていないかなど確認して、徹底した調理器具の点検も行っております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

もう一方のルールとしまして、例えば先ほど各務原の事例を申し上げましたが、マニュアルの話も今次長から出していただきましたが、自校、いわゆる自分のところで調理した場合の給食に異変があった際は、担任が栄養教諭か栄養職員を通じて校長に連絡し、校長は市教委に伝えることになっていたんだけど、この小学校は校長が市教委に連絡しなかったということから、また次なる被害につながったという事例があったと承っておりますが、当瑞穂市は、その部分については徹底されているわけでございますね。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この連絡等については、徹底しております。

[7番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

次の、同じくこれに関連しまして、ちょっとこれは遠いところの事例ですが、今の次長の答弁にも入っておりましたが、富山県の氷見市の学校給食での事例でございますが、昨年9月から10月に重大な事故につながりかねない異物の混入が4件続いたと。全て市が直営する学校給食センターが調理したもので、配食をとめて調査した結果、1件は野菜カッターの部品の欠落だったと。ところが、あと3件の原因は、今も何らわからないままになっていると。したがっ

て、市の教育委員会としては徹底的なチェックをするほかないとして、金属探知機を2台購入して徹底的な調理中の食材に対して、探知機をかざしながら安全を守っているそうでございますが、先ほどの次長のお話を聞きますと、包丁の欠けた部分が多分どこかへ入っているという認識もありますし、野菜の裁断機の一部が入っている可能性もあるというようなお話もございましたが、これは1台5万円程度だそうでございますが、二、三台お買いになって、そういうことを徹底されるおつもりはあるのかなのか、再度御答弁を願いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、調理器具の数の確認や、包丁など調理器具の徹底した点検を行っておりますが、金属探知機の導入について、現在は今考えておりませんが、緊急時の備えとしては購入することも非常に大事だと考えておりますので、今後検討したいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

食の問題は、語れば尽きないわけですが、ぜひとも給食センターに任せ切りではなしに、たまには首長や教育長、あるいは校長など、責任ある立場の方々が給食の調理現場にその状況を見に行っていたり、状況を把握していただきながら、食の安全に必要な人員や設備を整えるという、その力の注ぎ方についての期待をいたしまして、この質問は終わらせていただきたいと思っております。

次の質問は4点目、結婚相談所設置の件という題になっておりますが、必ずしも結婚相談所じゃなくても結構でございますが、それに類する設置の件の質問をさせていただきます。

国は、人口の減少に歯どめをかける意味合いで、移民の議論を本格化させているということは一部報道がされておりましたので、御存じの方もあろうかと思っております。

移民と出生率向上の施策で、100年後も人口が日本国、日本が1億人を維持しようという考え方のようでございます。なぜなら、今、国の人口は2012年末で1億2,700万人。ところが、約100年後、正式には98年後の2110年における人口は4,300万人程度の見込みになっているようでございます。

そこで、内閣府は2015年以降に毎年20万人の移民を受け入れまして、出生率も2.07%にすれば、2110年の人口は1億1,000万人を維持できるという推計をしているようでございます。

このように、国は移民という手段まで考えて1億人の人口を保とうとしているところでございまして、そのような考え方が出ている中で、内閣府も2014年度から結婚相手を探すために、地方自治体が開く婚活イベントの支援を始めるという報道がなされております。そういう中にありまして、当市の把握できている範囲内における未婚状況はどうなっているのか、お尋ねい

たしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 広瀬武雄議員の、結婚相談所の設置の御質問にお答えをいたします。

なかなか現時点での未婚者といえますか、結婚されていない方を把握するという事は難しいところですが、古い資料になるんですが、平成22年度の国勢調査において、未婚者数というのが一応報告があります。ある程度参考になるとと思いますので申し上げますが、25歳から29歳で男性で1,815人のうち未婚者は1,168人、64.4%が未婚ということで、女性は1,813人のうち未婚者は863人、47.6%が未婚となっています。また、30歳から34歳の方の未婚の方といえますと、男性が2,116人該当者がありまして、未婚者は740人、35%、約3人に1人が未婚というような状況もあります。女性では、1,978人のうち未婚者は464人ということで23.5%、約4人に1人というような未婚の状態になります。35歳から39歳においては、男性が2,406人のうち未婚者は638人、率にしまして26.5%、約4人に1人が未婚、女性に関しては、2,315人のうち359人、15.5%が未婚ということになっております。30歳代での未婚者が男性1,378人、女性が823人、それから25歳から29歳の男女の合計が2,031人ございまして、25歳から39歳では4,232人ということで、未婚者が随分昔よりはふえているというふうに思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。意外な数かなあとというのが私の率直な感じでございます。

岐阜県では、非婚化、晩婚化が進む現状を受けまして、2014年度、市町村間で結婚相談員の情報交換の場を設けるなど、市町村と連携をした婚活支援に取り組むと、それらを強化していくことを検討しているようでございます。これらは、非婚化、晩婚化対策に広域で取り組むのが狙いございまして、県の少子対策課は、広域の取り組みで選択肢が広くなり、マッチングを成功させることで少子化対策につなげていくとの方針を発表しているようでございます。したがって、県内におきましては42市町村のうち、岐阜市、大垣市などの独自の結婚相談所を設けている23市町村の情報システムを統合し、瑞穂市や本巣市など結婚相談所のない19市町村にも設置を促し、独身者のデータを共有する方針のようではありますが、当瑞穂市はどのように考えておられるか、御答弁を願いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） この御質問は、以前にも広瀬武雄議員、西岡議員からいただいております。以前における答弁では、少子化対策ではなく、まちづくり事業として街コンなどの場を提供することを検討するという事でお答えをしております。

では、今、瑞穂市における婚活についての取り組みですが、現在瑞穂市では県の少子化対

策課から届く「コンサポ・ぎふ」という情報を瑞穂市の事業所として、市の職員にインフォメーションにのせて周知をしております。このコンサポ・ぎふというのは、県内の市町村が実施する取り組みや民間のイベント情報の提供になります。市の職員がどの程度活用しているかは把握できておりませんが、そのような状況になっております。

婚活については、少子化対策の関連事業としまして、現在検討中であり、これから更新を予定しております市のホームページに付随した形で、少子化対策専用ウェブサイトというものを考えています。このサイトでは、市民や市内の事業所に対して婚活情報を提供できないかということを考えています。また、市民や事業所が登録できることにより、行政と市民、事業所との情報提供や相互の関係が可能になるという利点もあるようです。先ほど、議員が御指摘の点はこのあたりにあると思います。

計画中の市のホームページは、スマートフォンや専用サイトを設け、若い世代の要望に対応するものとなり、それに付随する形で結婚に関心を持ってもらうということが狙いになっております。この専用ウェブサイトでは、結婚情報のみならず、妊娠や出産、育児といった継続的な情報も提供を行い、子育ての不安や子育て中の母親の孤立の防止にもつなげることを狙っています。

この結婚、妊娠、出産、育児というような切れ目のない支援を行うためには、行政の組織が連携することが必要であり、携帯端末で手軽に情報が得られる専用ウェブサイトを構築するとは、関連事業の周知を図り、情報を提供することにより少子化支援対策を行い、関連事業への参加意欲を高め、利用者拡大を狙うものです。若い世代が行政に関心を持ってもらうため、参画を促すなどの目的でございます。なお、この少子化専用ウェブサイトの構築については、国の少子化対策事業の助成金の申請を現在しておるところです。

また、先ほど御質問の中にもありましたが、県では各市町村へ婚活関連の情報を県で取りまとめて、専用ウェブサイトの試み運用というのも構築しようとしております。これらの取り組みに歩調を合わせるような形で、瑞穂市のほうもこの専用ウェブサイトを考えていきたいと思っております。

なお、この運用については、個人情報の観点からちょっと課題があるのではないかとということで、検討しているところでございます。

なお、広瀬議員の御質問の結婚相談所についてですが、瑞穂市では現在瑞穂市の商工会の女性部が、毎月2日の火曜日に結婚相談所として相談を受け付けております。相談を受け付けている市町村は、直営ではなく、商工会とか社会福祉協議会などが運営しているところが多くございます。

県は、結婚相談所を設けていない市町村に今後連携を深めて、どんな意向があるのかということの意向調査があるようですが、瑞穂市においても、福祉部、社会福祉協議会と協議をしな

がら考えていきたいと思えます。

基本的には、民間の活力において可能であることは民間やNPOなどに行ってもらいように考えておりますので、現時点では結婚相談所の設置については、慎重に検討しているところで

す。市内でも、民間事業所によるフレンドリーパーティーなどの企画があると聞いています。そのような情報の提供の場として、専用サイトを取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

結婚相談所は無理だけれども、いろいろな形で、御答弁のとおり積極的に前向きに対応していきたいと、このように理解するところではありますが、その中の1点ですが、商工会における女性部の相談業務を行っているとのことですが、これにつきましては、先般の質問のときにも同じような御答弁を頂戴しましたし、本来、市がやるべき事業ではなく、社協などに委託すべき事業ではないかというような御答弁の記憶も、私は今頭の中によみがえってまいりました。

ところが、商工会に尋ねてみますと、年間10人程度が何らかの形でお問い合わせがある程度だそうございまして、やらなきゃならないからやっている程度のようなスタイルでございまして、それがあから云々ということは、この実態から考えますと、およそ相談の、いわゆる婚活事業をやっているということが言えるであろうかという疑問を感じるころでございまして、商工会の女性部の部分につきましては、ないも同然だという理解をしておっていただいたほうがいいのではないかと思います。

なお、最後になりましたが、なぜこのようなことを私が申し上げるか申しますと、国や県の施策もさることながら、瑞穂市は人口が増加しております。しかしながら、その人口の増加の中身は、よその市町から瑞穂市へ移り住まれた方々で増加しているという理解をしております。いわゆる自前ですね。昔から、あるいは従来から瑞穂市にお住まいの方たちがどんどん子供を産み育てていると、それによって人口がふえているという現象は全くほど遠いような感じを受けます。したがって、今理由はどうあれ、瑞穂市の人口がふえている間にそういう手を打っていかないと、人口が減少し出してから手を打っていても遅きに失するというところをございまして、ぜひとも国や県の施策に協力し、当市の人口増加、並びに少子化対策につなげていただくことを切にお願い申し上げまして、質問を終わります。

以上4点にわたりまして質問をさせていただきました。一番最後の質問になりましたが、御

清聴いただきまして、ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） 7番 広瀬武雄君の発言を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（星川睦枝君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

傍聴者の皆様、長時間にわたりありがとうございました。

散会 午後5時37分